0029612000

0029612-000

DF315-11

朝鮮金融組合史

朝鮮金融組合協会

1929

ADI

医学部受験対策
英文

昭10
B
25

朝鮮金融組合史

立憲民政黨
政務調査館
圖書之印

DF315
1

國立國會
43.1.17
圖書館藏書

748714

伏して惟みるに天祐を保有し、萬世一系の皇統を繼かせ給ひし天皇陛下には、御踐祚以來茲に三年、本日を以て天津日嗣の高御座に即かせられ、御即位の大禮を行はせ給ふ。維れ皇國最高の式典にして、其盛觀宇内に比なく、頌音中外に洽し、陛下英資天縱にましまし先に明詔を下し給ひ、擧國一體共存共榮を圖り、國本を不拔に培ひ、民族を無疆に蕃くし、以て維新の宏謨を顯揚せんことを懋むべしと誨へ給ふ。寔に感激に耐へ得ざる處である。今や皇化愈霑ひ國運の隆昌亦前古に比なし、吾等何の幸か生を昭和の盛世に享け、この鴻典に逢ひ奉る、千載一遇と申すもおろかである。

按するに、金融組合制度半島に施行せられしより方に年あり、吾等叨に任を濟民の重に受け夙夜淬礪、内は倍々組合員を誘掖して協睦自助の實を擧げしむるに竭し、外は大衆を啓發して組合精神の擴充を期し、ひそかに報効の誠を抱くもの、如何にして歡抃欣喜の情を展へむとせざるものやはある、奈何にして之を久遠に記念し奉るに、思を致さざるものやはある。

茲に賤しきを相諮りて、過去涓滴の微蹟を錄し、乏しきを聚めて梓に上し、謹みて奉祝の鄙衷を披き、聖壽の萬歳と寶祚の無窮を祈り奉る。

昭和三年十一月十日

救世濟民

天山

朝鮮總督　子爵齋藤　實

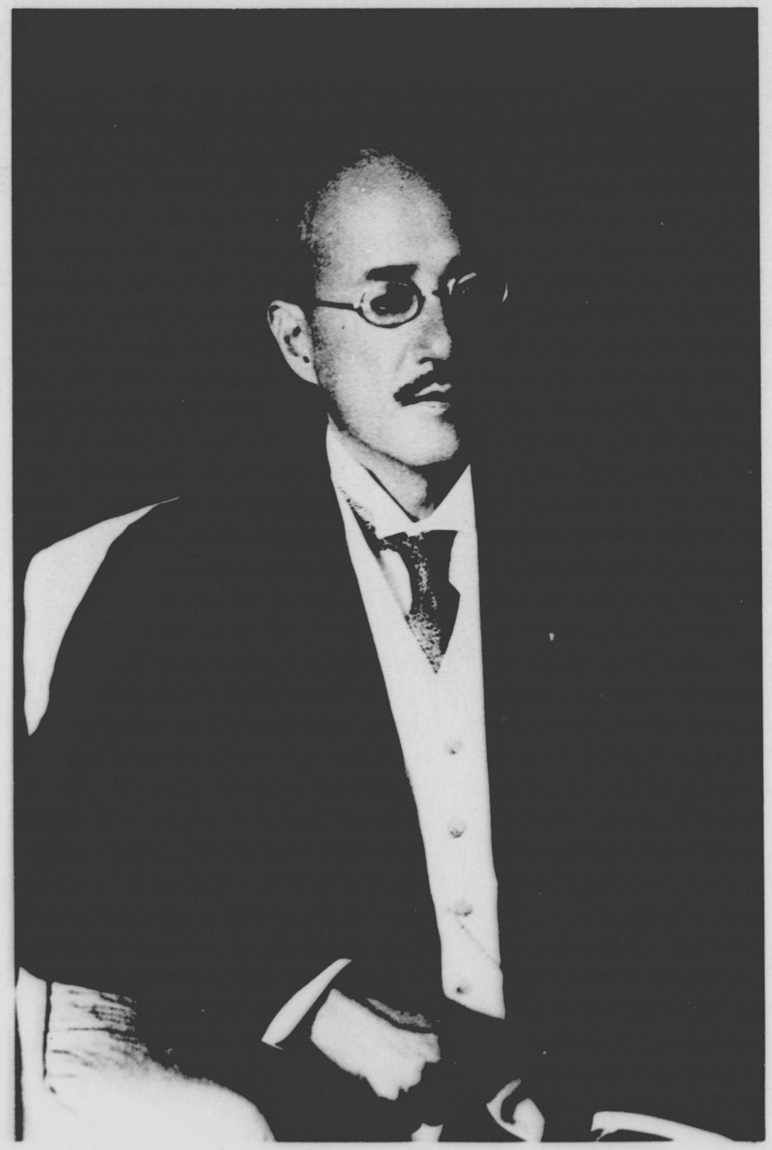

朝鮮總督府政務總監 伯爵 兒玉秀雄

朝鮮總督府財務局長
朝鮮金融組合協會會長
草間秀雄

前任官

前韓國統監 公爵 伊藤博文

前書

前韓國統監 子爵 曾禰荒助

前韓國財政顧問　男爵　目賀田種太郎

前朝鮮總督　山梨半造

前德王 伯爵 岡崎川宮及其妃

前德王 伯爵 乃手 正義

前德王 子爵 鍋島 直大

前德王 伯爵 宇佐川 一正

前政務總監　公爵　山縣伊三郎

前政務總監　下岡忠治

前政務總監　水野錬太郎

前政務總監　湯淺倉平

前政務總監　有吉忠一

前政務總監　池上四郎

前財務局長　河内山樂三

前陸支部長官　荒井賢太郎

前財務局長　和田一郎

前陸支部長官　鈴木參

第一期時代の金融組合（公州地方金融組合）

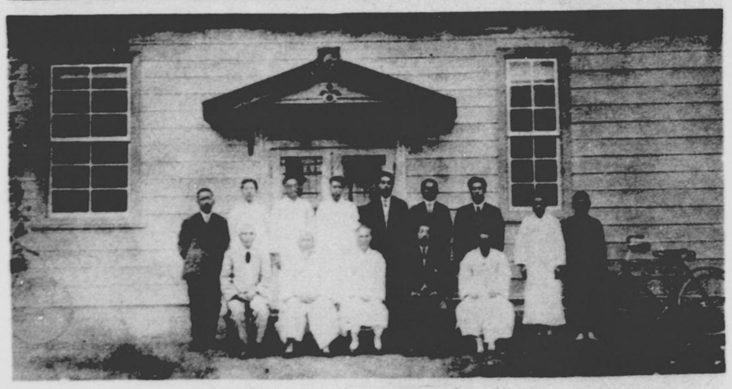

第二期時代の金融組合（同上）

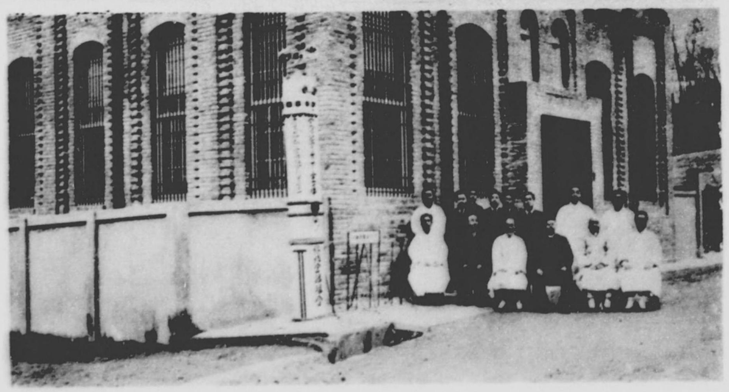

第三期時代の金融組合（錦城金融組合）

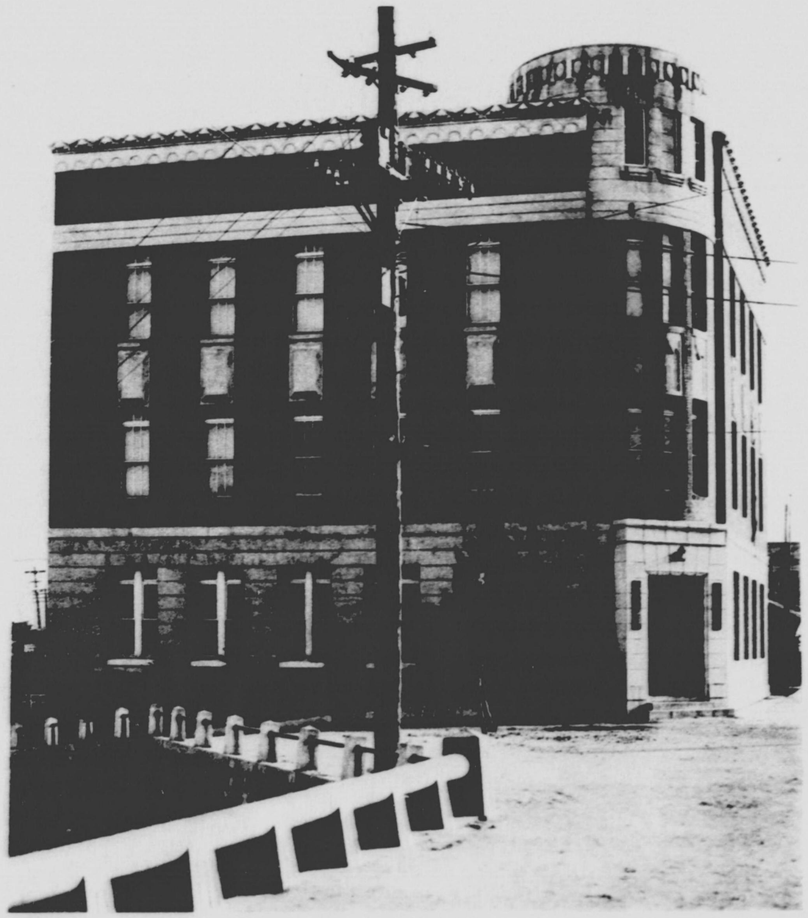

京畿道金融組合聯合會

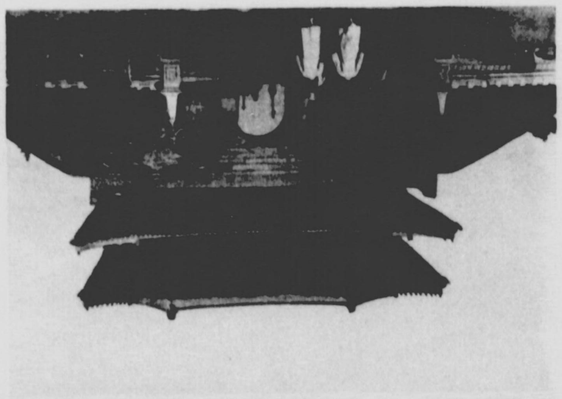

京城南大門

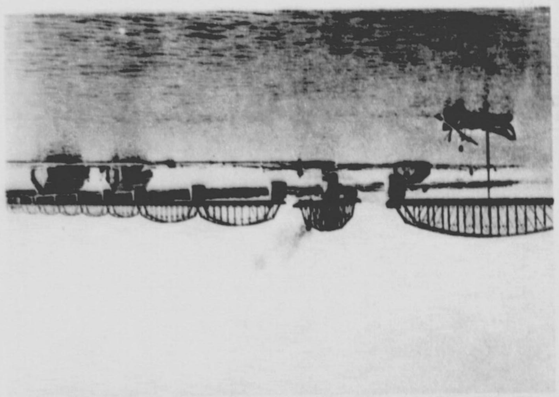

鴨綠江橋

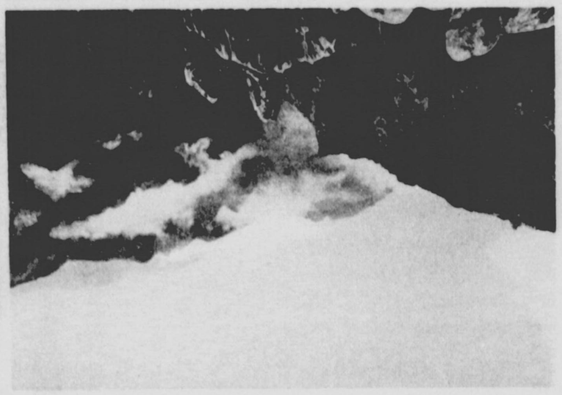

金剛山萬物相

平壤牡丹臺

序

本書は昨秋即位の御大禮を行はせらるるに當り、全鮮の金融組合が奉祝の赤誠を捧ぐると共に、此の曠古の御盛儀に對する記念事業の一端として企圖したものであるが、今やその稿成り發刊の運に至つたことは寔に慶祝の至りに耐へないのであります。

顧みれば、朝鮮に於て金融組合が創設せられてより茲に二十有餘年、朝野の指導後援宜を得て能く今日の隆盛を見るに及んだのでありますがその間組合關係者は勿論先輩各位の苦心努力は想像するに餘りある次第であるが、此等の事蹟が不充分ながらも本書に依つて後世に傳へらるるを得るに至つたことは、私の更に深く悅を感ずるところであります。本書の內容體裁等に付ては種々批評の餘地が存することと信ずるのでありますが、編輯を企ててより僅か一年足らずの短日月

に完成を急いだ爲、史料の蒐集、精選、按配、文章の推敲等に於て意の如くならなかつた點もあり、偏に讀者の寛恕を希ふ次第であります。

私は此の機會に於て、特に朝鮮に金融組合制度を創設したる故男爵目賀田種太郎閣下を初めとしその發達助成に功勞尠なからざる先輩各位並に組合關係者に對して、玆に敬意を表すると共にその遺業を繼承せる現在の全鮮金融組合關係者に對し、その負託に背くことなく組合創設の目的を達成せんか爲、今後一層奮勵せられんことを希望致します。

昭和四年六月

朝鮮總督府財務局長　草間秀雄

例言

一、本書の性質上法令、通牒の處々に挿入せらるゝあり、多少記事に於て無味乾燥に亙るは免れざる所なるも、力めて趣味あるやう行文に意を用ひたつもりである、なるべく全編を通じて讀むで頂きたい。

一、本書中に掲載したる統計材料は、主として財務局に於て蒐集せられたるものに依つたのであるが、編述の都合上若干の選擇を行つたけれども全局に於て大差なきを期したものであると云ふことを諒とせられたい。

一、尙統計類の計數は之を昭和二年度末である三年三月三十一日に打切つて掲載したものが多いが、或るものは其の以前に遡りまたは其の後に及んだものもある、尙附錄に於ける金融組合關係者氏名等は同年十二月末日現在である。

一、本書はもとより金融組合二十餘年の輯史ではあるが、一面に於て組合事業を研究せむとするもの、組合實務に日尙淺きものゝ爲めにも、努めて好參考書たらむことを期した、故に組合實務の內容に觸れた點も尠なくない、此の點も御含みを願ひたい。

一、本書編纂に參考書として引用した書類は頗る多いが、主なるものは度支部統計年報。韓國貨幣整理報告書。韓國財政施設綱要。經濟大辭書(社倉、重田定一博士。契、河合弘民博士)。金融と經濟(李氏朝鮮に於ける社會事業と其の財源、麻生武龜氏)。地方金融組合(客主及旅閣に就て、南宮營

氏)。同(組合業務の精神、寺島德實氏)等である。

一、編中時に論策または意見に類したるものもないではないが、當局または本會を代表しての意味ではなく、一に編者の私見として責を負ふものであるから、御了承を乞ふ次第である。

一、本書の論策又は要旨の說述、多く舊組合令を根據としたるに、適々組合令の改正に遭ひたるが爲め、遽かに訂正改竄せるもの不尠、爲に文章及語句に於て見苦しきものありたるを免れないと信する、枉げて御宥を願ひ度い。

一、本書は本會囑託秋田豐をして編纂せしめ、常務理事牟田口利彥之が校閲を爲したものであるが短時日のことゝて編輯校閲共に不完全なるを免れず、杜撰の點は幾重にも讀者の御海容を願ひ度い。

一、本書を剞劂に附せむとするに當り尙正鵠を期する爲、齋藤平安南道金融組合聯合會理事長に校訂を煩し、また山根京畿道金融組合聯合會理事長不尠助言指導を與へられた、記して以て兩氏に厚く感謝の意を表する次第である。

昭和四年七月

朝鮮金融組合協會

御大典記念

朝鮮金融組合史目次概要

第一編　總說……一

第一章　序說……一

第二章　金融組合制度創設前に於ける朝鮮の財政金融及農民經濟の狀態並契、社倉其の他下層農業者に對する公共的經濟施設狀況……七

第一節　財政及金融の狀況……七

第二節　農民經濟の狀況及商取引の概況……四七

第三節　契、社倉其の他の公共的經濟施設……五九

第三章　金融組合制度の創設及組合發達の概況……七一

第一節　組合の創設及其の制度機能の特色……七一

第二節　金融組合の普及及發達……一二

第三節　金融組合聯合會の設立並其の制度機能の特色及發達の概況……一三七
第四章　政府の保護監督並朝鮮殖産銀行との關係……一六九
第一節　金融組合及同聯合會に對する政府の保護監督……一六九
第二節　金融組合及金融組合聯合會と朝鮮殖産銀行との關係……一七六
第二編　村落金融組合に於ける各種事業の發達及變遷……一八三
第一章　概說……一八三
第二章　組合の信用事業……一九三
第一節　資金の貸付業務……一九三
第二節　預り金業務……二三四
第三章　組合の貨幣整理事業……二四二
第四章　倉庫保管事業……二六四
第五章　組合の委託販賣、共同購入、其の他の事業並行政官廳の勸業との關係……二七〇
第一節　委託販賣業務……二七〇
第二節　産業材料の共同購入、貸與及配付並副業奬勵施設……二七四
第三節　行政官廳の勸業方針と組合の農事施設……三〇三
第六章　朝鮮殖産銀行業務の代理及媒介……三一四
第三編　都市金融組合に於ける各種事業の發達……三四九
第一章　概況……三四九
第二章　組合の信用事業……三九四
第一節　資金貸付業務……三九四
第二節　預り金業務……三八三
第三章　組合の倉庫保管事業……四〇一
第四編　金融組合聯合會に於ける各種事業の發達……四〇三

第一章　概說……四〇三
第二章　所屬組合……四一六
第三章　所屬組合の資金調節……四二四
第四章　所屬組合の業務指導……四二七
第五章　所屬組合の連絡其の他の事業……四四〇
第五編　金融組合令、金融組合業務監督規程及定款案……四四五
第一章　概況……四四五
第二章　金融組合令……四四六
第一節　地方金融組合規則の發布……四四六
第二節　地方金融組合令の發布……四四八
第三節　地方金融組合令の改正……四六六
第四節　金融組合令の改正……四七七
第三章　金融組合業務監督規程……四九七

第一節　地方金融組合監督規程の發布……四九七
第二節　地方金融組合業務監督規程の發布……四九九
第三節　地方金融組合業務監督規程の改正……五〇八
第四節　金融組合業務監督規程の改正……五二五
第四章　金融組合定款……五三六
第五章　現行金融組合關係諸法規……五七七
第六編　金融組合及同聯合會關係の法人團體……六三三
第一章　朝鮮金融組合協會……六三三
第二章　朝鮮産業組合及漁業組合……六五五
第一節　産業組合……六五五
第二節　漁業組合……六九一
第三章　畜産同業組合及畜産同業組合聯合會……七一三

目次

附錄

訓示及告辭……一
金融組合及金融組合聯合會理事(理事長及副理事を含む)在職中死亡者氏名……二九
金融組合及金融組合聯合會永年勤續被表彰者氏名……三三
歴代金融組合關係者氏名……三五

朝鮮金融組合史

第一編　總　說

第一章　序　說

國を擧げて謹賀の誠を捧ぐべき、御大典の御儀ある昭和三年の秋は、我が金融組合に取りても其の最初に、設立せられたる組合が業務を開始して以來、二十一年の歳月を閲して眞に由緒ある年である。八千萬同胞が齊しく寶祚の無窮と國運の彌榮えん事を祈りて歡天喜地、さらぬも國民的に此の御慶典を記念すべき目出度い年に、金融組合も重ねて自祝の域に邂逅したと云ふ事は、實に千載一遇と云はなければなるまい。就ては此の重ね〳〵の喜を記念し一面に在りては既往の業績

を顧み、之れを記述して各位の參考に供し、又故を溫ねて新を知るの資料とするは、金融組合が將來倍〻發展するのこよなきよすがにもなるであらう、是れ卽ち玆に金融組合史編纂を企てた所以である。

あらためて云ふ迄もないが日韓併合後諸制度文物の進歩は、固より世界の大勢當局の異常なる努力に相遙なからうが、我が國が施政に關與してから僅々二十箇年の間に政治と云はず教育と云はず、法律經濟の施設に於て領土を海外に古くから持つて居つて、其の經營統治に幾多の經驗ある諸先進國をして賞讃に値せしむる事蹟を擧げて居ると云ふ事は、足跡を一度朝鮮に印したる者の等しく同感とする處であらうと信ずる。

他面の事は暫く措いて、我等が關與して居る「金融經濟」の方面に於ては、一段其の感を深くせざるを得ないのである。之を近古に尋ぬるに吾人をして直言せしむれば、眞の金融なるものは絕無であつたと稱しても敢て過言ではないかも知れぬ。輙ち銀行と稱すべきは勿論なく、貨幣の價格が品質に依つて異つたり、價値なき於音の濫發など殆ど想像だにし得られなかつた當時の模樣を省みれば、正に雲壤月鼈の差があるであらう。

按ずれば明治三十七年八月(光武八年八月)財政顧問部が設けられてあらゆる苦心慘憺を嘗め、錯節を芟除して從來の宿弊を一掃するに努め、基礎を固むるに至つたのであるが、如何に當時その衝にあつた人々が、有眼達識の士に滿ちて居つたかは喞喞記す必要もないが、吾人後進者は滿腔の感謝を捧げなくてはなるまいと思ふ。

蓋に明治三十八年には第一銀行に對し、時の韓國政府から明治三十四年以來許可せられて居つた同行銀行券の無制限通用を公認して中央銀行の任に當らしめ、又商業金融の端を開く爲め、明治三十八年十二月漢城共同株式會社を京城に設立して商品擔保貸付の道を作り「於音」を廢して信用取引の基礎を定むべく、同年手形組合條令及約束手形條令を發布して、政府自ら基本金を下付して京城を初めとし平壤・大邱其他各地に手形組合を組織せしめた。更に地方金融の疏通を目的として翌年農工銀行條令を發布し、全國樞要の地十一箇所に農工銀行を設置し倉庫業をも兼營せしめた。其他日本興業銀行が京城支店を設置して韓國々債の引受農工債券の應募等に活動したのである。我が金融組合も其當時に設立せられたる金融機關の一つであつて、主として財政顧問目賀田種太郎閣下の考案劃策せられた所に依るものであるが、適〻光武十一年(明治四十年)二月各農工銀行支配人に對し、財政顧問より資金の出張貸付及び農業倉庫建設に關し照會を爲した其回答意見書を考慮したる結果、愈々地方農民に對しては、特種なる金融機關の必要を確信するに至つたので玆に成案を得て、專ら小農に資金を融通し兼ねて委託販賣共同購入を營ましめ、同時に僻陬の地に新貨の普及を圖るを目的とし、明治四十年五月地方金融組合規則が制定せられて同年六月全羅南道光州に初めて光州地方金融組合の設置を見たのが抑も其の嚆矢である。

目賀田種太郎閣下が組合制度を劃策せられた所以のものは、朝鮮當時の狀態を觀察せられて、朝鮮の開發は農工業の改善に俟たざるべからず、農工業の改善を爲さんとするには須らく小農者の福利を增進せしむるに在り、從つて之等小農者を救拯するには之れに必要なる資金の調達に任す

る金融機關を設立せざるべからずと云ふ根本に着眼せられた結果である。

由來朝鮮には古往より官治行政の不備を補はんが爲め、自然民間に發達したと云ふ稚「ヰ」なるものがあつて、數人若くは數十人相合して一の組合を作り互に若干の金錢を醵出し主として冠婚葬祭に際して相互扶助を目的としたのである。今日朝鮮の小農者を高利の桎梏より脱せしめ青春發溌たる氣分に甦らしむるには、單なる金融機關の利用よりも相互共榮を根據とした前記稚を改造するに如かずと爲し、更に內地に於ける產業組合又歐洲に行はるゝ村落及庶民銀行に範を採り、當時の民情を斟酌されて、玆に地方金融組合なる名稱を冠し庶民金融機關が初めて朝鮮に實施せらるゝ樣になつたのである。

金融組合設立の動機は大體以上の如くであるが使命も亦遐かに重且つ大であるかは、光武十一年(明治四十年)五月十五日各道觀察使に宛たる度支部大臣の令達で明かである。

地方ノ金融ヲ整ヘ產業ノ發達ヲ謀ルノ要ハ旣ニ屢次訓令ヲ發シタル所ニシテ政府ガ夙ニ各地ニ倉庫ヲ設ケ又ハ銀行ヲ置キ益々之レヲ擴張スルモノ以テ其ノ趣旨ヲ知ルニ足ルベシ銀行及ビ倉庫ノ設置ハ着々當初ノ目的ヲ達スルコトヲ得ルモ其ノ所在地尙ホ各道ノ主府ニ過ギズ未ダ一般農民ヲシテ廣ク金融ノ便ヲ得セシムルニ充分ナル施設ト云フヲ得ズ故ニ政府ハ一般小農ヲシテ直接ニ金融ヲ得セシメンガ爲メニ地方金融組合ヲ設ケシメントシ別紙金融組合設立計劃要領及ビ模範定款ヲ制定シ之ヲ各道ニ頒布ス此金融組合ハ一般農民ヲ救濟シテ其ノ利益ト幸福トヲ增進シ兼ネテ農事ノ改良發達ヲモ助成セシムルモノナレバ其ノ設立ノ安否ハ直ニ農民ノ休戚ニ關シ利害誠ニ尠カラズ貴官能ク之レヲ諒シ詳カニ右計劃ノ趣旨ヲ按シ細カニ民情ヲ察シ以テ地方金融組合ノ創設ト其ノ運用トヲ指揮監督シ政府ノ所期ヲ大成スベシ其ノ細目ニ至ツテハ其ノ地財務官ト協商シ速ニ之レヲ實施セシムルヲ要ス

とありて此の令達を判讀すれば、我が金融組合の朝鮮に於ける重要さを痛感し、併せて其の機能を知る好資料と思ふのである。而して過去二十一年の間金融組合の監督保護の任に當つた財務當局は勿論、第一線に立つて奮勵せられた組合の役職員の苦心の程は、涙ぐましい眞面目と熱と血とが流れて居つた「我等が金融組合の爲めに」「朝鮮の爲めに」「新附の同胞の爲めに」「弱者の味方となつて奈何に働いたかと云ふ事は之れを詳細に說くは、今其の場合ではないが順を追ふて之れを舒するであらう。

大體に於て金融組合事業の發達道程を分ちて三期とする。即ち光武十一年(明治四十年)五月より大正三年地方金融組合令發布の直前迄之れを第一期と云ふ。此の時代は取りも直さず金融組合の創立時代であつて、組合をして小額の資金を貸付せしむる外農事の改良、貨幣の整理、助成を爲さしめたのであるが、未だ設立せられた組合數も尠く僅かに、他日大發展の途に上らむとする基礎を築いた形に過ぎない。次の大正三年より大正七年の地方金融組合令改正の直前迄の時代は之れを第二期とし、組合が躍進期に入つた證據であつて、貸付金の限度は擴張され預金の取扱は認められ、內地人の小農民をも加入せしめ得る事となりたる上、組合員は出資の義務を負ひ、剩餘金の配當に制限を加へ、倉庫保管の寄託物に對し倉荷證券を發行し得る等幾多著しき改善を見たので、組

合の業體は之れより順次展開の域に向つたのである。一面に於て此の時代より社會各方面の注意を惹く事となり、組合經營當事者の責任漸く重きを加ふるに至つた。次は第三期で大正七年地方金融組合令の改正から今日に至る迄の時代であるが、地方金融組合令の改正は從來の名稱地方金融組合の地方なる文字を削除して單に金融組合とした外、都市金融組合の設立を認め組合員の資格を徹廢し貸付預金の限度擴張等其の他各般の點に大なる革新を加へたが最も注目に値すべきは、各道内の金融組合に資金を融通し、併せて業務上の指導をも司る聯合會を創設することゝなつた一事である。其の結果組合業績も頓に一段と隆昌の氣運を釀し、日に月に組合員數貸付預金の增加を示し、其間突發の騷擾事件に遭遇したるにも拘らず、組合員の組合に對する好感はさしたる障害もなく、又大正九年三月以來内地財界の影響を受けたる恐慌にも相當の打擊なきにしもあらずであつたが、各聯合會との提携協調に依つて概して順調に經過し、今日の發達を齎すに至つたのである。

まことや一塊の石にも千古の史實を秘め、一木一草にもありし日の面影をとゞめてゐる。半島の文化を培ひしわが金融組合も、將に本年を以て此期の終を告げ、更に一進展期を劃せんとする機運に乘じてゐると云ふことは、自ら欣快に堪えない處である。

第二章　金融組合制度創設前に於ける朝鮮の財政
金融及農民經濟の狀態並稧、社倉其の他下層農業者に對する公共的經濟施設狀況

第一節　財政及金融の狀況

財政の一般

韓國政府時代に於ける財政は、紊亂の極に達して居つた。其の原因は多く宮中、府中の混同稅制の不備、歲出の濫費、幣制の錯雜紛亂等に依るもので之れが爲め自ら民力疲弊し、殆ど收拾すべからざる狀態に立ち至つた。

特に甚だしかつたのは、宮中、府中の混淆で因襲久しきに亘り宮中には皇室費として相當の額が官内府に支拂はるゝに係らず、國庫以外別に徵稅官を地方に特派して各種の租稅を徵收する外、宮中より屢々過重の負擔を國庫に要求する。其の名目費途の如何を問はず、何時も國費の負擔に乘り換ゆるのであるから政府豫算の如きはあつてなきと同樣であつた。亦一般人にして王宮の建築等に必要な課金を命ぜられて之れを拒んだが爲めに一身を亡ぼし、財產を無くした者は數知れ

ない程である。又宮內府は外人と鐵道、炭鑛の共同經營をして其の一切を擧げて外人に委任し金は國庫から支出して結局莫大の損失に歸すると云ふ有樣で、宮中、府中の混同は病膏肓に入つて居たのである。

一面に租稅の制度を見るに徵稅機關區々に亘り其の方法極めて不完全で、全く實蹟を擧ぐる事なく、關稅制度の特別會計の下に組織されたる總稅務司の專管に屬せしが如き、鑛稅驛賭稅其の他の雜稅の收納及び紅蔘專賣業も宮內府の管掌たりしが如き、錯綜したる機關に加ふるに郡守は別に徵稅の局に當り、又中央官廳の派遣に係る收租官があつて各種の徵稅に從事する實情で一定の規律なく官吏は朝夕誅求是れ事とするのみであつた。

更に歲出に至つては放漫の至りで、各官廳は濫りに出給命令を發して之れを度支部に要求し、出給命令權なき官吏が恣に直接出納を司る事例が尠くない、殊に不可思議なるは自ら收入したる者自ら支出して國庫は毫も與り知らざるが如き事實さへあつて、開國五百四年三月二十日法律第二號を以て制定せられた會計法は僅に一片の空文を留むるに過ぎなかつた。

貨幣制度に於ては光武二年發布の貨幣章程に於て銀本位を採用したるに係らず、政府は當初少許の銀、銅貨を發行したのみで其後は盛に白銅貨を鑄造し、其の表價と實價との差が大であるのを利用して利益を收め樣とした結果濫鑄の弊となり、或は特許料を徵して其の私鑄を公許した爲め僞造盛んに行はれ、貨幣の信用地に墜ち、物價は變動常なく、幣制の紊亂言語に絕した。是れより先光武五年貨幣條令を發布して金貨本位に改めたるも其の實施を見ずして終はつた。

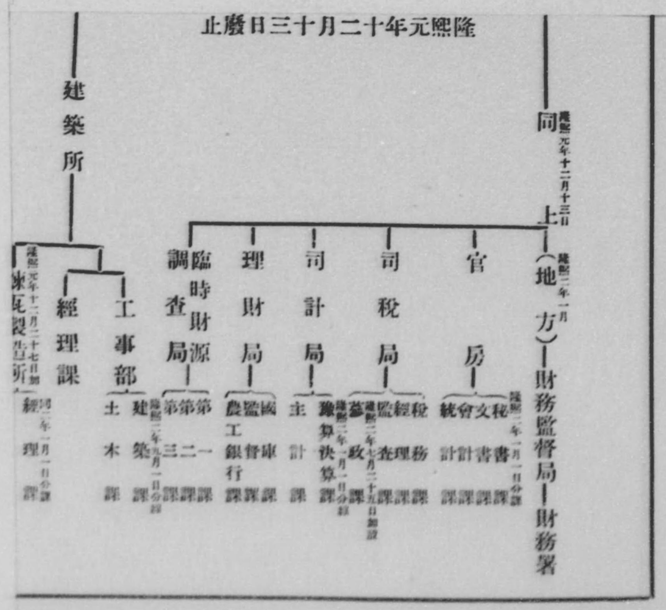

金融組合制度創設前後に於ける財務機關略表

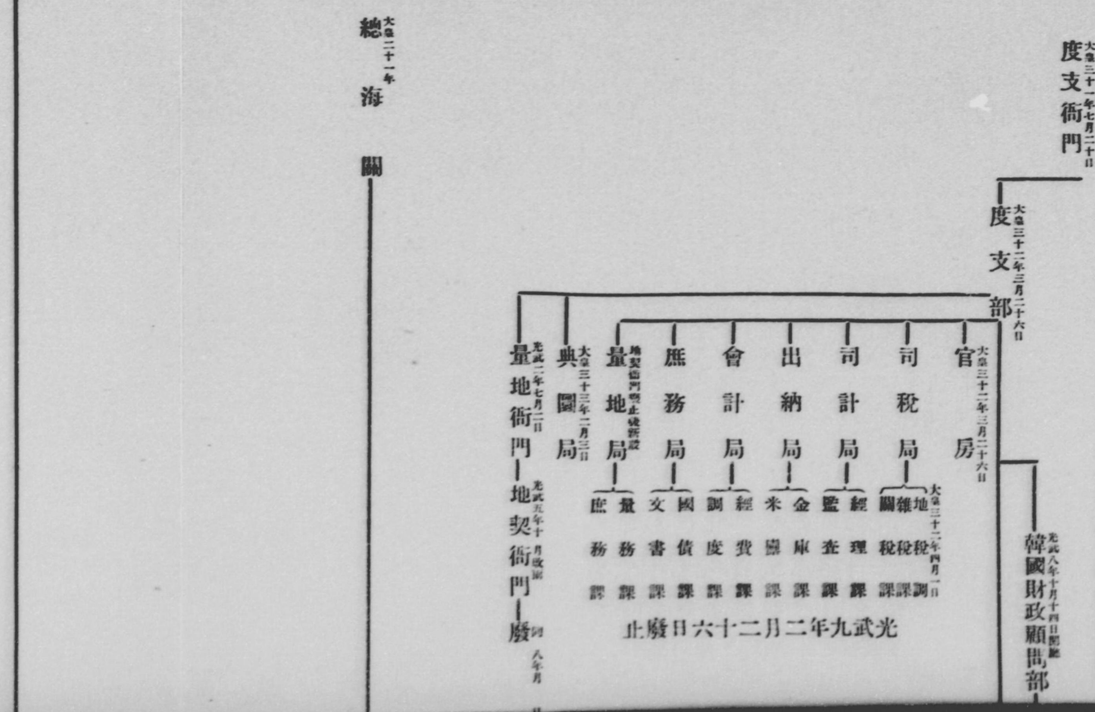

- 財政顧問部（光武十年十四日開設）
  - （地方）顧問監部
    - 顧問支部
      - 顧問分廳
  - 同（光武九年二月二十六日）上
    - 官房
      - 秘書課（光武九年二月二十六日分課）
      - 文書課
      - 會計課
    - 司稅局
      - 各正稅課
      - 量地稅課
    - 司計局
      - 經理課
      - 監查課
    - 印刷局
      - 工務課
      - 調度課
    - 出納局
      - 第一課
      - 第二課
    - 光武十三年二月二十一日廢止
  - 同（光武十年三月廿一日）上
    - 官房
      - 秘書課（光武十年四月十一日分課）
      - 文書課
      - 會計課
    - 司稅局
      - 各正稅課
      - 量地稅課
    - 司計局
      - 經理課
      - 監查課
    - 理財局
      - 國庫課
      - 庶務課
    - 檢查局
      - 中央檢查課
      - 地方檢查課
      - 審理課
    - 印刷局
      - 工業課
      - 調度課
    - 水道局
      - 內務部（隆熙元年移轉）
      - 工事課（光武十年四月二十一日）
      - 庶務課
      - 建築所
        - 經理課
        - 工事部
          - 土木課
          - 建築課（隆熙二年九月一日分設）
        - 煉瓦製造所
          - 經理課（同年一月一日分課）
          - 作業課
    - 建築所
    - 隆熙元年十二月十三日
    - 隆熙二年一月
    - 光武九年二月二十六日廢止
- 同（隆熙元年十二月十三日）上
  - （地方）財務監督局
    - 財務署
    - 官房
      - 秘書課（隆熙二年一月一日分課）
      - 文書課
      - 會計課
      - 統計課
    - 司稅局
      - 稅務課
      - 經理課
      - 查定課（隆熙二年七月二十五日加設）
      - 整理課（隆熙二年一月一日分課）
      - 豫算決算課（隆熙二年一月一日分課）
    - 司計局
      - 主計課
    - 理財局
      - 國庫課
      - 監督課
      - 農工銀行課
    - 臨時財源調查局
      - 第一課
      - 第二課
      - 第三課（隆熙二年九月一日分設）
    - 隆熙三年八月十一日廢併建築所
- 總稅務司廳（光武九年改稱月日未詳）
  - 臨時稅關工事部（光武九年四月月日未詳）
    - 關稅局
      - 官房（隆熙二年一月一日加設）
        - 文書課
        - 經理課
      - 監督部
        - 鑑定部
    - 會計檢查局
      - 庶務課（隆熙二年一月一日分課）
      - 檢查課
    - 印刷局
      - 經理課（隆熙二年一月一日分課）
      - 事業課
    - 臨時財產整理局（隆熙二年七月二十三日）
      - 總務課（隆熙二年九月一日分課）
      - 債務調查課（隆熙二年十月四日）
      - 債務審查會
      - 帝室債務審查會
    - 臨時國稅金未勸金整理委員會（隆熙二年四月五日）
- 門廢（同年八月日）止

財政の狀況は如斯上下如何ともなす事が出來ず空しく袖手せざるを得ざる始末であつたが、光武八年(明治三十七年)八月日韓協約成立して其の結果財政に關しては日本政府の推薦に依る目賀田種太郎氏が就任し茲に財政整理に著手する事となつたが、次で光武十年(明治三十九年)統監府の設置と共に、伊藤統監其の任に就かれ其の下に於て諸般の廓清漸く着々と進捗するに至つた。

左に其の施設した事項の大略を摘記すれば

(イ) 幣制紊亂の原因であつた舊白銅貨の引上及葉錢の整理を實行し、貨幣條例の實施を宣言して金貨本位の實を揚げ、第一銀行を中央金融機關として兌換券の發行を公認し、又地方農工資金の金融を圖らんが爲めに、各樞要地に農工銀行を設置し、漸次手形組合、地方金融組合をも設立せしめ無利子貸下を斷行し、徵稅機關の統一を企圖し、租稅徵收手續を制定して徵稅の順序を示し、負擔の公平嚴正を期し不當なる徵收を防避して歳入の適確增收を圖つた。

(ロ) 第一銀行及其の各支店に金庫事務を取扱はしめ國庫金の出納は金庫をして司らしめ、又一方に於ては日本通信官署に國庫金取扱を委託し、又從來は英國人ブラオン氏專管の下に經營せしめて居つた關稅事務を統一して國庫の收入と爲し、保稅倉庫を作つて物資の出入に便し、外國貿易の伸張につれ稅關及稅關支署を增設し種々の財源を調査したる事。

(ハ) 從來は港灣等の施設何等見るべきものがなかつたが之れが修築の工を起し、燈臺を增設し水道を新作し煉瓦製造所印刷局の新營を開始した。

(ニ) 財政紊亂の原因と認むべき帝室有及國有財産の歸屬を明かにした、例ば驛屯土、紅蔘專賣事業

の經營及國有不動產及帝室債務の調査整理の斷行。

註驛土とは高麗朝の頃公文書遞傳と公務の施行に依り旅行した官吏の馬匹食料を供給する爲め、驛站を設け驛卒驛馬を配置し之れの給養に充つるの目的を以て與へられたる田畓を謂ひ、屯とは往昔邊地に戍卒の耕食せしものと、地方廳の經費補給の意味にて開墾したる荒蕪地と、犯罪人の沒收土地等を云ふ。

一　財務機關

金融組合制度の創設前に於ける韓國政府の財務機關に就て見るに、大皇三十一年七月二十日設置の度支衙門なるものがあつて其の下に總務、主稅、主計、出納、國債、儲置、記錄、典圜、銀行、會計の拾局と總海關があつたのであるが、大皇三十二年三月二十六日度支衙門は之れを度支部と稱するに至つた。此の名稱は併合後大正八年の制度改革まで續いたのである。光武八年(明治三十七年)十月十四日韓國政府財政顧問部が設立せられて度支部と共に財務の行政に當る事となつた。

二　歲計

當時に於ける歲入歲出は單に形式に留まり、毫も適確なる數字を得るに苦しんだ。各部大臣其他官廳の長官は恰も私金の如く自由に支出し、常識を超越した紊亂の狀態であつた。政府の小切手たる支拂命令は金庫に持參すれば金に換へらるゝもので現金と同一であるべきに、金庫に持參しても支拂つて呉れぬから不得止政府の債權者は、後日の證據に空しく所持して居るに過ぎなかつた。

目賀田顧問は國庫の歲計は豫算を基礎とすべきを論し、光武九年度の豫算提出を各部大臣に嚴重に通牒して、經費の要求を度支部大臣に提出する樣に注意し、再三督促の結果十二月中旬其の要求書が集つたので、其の內容を討究して見ると歲計の餘裕を考へたり、經濟的緩急に留意するが如き人は至つて尠なかつたものと見えて、矢鱈に茫大な要求が多かつた。於此顧問は歲入の方は暫く措いて豫算編成の要旨として、第一に人件費は定員に依り、物件費は定數を定め各單價に依る事第二には當然國費たるべきものゝ外一切削除する事。第三に新事業は緊急のものに限るといふ大綱を示した。斯くして光武九年(明治三十八年)初めて歲計總豫算を編成し正確なるを得たのである。然し乍ら此の時より政務の多端機關の擴張に依つて、歲計豫算は著しく增大するに至つた今金融組合設立前後四箇年に亙る歲出入豫算と其の內容を表示すれば左の通りである。

年次	歲入				歲出			
	經常部	臨時部	計		經常部	臨時部	計	
光武九年度	七、四六〇、二八七	—	七、四六〇、二八七		七、一二三、八一五	二、四三三、〇三二	九、五五六、八四七	
光武十年度	七、四八四、七四四	—	七、四八四、七四四		六、三二四、三三八	一、八四三、〇五〇	七、九六七、三八八	
隆熙元年度	九、九六六、三三三	六、五四二、四三八	一六、四九八、七六〇		一〇、一九三、二七六	七、一八二、六七五	一七、三七五、九五一	
隆熙二年度	一三、四一〇、三四七	九、八六二、八八九	二三、二七三、二三六		一四、七一四、九三四	八、八三七、九二三	二三、五五二、八五七	

三　租稅

日韓併合前に於ける朝鮮の租稅は地稅、戶稅が主なるものであつたが其制度は紊亂を極めて法規の不備、官憲の私曲、積弊漸く風を爲し一方に公課の脫漏があれば一面には擅に誅求を事とし、經濟の發達を荼毒する事頗る大なるものであつた。

其の時代に於て弊害の甚しきものに外劃及差人と云ふことがあつた外劃と云ふのは郡守に對し其の徵收した稅金を國庫に納付するに先ち直接第三者に給付すべき度支部大臣の命令であつて卽ち郡守が一面徵稅機關の用を爲すと同時に金融の疏通を計る制度である。此の命令を發する場合は(一)國庫に一時借入金の要あるとき(二)地方官廳の經費の支出を必要とするとき(三)商行爲上爲替送金の必要ある場合に於て商人より之を國庫に依賴したるとき(四)中央官吏地方出張の際旅費の必要あるとき等である。右の外特別規定に依り地方徵稅金を國庫に到る里程及送納金額に應じ運搬費を支給する之を駄價といふ、駄價は其の現實に運搬せらるゝと否とを問はず各郡と國庫との距離に應じ旣定せらるゝが故に之を送納金額より控除して送納者の所得とする此亦一種の外劃である。差人と云ふのは郡守が其の徵收した稅金を國庫に納付する以前に、信用ある商人に國庫納付の契約を以て其の稅金を貸付て、地方より物貨を仕入れて商賣を營み先きに借り入れた稅金を國庫に納付するもので、其の商人を差人と稱した者である。

そこで光武八年(明治三十七年)十月財政顧問の就任と共に之れが矯正の道を講じ、外劃及び差人の制を嚴禁し、又駄價に就ては外に規程を設け、徵稅機關の整備を企圖し、國庫金の出納の如きは別に金庫を置いて當らしむる等、鋭意其の改革を圖つたのであるが、光武十年(明治三十九年)管稅官官制を制定し、度支部大臣直轄の下に各道の觀察使をして稅務監を兼ねしね樞要の地三十六箇所に

徵稅機關

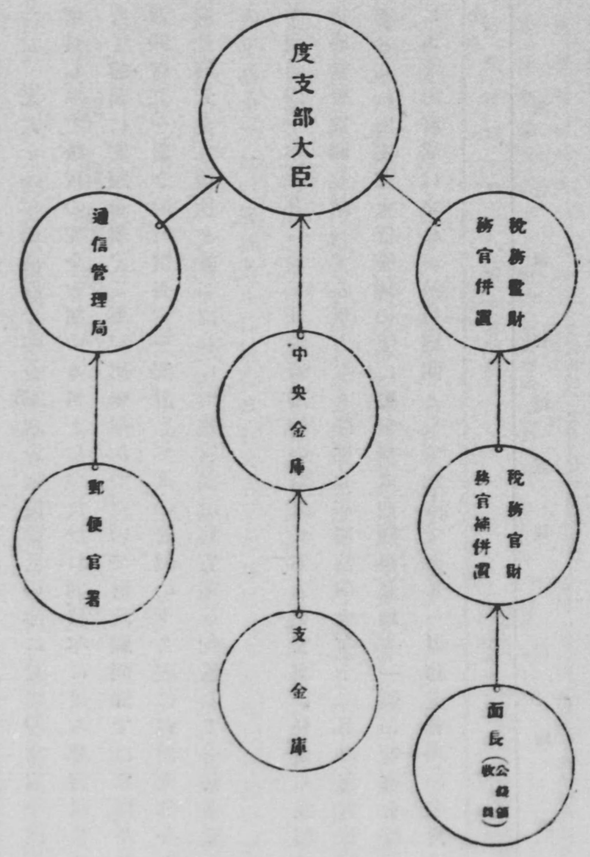

稅務官を配置し、更に其の下に稅務主事百六十八人を置て各郡に駐在せしめて、專ら稅務の執行に當る事となつた。光武十一年(明治四十年)金融組合制度設置の年に於て稅務官十四人稅務主事百三十九人を增員し、以て徵稅の完全を期する事となつたけれ共、積年に亙る弊害は尙ほ一朝にして改まる筈もなく、容易に實蹟を擧ぐる事が出來なかつたので、財政顧問部では京城、平壤、大邱、全州、元山の各地に顧問監部を置き、財政監査官を配置して其の管轄の下、各道に顧問支部合計十三箇所、樞要の地に顧問分廳六十九箇所を置て之れに財務官及財務官補を配置して財務各般の監督指導に任せしめたのである。

光武十一年(明治四十年)七月に於て日韓新協約の結果日本人を官吏に任命の道開けたるが爲め徵稅機關と指導監督機關を統一する事となり、隆熙元年(明治四十年)十二月財務監督局官制及財務署官制が發布せられ、度支部大臣管理の下に監督局は內國稅及地方一般の財務を監督する事となつて、其の下にある財務署は之れが執行機關となつたのである。財務監督局の名稱及管轄區域は左の通りである。

名稱	位置	管轄區域	實施期日
漢城財務監督局	京城	京畿道、江原道	隆熙二年一月
平壤財務監督局	平壤	平安南道、平安北道、黃海道	同
大邱財務監督局	大邱	北清北道、慶尙北道、慶尙南道	同
全州財務監督局	全州	忠清南道、全羅北道、全羅南道	隆熙二年一月
元山財務監督局	元山	咸鏡南道、咸鏡北道	同
大邱財務監督局	大邱	慶尙北道、慶尙南道	隆熙二年八月
全州財務監督局	全州	全羅北道、全羅南道	同（後全羅南道ハ光州局ニ移管）
漢城財務監督局	京城	忠清南道、忠清北道、京畿道、江原道	同（忠清兩道管轄）公州財務監督支局
公州財務監督局	公州	忠清南道、忠清北道	隆熙三年三月
光州財務監督局	光州	全羅南道	隆熙四年一月江原道內淮陽外七財務署ハ元山監督局管轄トス

（後左記の如く公州光州の二局が增加し區域を變更せられた。）

明治四十三年に於ては七箇所の監督局に局長、事務官、主事、技手を配置し、二百三十四箇所の財務署に財務官及主事が事務を司り、內國稅務の外金融機關の監督貨幣の整理、金融の調節財源の涵養(紅蔘專賣に力を致し煙草耕作指導を爲し以て後年煙草專賣の礎地を作つた)等財務行政の全般に亙つて居たものであるが、隆熙二年(明治四十一年)六月には宮內府所屬の驛屯土及各宮庄土が國有に移屬せられたので之れが管理及小作料の徵收に任ずる事になり、事務は一段の繁劇を加ふるに至つた。如斯機關の整理統一を圖つて努めて不當の徵收を嚴禁し公課の負擔公平を圖つたのである。

四　貨幣制度

日韓併合以前に於ける幣制は開國五百三年始めて、銀本位制の貨幣法を發布したるも殆ど空文であつて葉錢及び白銅貨の二種各地方を異にして專ら流通して居つた、葉錢は其容積徒らに大に

して運搬の不便此の上もない。本位貨たる銀貨を出すには多額の資金が入る、然も鑄造の利益が無い。之れに反して白銅貨は補助貨として發行せられたのであるが鑄造の利益が莫大であるから政府は其の性質の如何を辨せず、濫りに鑄造發行を爲したので、白銅貨は五錢が二錢五厘となり、遂には二錢を以て流通するに至つた。尙ほ甚だしきは造幣局の役人が、私に白銅貨の極印の寫を賣つた。極印で地金に押されたものは、政府發行のものと鑑別が付かない、一方葉錢の方は評價と實價と同樣であるから一枚一厘に通用した納稅をするには民衆は多く白銅貨を以てしたのであるから、漸次政府歳入の實價値は減じて行く事は勿論であつた。爲めに規則を設けて種々の苦策を弄したのであつたが、結局國民負擔の上に大なる不公平を招來して、貨幣の信用は地に墜ち、物價の變動極りなく、此の貨幣制度を改革して本位貨を定め物價の基準を確立するは急務中の急務とされ、爲めに光武八年(明治三十七年)目賀田顧問は

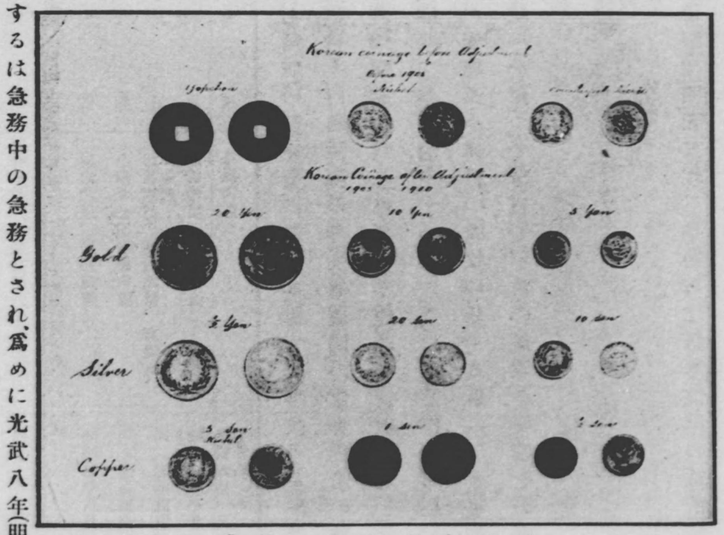

韓國（李朝）時代の通貨

萬難を排して、是れが遂行に着手した。其の要綱を擧ぐれば次の通りである。

一、整理の要點

一、本位貨幣制度を確立し、價格の標準を定むる事。
二、白銅貨を廢し、之れに代ふるべき補助貨を發行する事。
三、葉錢は其流通額過多に付、速に引上整理する事。

二、整理の方法

一、韓國貨幣の本位は金貨本位とし、日本と同一にする事。
二、貨幣整理に要する資金は第一銀行をして韓國政府に貸出さしむる事。

三、整理の順序

一、光武五年勅令の貨幣條令の實施を宣言する事。
二、日本貨幣の流通を認め、政府の收支に使用せしむる事。
三、貨幣條令中の補助貨の樣式を改定し、之れを公布する事。
四、舊白銅貨の通用期限を定め、交換及引上げを爲す事。
五、靑銅貨及葉錢は一定の期限及其の通用制限額を限定する事。

以上の如く方針が決定したので第一著手として、白銅貨濫鑄の根源たる典圜局の閉鎖を斷行した。

此の貨幣整理斷行の方針は帝國政府の同意を得たのであるが、此の趣旨に依つて韓國の廟議を

定め、必要なる法令の裁可を仰ぐと云ふ事は決して尋常一樣の苦心ではなかつたのである。韓國には親露派に屬する官人あり、露國に賴るべしとの意見を持つ者があつて、露國の新銀貨が宮内府

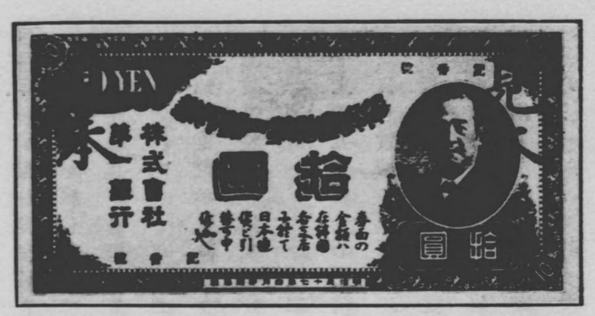

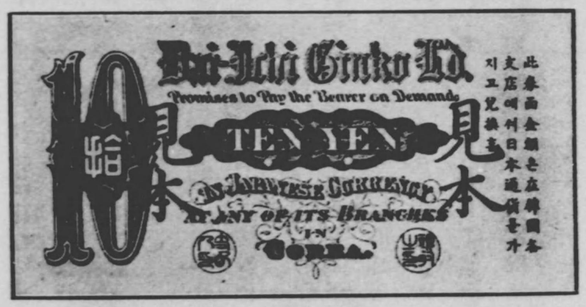

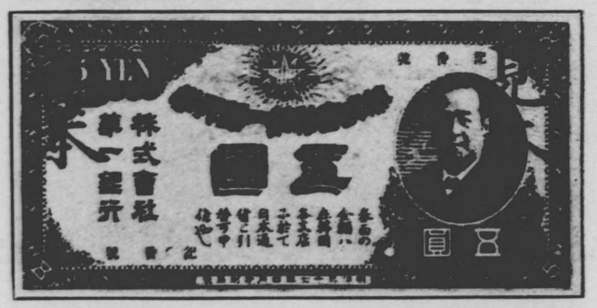

の奥深く秘藏せられて居つたのであるから、親露派の人々に取つて日本が種々善意の改革を爲すと云ふ事は頗る快からず思はれたのである。大體に於て帝國陸海軍の一勝一敗毎に其の態度が

豹變し、殊に旅順の陷落は日を經るも進捗せず、露國の北洋艦隊は將に日本海を壓せんとする際であつたから、流言蜚語は盛に行はれ、財政顧問の登廳は嚴重に警戒せられて幸に事なきを得たのであるが、顧問附の人々の中には街路で投石の災を受けた事さへある。

斯くして光武九年（明治三十八年）一月政府は勅令を以て形體量目を具ふる日本通貨の流通を公認し、株式會社第一銀行と國庫取扱に關する契約を締結し、以て中央金融機關たらしめ、其の地方に交換所を設置したのであるが、其の初めに當つては種々の流言行はれ、白銅貨の價格一層下落して一部商人は金融の梗塞を叫んで喧擾したけれども、當局は各種の應急措置を取り、金融機關

を創設して急を救ふた爲め却つて該價の信用は恢復し、整理の事務は着々として進捗するに至つた。

適確なる計數を記すに由なきも十一月末日迄に約一千百萬元、枚數一億五千五百萬枚を回收した。其の後隆熙元年(明治四十年)には大部分の回收を終り、翌二年(明治四十一年)二月度支部令を以て同年十一月末日を期限とし其の交換を停止し、以後通用を禁止すると共に、右期限後六箇月の間に限り公納に使用し得る旨を公布し、金庫の外各農工銀行、地方金融組合をして買收を行はしめた更に隆熙三年(明治四十二年)五月勅令を以て公納使用の期間を同年十二月末日迄延期し、度支部大臣は諭告を發して該貨交換の趣旨を民衆に知悉せしめたが、是れが交換は專ら我が金融組合に於て、當時重大なる業務の一つとして行はれたのである。

葉錢の回收は地方民衆の之れを好愛するのと、從來其の弊害が舊白銅貨の如く甚だしくはなかつたので急激に之れを整理する事を避け、光武九年度支部大臣は國庫の出納に依りて之れを回收すべき旨を布告し、公定價格を葉錢一枚に付一厘五毛と定めたのであるが、銅相場が常に上騰するので、收納する者が尠かつた、隆熙二年政府は勅令を以て葉錢の公定價格を二厘とし、一圓を限り法貨と定めたので公定價格と市價が漸く接近し、漸次目的を達成し、準補助貨として市場に流通し得るに至つたのである。

舊銀貨及舊銅貨は其の鑄造が甚だ尠少であつたので、特記するには足らざるも、隆熙四年五月末迄に銀貨四拾萬七拾貳圓五拾錢の回收を見又銅貨は八萬參千貳百八拾貳圓五錢の回收があつた

新貨の製造は日本大阪造幣局に依囑し、金貨を以て本位貨と定め、他は之れを補助貨となしたけれども、當初に在つては民衆未だ新貨に慣れず、取引を拒む風が見えたので、各農工銀行及金融機關に無利息を以て新貨の貸付をしたが其の結果は極めて良好であつた。

隆熙三年(明治四十二年)一月度支部大臣は命令を以て我が地方金融組合に對し、舊貨交換基金の名目の下に新貨を貸下し、之れが交換に努力せしめた。

銀行券は光武九年(明治卅八年)一月株式會社第一銀行をして發行せしめたものに係り、拾圓、五圓、壹圓、五拾錢、貳拾錢、拾錢券の六種で、當時に於ける韓國の經濟狀態に適應して居つたのであるが、其の後補助貨の鑄造が完了すると共に、五拾錢以下の小銀行券は其の發行を停止した。其の後該業務を韓國銀行に引

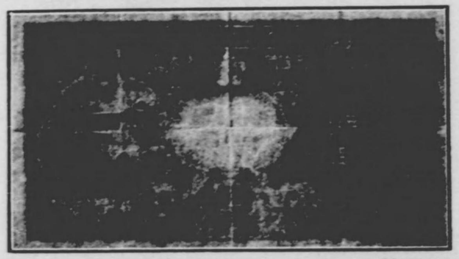

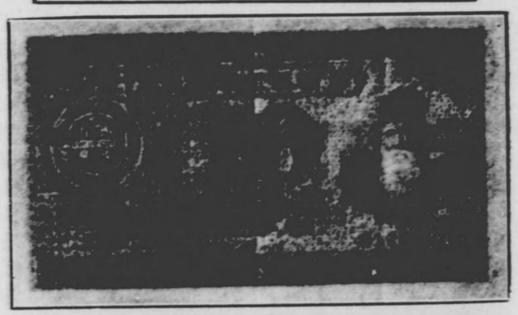

繼ぐに至つたのである。

斯くして、さしもに紛糾錯雜を極めた韓國の通貨は完全に金貨本位となり、銀行券と共に日常取引上に何等の不便なく、物價は平準正確を保持し、政府の財政施設を容易にし、納稅の難問題も解決の曙光を見るに至つた。要するに韓國の改善は財政にあつて、財政の要點は貨幣の整理にあつたと云ふ事は爭ふ事の出來ない事實である。

金融の一般

朝鮮に於ては古來金融機關と稱すべき者は何等見るべき施設がなかつたのであるが、明治十一年初めて釜山に第一銀行が支店を設立した。其の後元山、仁川にも其の出張所が開設され、次で明治二十三年以來長崎の十八銀行が仁川に支店を設け、明治二十五年七月以來第五十八銀行が各地に支店を設立したが、明治二十八年には朝鮮側の銀行、大韓天一銀行の創立があり、明治三十六年には(光武七年)漢城銀行、同三十九年(光武十年)には韓一銀行が設立せられたけれ共、當時に於ける朝鮮の文化は程度極めて低く、交通機關は不完全にして、其經濟狀態は幼稚で殆ど市場に於て物々交換が行はれて居るが如き有樣であつた。人民は貨幣を土中に埋めて厚生の道を知らず、金利は頗る高率にして高利貸跋扈し中央と地方との金融疏通の如きは稅金を利用したる外劃制度に依りたるが爲め弊害夥しく、又市中の取引は於音と稱する不完全なる手形に依り行はれたのであるが、遂には濫發に陷り京城商人間に大恐慌を見るに至つた。如斯狀態であつたので光武八年財政顧問の就任と共に、金融界の弊風を改め斷然革新の歩を固むるの必要を生じ、各種の施設が行はるゝに至つた。即ち光武九年(明治三十八年)には第一銀行に對し明治三十四年以來發行を許されて居つた同行銀行券の無制限通用を公認して中央銀行の任務に當らしめ、經營困難にあつた大韓天一及漢城の二銀行を救濟し、又商品擔保貸付を主たる業務とする漢城共同倉庫株式會社を京城に設立して、同時に外劃や於音を廢して信用取引の基礎を作る爲め、京城、平壤、大邱其他要地に手形組合を組織せしめた。翌年農工銀行條令を發布して朝鮮內十一箇所の地に農工銀行を設置し、專ら地方金融の疏通に任ずる事となつた。光武十年十月には日本興業銀行が京城に支店を設けて、韓國々債の引受農工債券の應募に從事し、隆熙四年(明治四十三年)韓國銀行に其の業務を引繼いた。また隆熙二年殖產資金の供給を兼ねて拓殖事業に任ずる東洋拓殖會社の創立があつて、朝鮮の開拓は更に一段の進展を招來した。

次に順を追うて各金融機關に關する法令及び金融組合創立當時に於ける之れ等の營業狀態を掲記しよう。

一　漢城共同倉庫株式會社

光武八、九年の交に於ける京城商人間に於ける恐慌は、其の影響甚だしく金融の逼迫極度に達したので、政府は救濟の手段として拾五萬圓の資金の貸下を行ひ、特別なる監督の下に漢城共同倉庫株式會社を設立せしめ、貨物の寄託を引受け、預證券を發行し、主として商品擔保貸付を爲す事とな

つた。是れより會社の業務漸く發展するに至つたが明治四十五年大韓天一銀行に合併した。

共同倉庫會社章程

第一章　總則

第一條　共同倉庫會社ハ、度支部大臣ノ監督ヲ受ケ、一般公衆ノ爲メ物品ヲ倉庫ニ保管シ、且ツ金融ノ便利ヲ圖ルヲ以テ業トナス

會社ハ度支部大臣ノ認許ヲ受ケテ輸入順序未完ノ貨物ヲ藏置スル爲メ、保稅倉庫ニ關スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二條　會社ハ定款ヲ以テ、資本金其他設立ニ關スル必要事項ヲ定メ度支部大臣ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス、其ノ變更ヲ爲ス場合モ亦同ジ

第三條　會社ハ株式會社ノ組織トス

第二章　重役

第四條　會社ニ社長一名及理事二名以上監事一名以上ヲ置ク

第五條　社長ハ會社ヲ代表ス

社長及理事ハ定款ノ規定ニ從ヒ、會社ノ業務ヲ處理ス

監事ハ會社ノ業務ヲ監査ス

第六條　社長理事及監事ハ株主中ヨリ度支部大臣此ヲ命ジ、其任期三箇年乃至五箇年トス

第三章　營業

第七條　會社ハ左ノ事業ヲ營ム者トス

一、商品其他ノ物件ヲ倉庫ニ保管スル事

二、其保管スル物品ニ對シ金融ヲナス事

第八條　前條ノ外便宜運送ノ仲立、周旋及海關査驗ノ代理周旋ト、物品賣買ノ居間興成ヲナスコトヲ得

第九條　會社ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託品ノ任置證ヲ發行スルコトヲ要ス

第十條　任置證券ニ左ノ事項及番號ヲ記載スルコトヲ要ス

一、物品ノ種類、品質、數量及其包裝ノ種類、個數、並ニ記號

二、寄託者ノ姓名又ハ商號及居住

三、保管ノ場所

四、保管料

五、保管ノ期間

六、物品ヲ保險ニ付スルニハ保險金額期間及保險者ノ商號

七、發行ノ年月日

第十一條　會社ガ任置證ヲ發行シタル場合ニハ其文簿ニ前條ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス、但其寄託品ノ全部又ハ一部ヲ出庫スル場合ニハ其由ヲ記載スベシ

第十二條　任置證券ハ寄託品ノ代替證券ナレバ其ノ讓與ト典執ハ寄託品ノ讓與又ハ典執ト同一ノ効力アルモノニシテ、證券ノ裏書ヲナシテ、讓與ト典執トナスコトヲ得

第十三條　任置證券ノ所持人ハ營業時間內ハ勿論、何時タリトモ寄託品ノ査驗ト鑑色ノ摘出ヲ求メ、又ハ其保存ニ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

第十四條　任置證券ノ所持人ハ此ト引換ニアラザレバ寄託品ノ出庫ヲ請求スルコトヲ得ズ

第四章　政府ノ監督及補助

第十五條　度支部大臣ハ會社ノ業務ヲ監督スルガ爲メニ監理官ヲ置ク

第十六條　會社ハ度支部大臣ノ命令ニ隨ヒ、其營業ノ形便及計算ニ關スル報告書ヲ提出スベシ

第十七條　度支部大臣ハ、會社ノ營業上法令又ハ定款ニ背反シ若クハ公益ヲ害スル事アリト認ムル時ハ此ヲ制止ス可シ

第十八條　倉庫ノ建築構造並ニ營業ノ方法ニ關シテハ度支部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十九條　政府ハ産業組合ニ對シ相當ノ條件ヲ以テ補助金ヲ交付スルカ、又ハ一定ノ年限ヲ限リ相當ノ配當金ヲ補助スルコトアルベシ

（イ）漢城共同倉庫會社總況

（從熙元年明治四〇年）

區別	所在地	開業年月日	出張所數	資本金	拂込資本金	政府補助金 引受株	政府補助金 貸下金	諸積立金
漢城共同倉庫會社 光武十年	漢城府	光武九年十二月十一日	三 二	二〇〇〇〇〇円 二〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇円 五〇〇〇〇	二五〇〇〇円 二五〇〇〇	二〇〇〇〇円 二〇〇〇〇	一〇〇〇〇円 一〇〇〇〇

（ロ）漢城共同倉庫會社貸出金

區別	上半期 貸出額	上半期 殘額	下半期 貸出額	下半期 殘額	總貸出額
漢城共同倉庫會社 光武十年	三五〇〇〇円 ?	三五〇〇〇円 ?	四五〇〇〇円 三〇〇〇〇	四五〇〇〇円 四〇〇〇〇	八〇〇〇〇円 ?

（ハ）漢城共同倉庫會社貸出金擔保別及用途別

店別	擔保別 不動産	擔保別 有價證券	擔保別 商品	擔保別 信用	擔保別 計	用途別 農業資金	用途別 工業資金	用途別 商業資金	用途別 雜資金	用途別 計
本店	六〇〇〇円	四〇〇〇円	九〇〇〇円	二〇〇〇円	一一〇〇〇〇円	—	—	一一〇〇〇〇円	—	一一〇〇〇〇円
仁川出張所	—	—	四〇〇〇	—	四〇〇〇	—	—	四〇〇〇	—	四〇〇〇

（ニ）漢城共同倉庫會社損益勘定

區別	上半期 總益金	上半期 總損金	上半期 純益金	上半期 配當金	上半期 配當歩合	下半期 總益金	下半期 總損金	下半期 純益金	下半期 配當金	下半期 配當歩合
漢城共同倉庫 光武十年	二〇〇〇円 一	八〇〇〇円 一	一二〇〇〇円 一	一〇〇〇円 一	年一割 一	二〇〇〇円 一	一〇〇〇円 一	一〇〇〇円 一	一〇〇〇円 一	年一割 一

二　手形組合

光武九年九月手形組合條例及約束手形條例を發し翌年十一月約束手形條例を改め手形條例を制定した有力なる商人を網羅して手形組合を組織し、組合員の發行する手形には組合が支拂保證を爲すこと、し手形の流通を圖つたのである。手形組合は平壤・大邱・晉州・全州・光州に設立せられ業務成績良好にして朝鮮金融界に稗益する所尠少でなかつたが、明治四十五年農工銀行に併合した。

第一條　手形組合ハ商業ノ德義ヲ重ンジ、手形ノ信用ヲ維持シ、且約束手形條令ニ遵由スルヲ以テ其ノ目的トナス

第二條　手形組合ヲ組織セントスル時ハ、度支部大臣ノ認可ヲ受ルコトヲ要ス

第三條　新ニ加入スルコトヲ願フ者有ル時ニハ手形組合ハ其身上ヲ調査シ、相當ナル資産有リ確實ナルヲ認メタル後、此ヲ許可ス

第四條　第一條ノ目的ニ背反スル者有ル時ハ此ヲ除名ス

第五條　組合員ノ加入ト、除名スル者有ル時ハ、其時毎ニ度支部大臣ニ報來シ、且速ニ新聞紙ヲ以テ公告スベシ

第六條　手形組合ハ左ノ權限ヲ有ス

一、組合員ノ發行スル手形ノ所持人ノ申托ニ依リ其敎捧ヲナス事

二、手形ノ交換互劃スル事

三、手形ニ關スル生梗有ル時ハ、當者ノ申托ニ依リ委協セシメ、又ハ審決シ權利保護ノ順序ヲ行フ事

四、商業上ニ關スル事項ヲ調査審議スルコト

五、組合員ノ加名及除名ヲ決議スル事

第七條　手形組合ニ左開職員ヲ置ク

一、組合長　一名

二、評議員　三名

前項外ニ度支部ニテ監督ノ爲メ隨時派員シ、組合事務ヲ調査スルコト

第八條　組合長及評議員ハ組合員中ノ選擧ニ依リ度支部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條　組合長ハ常務ヲ專行シ、手形ニ關スル生梗ノ委協審決及組合員ノ加名、除名、其他常務以外ノ事項ハ總テ評議員會ノ決議ニ依ル

第十條　評議員會ハ組合長評議員外度支部ニテ派員シ評議ニ協同スル事

第十一條　手形組合ノ細則ハ組合ニテ此ヲ制定シ、度支部大臣ノ認可ヲ受クベシ

手形組合の總況

（隆熙元年明治四〇年）

組合別	開業年月日	組合人員	基本金	積立金	年末遊金高 預定期當座金	年末遊金高 預金銀在高	年末遊金高 計	保證及回收額 前年越高	保證及回收額 本年保證額	保證及回收額 本年回收額	保證及回收額 年末現在高
漢城手形組合	光武十年一月十五日	二九人	一二〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一六八、〇六五円	一、二四八円	八六四円	一六八、一七七円	二六〇、一〇〇円	一、四五五、二八五円	一、二七四、二三六円	四四一、一二五円
平壤手形組合	光武十三年三月	七三	五〇、〇〇〇	三、三三〇	五二、〇〇〇	二、六六三	二	五三、六八四	二四〇、九五〇	一、四七六、三九〇	一、二六五、〇三〇	三二四、三三〇
大邱手形組合	光武十年一月八日	四七	五〇、〇〇〇	一、二〇〇	四〇、〇〇〇	二、一七九	二六	五二、二三五	四七、九一〇	三七五、六五〇	二八六、五二〇	一三七、〇三〇
全州手形組合	隆熙元年一月二十一日	三八	三〇、〇〇〇	八〇〇	二五、〇〇〇	五、九六六	二五	三〇、九九一	二七〇、九四〇	—	二〇九、二七〇	六一、六七
晉州手形組合	光武十一月十九日	三〇	三〇、〇〇〇	三七、〇	三〇、〇〇〇	五二七	七	三〇、五三四	一〇八、〇八四	七五、九四四	三三、四九〇
光州手形組合	隆熙元年五月二十日	四四三	三〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	四六、九四〇	一六、四三〇	三〇、五二〇
合計		二〇一	二四〇、〇〇〇	一八、九二〇	三二、〇六五	一四七、一五〇	九〇、九八二	二三、六七八	九四三	三五三、六八六	三三、二四五、〇六九	一、〇二七、一七〇	五二八、九五六
光武十年													

三　銀　行

(イ) 普通銀行

當時に於ける普通銀行は天一銀行、韓一銀行及漢城銀行の三行である。天一銀行の創立は古く開國五百四年に在りしも、其の經營方法當を得ず、政黨に利用せられ貨幣制度の困難と共に漸く悲境に陷つたので、光武九年(明治三十八年)政府は廿四萬圓の貸下金を交付し整理する所があつた。現今の朝鮮商業銀行之れである。韓一銀行は光武十年(明治三十九年)八月の開業に係り、純然たる

韓國人の組織經營とする所であるが、時運の進歩と共に其の經營方法を改善し今日の隆盛を見るに至つて居る。次に漢城銀行は光武七年明治三十六年)合資組織の下に設立せられたもので光武九年株式會社となす同年の恐慌には政府より拾萬圓の貸下をなし、以て災厄を脱し得た、時に概して盛衰を免れなかつたが、業務逐年繁忙を呈して今日に至つて居る。政府は光武十年(明治三十九年)三月二十一日勅令第十二號を以て銀行條令を發布し銀行業者に對して基準を示し、且つ其發展を企圖した。

銀行條例

第一條　店舗ヲ公開シ、證券ノ割引又ハ爲替事業又ハ諸任置及貸付ヲ營業トスル者ハ何等ノ名稱ヲ用ユルニ拘ハラズ總テ銀行トス

第二條　度支部大臣ハ銀行ノ業務ヲ監督ス

第三條　銀行ノ確實ナルヲ保維シ、又ハ一般金融ノ安固ヲ圖謀スル爲メ、度支部大臣ハ銀行ニ對シテ必要ナル命令ヲ爲スヲ得

第四條　銀行ノ事業ヲ營マントスル者ハ度支部大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第五條　銀行ハ毎半箇年營業ノ報告書ヲ調製シテ度支部大臣ニ提出ス可シ

第六條　銀行ハ毎半箇年貸借對照表ヲ調製シテ、新聞紙其他ノ方法ヲ以テ三日間公告ス可シ

第七條　銀行ノ營業時間ハ上午九時ヨリ下午三時マデトス。但シ地方狀況ニ依リ別ニ營業時間ヲ定メントスル者ハ度支部大臣ニ認可ヲ經テ施行ス可シ

第八條　銀行ノ休日ハ名節日、慶祝日、日曜日及銀行營業地ニ於テ行ヘル定例ノ休日トス。但シ已ムヲ得ザル事故有ル時ニハ度支部大臣ニ申請シテ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ公告シタル後休業スルヲ得

第九條　銀行其定款ヲ變更セントスル時ニハ度支部大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第十條　銀行ニテ支店又ハ代理店ヲ設置廢止又ハ位置ヲ變更セントスル時ニハ度支部大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第十一條　度支部大臣ハ銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ違背シ又ハ公益ニ有害ナルヲ認ムル時ハ其業務ヲ制止スルヲ得

第十二條　度支部大臣ハ監督官吏ヲ以テ勿論、何時銀行ノ業務ノ實況及財産ノ現況ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十三條　銀行債券ヲ發行セントスル時ニハ度支部大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第十四條　銀行ニテ左開事犯アル時ハ其ノ營業主會社ノ業務ヲ執行スベキ社員取締役ヨリ拾圓以上五百圓以下ノ金額ヲ罰金トシテ徴收ス

一、本條例ニヨリ度支部大臣ノ認可ヲ受ク可キ境遇ニアリテ認可ヲ受ケサリシ時

一、第三條ノ命令ニ違犯シタル時

一、第四條ノ報告若クハ第五條ノ公告ヲナサヾルカ又ハ其ノ報告中又ハ公告中ニ詐僞ノ陳述ヲナスカ事業ヲ隱蔽シタル時

一、第十二條ノ檢査ヲ受クルヲ拒絶シタル時

第十五條　資金ヲ貸付シ或ハ手形ノ保證ヲナス等金融機關ノ作用ヲ業務トスル者ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス。但シ個人ニシテ貸金ノミ業トスル者ハ此ノ限リニアラズ

附則

第十六條　本令ハ頒布ノ日ヨリ施行ス

各普通銀行總況

(隆熙元年明治四〇年)

行別	所在地	開業年月日	支店出張所數	資本金	拂込資本金	政府貸下金	諸積立金	入金	出金
漢城銀行	漢城府	光武七年十二月七日	一	三〇〇,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	二七,〇〇〇円	六,八〇〇,九七七円	六,九五五,七二五円
韓一銀行	同	同 十年八月八日	—	一四〇,〇〇〇	三七,五〇〇	—	三,五〇〇	九,三一九,八八八	九,三二七,〇一七

行別	所在地	開業年月日	張所出張所数	資本金	資本金払込	貸政府下金	諸積立金	入金	出金
天一銀行	漢城府	同三年三月七日	一	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	六二,六〇〇円	六〇〇,〇〇〇円	六〇〇,〇〇〇円
合計			二	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	六八,六〇〇円	六〇〇,〇〇〇円	六〇〇,〇〇〇円
光武十年			二	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	七二,六〇〇円	六〇〇,〇〇〇円	六〇〇,〇〇〇円

各普通銀行預金及貸付金

行別	預金 上半期 預金額	預金 上半期 殘額	預金 下半期 預金額	預金 下半期 殘額	預金 總預金額	貸付金 上半期 貸付額	貸付金 上半期 殘額	貸付金 下半期 貸付額	貸付金 下半期 殘額	貸付金 總貸付額
漢城銀行	一〇,〇〇〇円	三〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇円
韓一銀行	四〇〇,〇〇〇円	〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一,四〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円
天一銀行	三〇〇,〇〇〇円	二〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一,六〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円
合計	七一〇,〇〇〇円	二〇〇,〇〇〇円	三,〇〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	四,〇〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	三,〇〇〇,〇〇〇円
光武十年	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?

各普通銀行借入金及預置金

行別	借入金 上半期 借入額	借入金 上半期 殘額	借入金 下半期 借入額	借入金 下半期 殘額	借入金 總借入額	預置金 上半期 預置額	預置金 上半期 殘額	預置金 下半期 預置額	預置金 下半期 殘額	預置金 總預置額
漢城銀行	六〇〇,〇〇〇円	一	五〇〇,〇〇〇円	一	一一〇〇,〇〇〇円	六六六,六六六円	三一,五〇〇円	二〇〇,三三三円	四〇〇,〇〇〇円	一,三三〇,〇〇〇円

各普通銀行損益勘定

行別	上半期 總益金	上半期 總損金	上半期 純益金	上半期 配當金	上半期 配當歩合	下半期 總益金	下半期 總損金	下半期 純益金	下半期 配當金	下半期 配當歩合
漢城銀行	二〇,三三五円	一〇,〇〇〇円	一〇,三三五円	四,三二九円	一・〇〇割	四〇,三二七円	一〇,〇〇〇円	一〇,三二七円	五,三二五円	一・〇〇割
韓一銀行	九,〇三三	三,〇〇〇	六,〇三三	一,八〇〇	一・〇	一〇,三二三	四,〇〇〇	六,三二三	一,八〇〇	一・〇
天一銀行	一三,九六六	二,九六六	一〇,〇〇〇	二,四〇〇	一・〇	一三,九六六	二,九六六	一〇,〇〇〇	二,四〇〇	一・〇
合計	六,九四四	六,〇〇〇	〇〇〇	八,二二九	—	六,九四一	四,九六六	一,九七五	九,六四三	—
光武十年	?	?	?	?	?	五,八〇三	三,九七七	一,八二六	五,〇三〇	—

(ロ) 農工銀行

地方の金融は從來各道の觀察使、郡守等に於て公金を以て、其緩和を圖りつゝあつたので弊害のみ多くして留まる所を知らなかつた爲めに、政府に於ては財政顧問制度設置以來政府倉庫を建設して全國主要地に駐在せる財務官に、資金を交付して貸出を開始したが是れ固より一時の處置であつたので、政府は根本的に地方産業の振作に資せんが爲め農工銀行條令を發布して、光武十年四月より設立に著手し、政府に於て株式を引受け、又は無利子貸下金をなし、全國樞要地十一箇

所(後合併を行ひ六箇所となす)に本店を、各地に支店出張所を設くるに至つた。

農工銀行條例

第一條　農工銀行ハ農業工業ノ改良發達ノ爲メ資本ヲ貸付スルヲ其目的トスル株式會社ニシテ、其ノ資本金ヲ十萬圓以上トシ各株式ノ金額ハ二十圓トス

第二條　度支部大臣ハ土地ノ情況ニ應ジ、農工銀行ノ營業區域ヲ定ムルコトヲ得

第三條　農工銀行ハ左開事業ヲ營ム者トス

一、年賦又ハ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ典當トシテ貸付ス

二、法令ヲ以テ組織サレタル公共團體ニ對シ、無典當ニテ前項ノ貸付ヲナス

三、二十人以上ノ農業者又ハ工業者ガ議論後連帶責任ニテ借用スルヲ申出タル時ハ其信用確實ナル者ニ限リ、

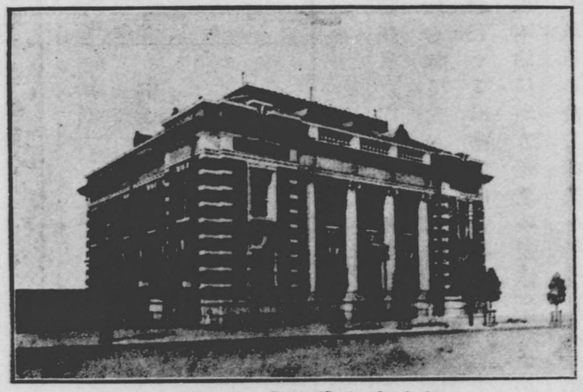

株式會社漢湖農工銀行

株式會社光州農工銀行

五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無典當ニテ貸付ス

第四條　前項ノ貸付ヲナスハ左開事項ニ使用スル者ニ限ル

一、開墾、排水灌漑、及耕地土質ノ改良

二、耕作道路ノ築造又ハ改良

三、殖林事業

四、種苗、肥料、其他農工業用原料ノ購入

五、農工業用ノ器具、機械、舟車、獸畜ノ購入

六、農工業用建物築造又ハ改良

七、前各項外農工業ノ改良

第五條　農工銀行ニ於テ不動産典當ヲ徵スル時ハ總テ第一典當ナルヲ要ス、但舊債ノ有ル境遇ニ在リテ農工銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ其舊債ヲ償還スル効果ニ依リ、新債ノ第一典當タルヲ得ル時ニハ此限ニ在ラズ

第六條　農工銀行ヨリ典當トシテ徵スベキ土地ハ永續スベキ確實ナル收益ノ豫量有ル者ニ限ル

第七條　不動産ヲ典當トシテ貸付金額ハ農工銀行ヨリ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

第八條　年賦金ハ元金ト利子ヲ併セテ之レヲ計算シ、各年ヲ通ジテ一定平等ノ償還額ヲ定ムベシ

但シ既定シタル償還額ニ過超スル返還ヲナサントスル時ニハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　貸付金ノ年賦償還ニ對シテハ、一箇年以上五箇年以内ノ仍置年限ヲ定ムベシ

但シ其年限間ノ利子ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　債務者ガ年賦金、定期償還金又ハ利子ノ辨納ヲ遲延スル時ニハ辨納期日ノ翌日ヨリ其ノ金額ニ對シテ利子ヲ支拨スベキ義務ヲ負擔ス

第十一條　債務者ハ借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタル時ニハ其ノ比例ニ應ジテ典當物一部ノ解除ヲ要求スルヲ得、其殘額ニ對シテモ亦同ジ

第十二條　農工銀行ハ年賦金ノ辨納ヲ遲延スル債務者ニ對シテ債還期限前ト雖モ貸付金全部ノ償還ヲ要求ス

ルヲ得

第十三條　農工銀行ハ典當物ノ價格ガ減少シテ貸付金償還殘額ニ對シ、第七條比例ニ不足ヲ生ジタル時ニテ增典當ヲ要求スルカ其不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルヲ得

第十四條　無典當ニテ借入シタル公共團體ニテ年賦金、定期償還金、又ハ利子ノ辨納期日ヲ過ギ此ヲ辨納セザル時ハ、農工銀行ハ監督官廳ニ其處分ヲ請求スルヲ得

監督官廳前項ノ請求ヲ受クル時ハ該公共團體ニ命令シテ延滯金及第十條ノ利子ヲ辨納セシムベシ

第十五條　農工銀行ハ第三條ノ貸付ヲナシタル境遇ニ在リテ債務者貸付ノ目的ニ反シテ貸付金ヲ使用スル時ハ、償還期限前ト雖モ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルヲ得

第十六條　農工銀行ハ定期預金ヲナシ、又ハ地金銀有價證券ノ保護在置スル事ヲ得

第十七條　農工銀行ハ定款ニ定メタル所ニ隨ヒ農工債券ヲ發行スルヲ得

農工債券發行額ト發行方法及條件ニ對シテハ度支部大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第十八條　農工債券ハ額面金額十圓以上トス

第十九條　農工債券ノ所有者ガ其ノ元金又ハ利子ヲ要求セザル時ハ、元金ハ十箇年利子ハ三箇年後其要求ノ權ヲ失フ者トス

第二十條　農工銀行ニ於テ本章ニ揭ゲタル者ノ外、他ノ銀行業務ヲ爲サントスル時ハ度支部大臣ニ申請シテ認可ヲ受クルヲ要ス

第二十一條　前條ニ依リ他銀行業務ヲ營マントスル時ハ全ク度支部大臣、若ハ度支部大臣ガ特ニ命ジタル者ノ指揮監督ヲ受ケテ其業務ヲ執行スルヲ要ス

第二十二條　農工銀行ハ毎年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲メ利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲メ利益ノ百分之二以上ヲ積立ツベシ

第二十三條　度支部大臣ハ農工銀行ノ業務ヲ監督ス

第二十四條　左開事項ニ對シテハ度支部大臣ノ認可ヲ要ス

一、定款及其ノ變更

二、支店及其代理店ノ設置及其變更

三、株主ニ對シテ配當金ノ分配

第二十五條　政府ハ農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲メ株金ノ供給又ハ株式ノ負擔ヲ補助スルヲ得

前項補助ノ方法ハ度支部大臣之ヲ定ム

第二十六條　前項ノ補助ヲ爲シタル農工銀行ニ對シテハ度支部大臣ハ其指名シタル管理者ヲ該銀行ニ常置セシメ營業上必要ナル指導及監督スルヲ得

第二十七條　本條例ニ定メタル各條例ニ違背スルカ、又ハ度支部大臣命令ニ違犯シタル時ハ、農工銀行理事者ニ十圓以上五百圓以下ノ金額ヲ罰金トシテ徵收ス

第二十八條　前條ノ罰金ハ裁判所ノ命令ヲ以テ此ヲ科ス、其辨納ニ對シテハ理事者ハ連帶シテ其責任ヲ負擔ス

第二十九條　農工銀行設立ニ關スル方法ニ對シテハ度支部大臣此ヲ定ム

附　則

第三十條　本令ハ頒布ノ日ヨリ施行ス

各農工銀行總況

（隆熙元年十二月末日）

行別	所在地	開業年月日	支店出張所數	資本金	拂込資本金	農工債券發行額	政府補金 引受株	政府補金 貸下金	諸積立金	入金	出金
漢湖農工銀行	漢城府	光武十年六月二日	五	四〇〇、〇〇〇円	一六四、三五〇円	二五〇、〇〇〇円	八五、八〇〇円	三三九、二〇〇円	二一、〇〇〇円	二七、三五〇、八四八円	二七、二〇二、四二九円
大邱農工銀行	慶北大邱	同　六月十六日	一	一〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	三、三五七	二、〇八七、〇六四	二、〇二四、八〇三
平壤農工銀行	平南平壤	同　六月二十五日	三	一〇〇、〇〇〇	三三、三〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	七、四〇〇	二、七七九、六五三	二、七九九、四五二

行別	所在地	開業年月日	所出支數店	資本金	拂込資本金	銀行券發行額	政府補金 引受株	政府補金 貸下金	積立金	入金	出金
全州農工銀行	全北全州	同　同　七月七日	一	一〇〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇円	一,一〇〇,〇〇〇円
晋州農工銀行	慶南晋州	同　同　七月三十日	一	一〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
光州農工銀行	全南光州	同　同　八月六日	二	一〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
海州農工銀行	黃海海州	同　九月二十日	一	一〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	—	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
咸興農工銀行	咸南咸興	隆熙元年八月一日	一	一〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	—	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	—	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
鏡城農工銀行	咸北鏡城	光武十年九月二十日	二	一〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	—	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	—	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
合計	—	（伊藤博文氏ノ行政及ビ金融ノ行政ニ負フ所多シ）	八	一,一〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	八,八〇〇,〇〇〇	八,八〇〇,〇〇〇
光武十年	—		八	一,一〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇

各農工銀行預金及貸付金

行別	預金 上半期 預金額	預金 上半期 殘額	預金 下半期 預金額	預金 下半期 殘額	總預金額	貸付金 上半期 貸付額	貸付金 上半期 殘額	貸付金 下半期 貸付額	貸付金 下半期 殘額	總貸付額
淺湖農工銀行	六,八〇〇,〇〇〇円	三,六〇〇,〇〇〇円	三,四〇〇,〇〇〇円	三,三〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇,〇〇〇円	六,八〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	一,三〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	一,三〇〇,〇〇〇円
大邱農工銀行	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
不興農工銀行	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
全州農工銀行	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
晋州農工銀行	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

行別	借入金 上半期 借入額	借入金 上半期 殘額	借入金 下半期 借入額	借入金 下半期 殘額	總借入額	預置金 上半期 預置額	預置金 上半期 殘額	預置金 下半期 預置額	預置金 下半期 殘額	總預置額
淺湖農工銀行	—	—	—	—	—	六,六〇〇,〇〇〇円	六,〇〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	一,四〇〇,〇〇〇円
大邱農工銀行	—	—	—	—	—	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
不興農工銀行	—	—	—	—	—	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
全州農工銀行	—	—	—	—	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
晋州農工銀行	—	—	—	—	—	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
光州農工銀行	—	—	—	—	—	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
海州農工銀行	—	—	—	—	—	四〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
咸興農工銀行	—	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
鏡城農工銀行	—	—	—	—	—	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

各農工銀行借入金及預置金

行別	借入金 上半期 借入額	借入金 上半期 貸額	借入金 下半期 借入金	借入金 下半期 貸額	借入金 總借入金	預置金 上半期 預置額	預置金 上半期 貸額	預置金 下半期 預置額	預置金 下半期 貸額	預置金 總預置金
合計	—	—	—	—	—	三、三四四、三一〇円	四四、一四一円	六六、四一〇、五一〇円	六六、一四一、〇四〇円	六〇六、四四四、五一〇円
光武十年	—	—	—	—	—	—	—	六六、四四四	六六、一〇四、一〇四	六六、四四四、一〇四

各農工銀行損益勘定

行別	上半期 總益金	上半期 總損金	上半期 純益金	上半期 配當金	上半期 配當歩合	下半期 總益金	下半期 總損金	下半期 純益金	下半期 配當金	下半期 配當歩合
慶尚農工銀行	六、〇六六、六六六円	二、〇一一円	一一、一一一円	〇、六六六円	一・一割	一〇、六六一、四四四円	四四、四四四円	一、六六六、六一一円	六、六六六円	一・一割
大邱農工銀行	一、六一一、一一一円	四四、〇六六円	一、〇六六、一一一円	六六、六六六円	一・一割	四四、六六六、六一一円	一〇、〇六六円	四四、六六六、六一一円	六、六六六円	一・一割
平壤農工銀行	一、六六六、一一一円	一一、四四四円	一、六六六、一一一円	六六、六六六円	一・一割	一、四四六、六六六円	一〇、〇〇〇円	一、四四六、六六六円	六、六六六円	一・一割
全州農工銀行	九、六六六、六六六円	一、四四六、六六六円	八、二二二、二二二円	九、四四四円	一・一割	九、四四四、四四四円	一、四四四、四四四円	八、〇〇〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一・一割
晋州農工銀行	九、二二六、六六六円	六、六六六、六六六円	二、六六〇、〇〇〇円	〇、六六六円	一・一割	九、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一・一割
光州農工銀行	一〇、六六六、六六六円	一、四四四、四四四円	九、二二二、二二二円	九、四四四円	一・一割	一、四四四、四四四円	一、四四四、四四四円	一一、四四四、四四四円	一一、一一一円	一・一割
海州農工銀行	六、四四六、六六六円	一一、一一一円	六、三三三、三三三円	六、六六六円	一・一割	一一、一一一、一一一円	四四、四四四円	一一、〇〇〇、〇〇〇円	一一、一一一円	一・一割
慶尚農工銀行	—	—	—	—	—	四〇、四四四円	—	四〇、四四四円	—	—
鎮南浦農工銀行	四、六六六円	一一、一一一円	四四六円	—	—	六、六一一円	—	六、六一一円	—	—
合計	四一、六六六、六一一円	四〇、六六六円	四一、一四四、四四四円	—	—	四六、六六六、六一一円	四六、六六六円	四〇、〇〇〇、〇〇〇円	六、六六六円	—
光武十年	—	—	—	—	—	一一、一一一、一一一円	一一、一一一円	一一、〇〇〇、〇〇〇円	一一、一一一円	—

行別	上半期末 定期	上半期末 當座	上半期末 小口	上半期末 其他	上半期末 計	下半期末 定期	下半期末 當座	下半期末 小口	下半期末 其他	下半期末 計
第一銀行	一、三三一、〇三三円	一、六三一、九四四円	一、三三一、三三〇円	六三一、九三三円	五、四六六、六三一円	一、六〇四、四六六円	三、三三六、三一一円	一、四四六、七〇〇円	九、〇〇〇、〇〇〇円	九、一四四、一二〇円

日本側各普通銀行一般預金行別

（光武元年）

央銀行の任務を之れに引繼ぎ、韓國銀行は其の後朝鮮銀行となつて今日に及んで居る。

十九年）京城支店を韓國總支店と改稱するに至つたが、隆熙三年韓國銀行が設立せらるゝと共に中央銀行の任務に當る事となつた。次で光武十年五月三日銀行券の法貨たることを認めたのであるかくて同年三月、日本政府は特に勅令で第一銀行京城支店の銀行券發行の特權を認め、韓國中央銀行たるの任務を與へ、韓國政府は同行の發行する月〻より韓國政府の委託を受けて國庫金の出納貨幣整理の取扱を爲し、韓國政府は同行の發行する月釜山に初めて支店を設け、其の後元山・仁川・京城に支店・出張所を設けた。光武九年（明治三十八年）一つた。日本側銀行中にて特種なる沿革を有するものは第一銀行であるが同行は明治十一年五次朝鮮人にも取引先を有するに至り且つ各開港地の啓發は實に此等銀行に負ふ所大なるものが

（ハ）日本側銀行

當時に於ける日本側の銀行として内國の銀行は貯蓄銀行にして、密陽に本店を有するもの、他は總て普通商業銀行の業務を營む。元來之等の銀行は其の初め在留日本人の金融の便を計る爲め設置せられたるものなるも、漸

備考
×印ハ缺損ヲ示ス

日本側各普通銀行一般貸付金行別

（明治元年）

行別	上半期末 定期	上半期末 當座	上半期末 小口	上半期末 其他	上半期末 計	下半期末 定期	下半期末 當座	下半期末 小口	下半期末 其他	下半期末 計
第一銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十八銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五十八銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

日本側各普通銀行國內爲替受拂額行別

（明治元年）

行別	上半期末 年賦	上半期末 普通	上半期末 當座貸越	上半期末 手形割引	上半期末 計	下半期末 年賦	下半期末 普通	下半期末 當座貸越	下半期末 手形割引	下半期末 計
第一銀行	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十八銀行	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五十八銀行	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和二年	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

日本側各普通銀行日本國內爲替受拂額行別

（明治元年）

行別	受入額				支拂額			
	送金爲替	荷爲替	取組引代金	計	送金爲替	荷爲替	取組引代金	計
第一銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十八銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五十八銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

四　金融の緩急及び金利の高低

如斯金融機關の活躍は、當時相當なる功績をあげて見るべき者尠くなかつたが半島開發には尙多くの資金を投ぜざるべからざるは理の當然とした處であらう。然るに當時に於ける金融は財界立直しに直面し、加ふるに日露戰役後の財界の影響を受けて甚だしく逼迫を極め、金利亦高騰し

とした。當時に於ける銀行の貸付金の金利は大略左の通りであるが、貸金業者にあつては月利最

も低きは三分高きは六分で、到底其の金利では事業經營をなす事は困難であつた。

全國平均金利

年別	定期預金（年利）		當座預金（日歩）		定期貸付（日歩）		手形割引（日歩）	
	高	低	高	低	高	低	高	低
隆熙元年	〇・七三	〇・五九	一・二	〇・九	一・〇	五・六	四・八	五・〇
光武十年	〇・六九	〇・六〇	一・一	一・一	一・一	五・二	四・七	三・七

各普通銀行平均金利

年別	定期預金（年利）		當座預金（日歩）		定期貸付（日歩）		手形割引（日歩）	
	高	低	高	低	高	低	高	低
隆熙元年	〇・八五	〇・六三	一・五	〇・八	五・四	三・五	四・六	五・〇
光武十年	〇・八九	〇・六二	一・三	〇・八	五・九	三・八	四・八	五・〇

各農工銀行平均金利

年別	定期預金（年利）		當座預金（日歩）		定期貸付金（日歩）		手形割引（日歩）	
	高	低	高	低	高	低	高	低
隆熙元年	〇・七三	〇・五九	一・四	一・〇	七・六	四・三	五・八	五・五
光武十年	〇・七四	〇・六〇	一・四	一・〇	六・九	四・八	五・九	五・〇

斯くして朝鮮に於ける諸種の金融機關は漸次整備の域に至つたのであるが、朝鮮に於ける大多數を占むる農民、殊に小農階級者に至つては、之れ等金融機關の存在は何等の意義を齎らさない。交渉もなければ痛痒も感じない次第であつた。何となれば彼等は金融機關を利用するには餘りに智識が淺く資力に乏しかつた。貧弱困憊の極にある細民を救濟し彼等の生活狀態を改善し、眞に同情ある味方となつて地方産業の發達を圖るは、半島の同胞を導く上にも朝鮮開拓の爲めにも焦眉の急としたる所にして、是卽ち我が金融組合の半島に孤々の聲を擧げた所以である。實に光武十一年の春であつた。

第二節　農民經濟狀況及商取引の概況

一　農民經濟狀況

朝鮮は古來より農を以て大本となし、又その風土の上より見るも地質より論ずるも最も適當なる農業國にして、總人口の八割餘は農耕に從事し、産業の首位を占めて居る。至る處農業に適せざるはなく、殊に南鮮地方にありては氣候溫暖なるが爲め、農作物の發育は至つて良好である。然るに從來施政宜しからざ

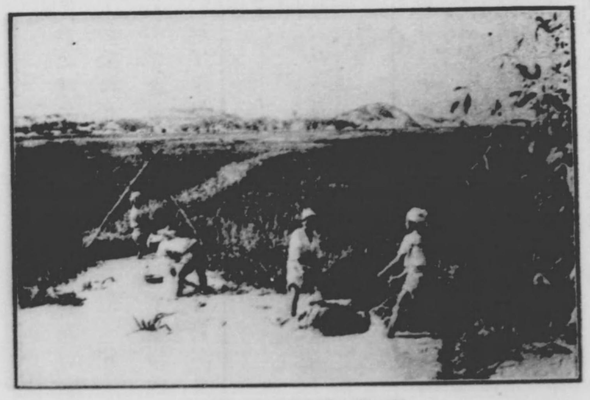

朝鮮舊時の灌漑

りしが爲め良民は農事に勤勉なるの違なく、飽く處なき誅求は終に農民をして永き睡眠狀態に置かしむるに至り、往古に於て相當見るべき成績を擧揚して居りし、半島農業は遂に粗笨亂雜に流れ沃野も荒廢に委せんとするに到つた。

茲に金融組合制度創設當時に於ける農民經濟の狀態を說かんとするに當りて、大體當時に於ける田制及小作制度の概略を說き以て本論に及ぶは順序として必要のことゝ思ふ。

當時に於ては土地調査未了にして、其の正確なる耕地面積は判然としなかつた。併し明治四十三年日韓併合の年に於ける耕地の面積は調査の結果、略左記の數字を得たのである。

耕地面積（町）			農業者								
田	畑	計	内地人		朝鮮人		支那人		其他外國人		
			戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
七七、〇八七、一	一、五三二、一七七・五	二、三〇二、二七四・四	一七四一	五、〇八八	二三二、一三七	九四九〇・六九四	二六三	九六九	八	三五	

而して開墾、排水、荒蕪地の開拓に依りて得らるべき未墾地は、多く日韓併合後政府は僅少なる賃付料を徵收して之れを貸付し事業成功の曉、之れが拂下を爲す規程を設けて、農業開發を奬勵して居る。

半島の田制は上古は暫く措き、李朝第十七世孝宗の朝に至つて、田尺一平方尺の地より一把の收穫を得る者と假定し、十把を一束とし、十束を一負とし、百負を一結とした。斯樣にして積一萬平方尺の地を以て一等又は一結とし、以下各等十五負を遞減して六等二十五負を定め、田の等級に應じ收穫の上に課稅することゝした。

此の他民間にては水田に對しては落と稱し田に對しては耕と云ふ俗稱がある。一斗落と言へば籾一斗を播種するに要する地積を云ふので、地方に依つて異るも概ね二百坪乃至三百坪に當る。一日耕といふのは耕鋤一日間の行程に依つて算するのであるが、地方に依りて異り二千坪を云ふ場合もあり、二千五百坪乃至三千坪の處もある要するに結と言ひ、落と言ひ、耕と稱するも、正確を期する能はざるは理の當然で、政府に於ては實測の要を感じ明治四十三年度土地調査局を設置した。

朝鮮舊時の耕耘

半島農民の狀態を見るに小作農業者頗る多く、自作農は殆んど稀なる有樣であつて、又小作制度は存在したのであるが、小作權と云ふものはなかつた而して地主は多く都會に居を有し、殊に京城には兩班なる大地主が多く住んで居つた。此等の兩班は舍音と稱する監督者を小作地に置いて之れを管理せしめたのである。舍音なる者は兩班の小使の如き者を昇格して採用したのであるから小作人に對する溫情等は毫もなく、主人の威を笠に著て橫着なる振舞が多かつた。猶ほ大地主に在つては打作官なる者を任じ收穫期に至れば小作地を巡廻して舍音の監督に當らしめた。

小作契約に付ては別段の成文なく、習慣に依つて隨意に之れを行ひ小作料は收穫物を以て納付するのを通例とした。小作法に左の三種がある。

一、賭租。(三分法)收穫高の三分の一を地主に收め、租稅、種子耕作費は小作人に於て負擔するもの。

二、並作(打作又は折半法)法。租稅及種子を地主と小作人に於て折半の負擔とし、其の收穫高も亦折半するもの。

三、定額法、豐凶の奈何に拘はらず、小作料を一定せしむるもの。

以上の內最も廣く行はるゝ者は賭租及並作法である。地あるから、其の生活の程度に於ても恰も未開の域に近く、經濟狀態極めて幼稚であつたことは云ふまでもあるまい。

朝鮮小農民と其住宅

主は、秋收記」なる帳簿を作製して前年迄の收穫高と、入收量とを記入し兩者協議の上分配することになつて居て從來少しも紛擾がなかつたと云ふ。

中產階級若しくは中產以上の生活を營める者は多く長袖拱手して勞働を忌み、中以下の農民にあつては比較的忍耐力强く、勞働に從事するとはいへ若干の所得あれば安偸して家業に勉勵せず、悠々として日月を空費する狀態に在つたのでは

今當時に於ける農家の生計狀況を一、二の例に就て表示する事としよう。

畓地帶にして父母夫婦四人小兒二人都合六人一年に要する食料(下農)(光武十年調査)

食物別	韓	國	日本	價格
粟		八石	五・六石	四八・〇〇円
粗		五	三・五	二〇・〇〇
小		三	二・一	一八・〇〇
大		二	一・四	一二・〇〇
豆		一、〇	〇・七	三・五〇
豆				一〇一・五〇
計				

他に副食物等諸費を要するも副食物の類は豆腐の如き又は乾鹽魚の如き之れである。尙ほ嗜好品として煙草四十連(一連は六十把にして其の價格七十錢の割合)を要する。酒は自家產のものを用ゆるが拾圓に算定し家屋修繕雜費を見積り六十圓合計二百圓となる故に一人當三十三圓三十錢となる。

山地帶にして老父及夫婦にて三人小兒十歲の者一人都合四人一年に要する食料(中農)

食物別	韓	日	價格	食物別	韓	日	價根
精白粟	六石(一人當一石五斗)	四石八	三六・四〇円	雜穀	四石(一人當一石)	三石二	二八・〇〇円

食物別	幹	日	價格	食物別	幹	日	價格
味噌醬油			六・〇〇円	家屋修繕料			一〇・〇〇円
漬物			七・〇〇	油			一二・〇〇
鹽			二・〇〇	雜費			二〇・〇〇
雜食物			三〇・〇〇				
衣服料			三〇・〇〇	合計			一八一・四〇

以上の中農産物の何れも自家產にして、他に煙草、薪、履物、敷物、燃料等を要すれ共、是れ亦自家供給に依る者である。而して煙草等諸品を計上すれば五十圓にして右計金に合算すれば二百三十圓餘となり一人當五十七圓を算す。

次に農家に於ける勞働賃金を說べんに、通常雇主に於て食を與へて、一日拾錢乃至拾五錢年六圓食物を給せざるに於ては一日三十錢、年十二圓を相場とした。耕牛の日給は飼料を與へて一頭二十錢、耕夫附の時は飼料食物を賄ひて金一圓である。大工左官の勞銀は三食其の他を與へて一日に付七拾錢を得るを通例とした。

二　商取引の概況

往古より朝鮮人の商取引の狀態は、大部分物物交換時代の跡歷然たる有樣にして、舊來の市場に於て行はれ、店舗を開いて營業を爲す者は極めて僅少であつて其の取引の方法たるや頗る幼稚で賣買高も尠なかつたが、漸次日韓併合前後より常設店舗に依つて商業を營む者增加し、商業取引の方法亦改善せらるゝに至つた。今當時最もよく利用せられた二、三のものに付いて記載して見やう。

客主

客主と云ふは一名旅閣とも稱するのであるが、多少地方に依つて二者の差異は存するも後殆んど別なく、唯資本の多額のものを旅閣と言ひ寡ないのを客主と稱するに至つた。而して客主本來の業務は委託を受けて商取引をなし、または手形の引受、割引、貸金及貨幣の交換を爲し、併せて顧客を宿泊せしむる事を兼ねたもので內地の問屋業にも類し、又銀行業にも似た處がある。

客主の意義を解釋すると客商主人の義にして、主人とは世話人と云ふ意味である。卽ち地方から參集した客商の爲めに、諸般の周旋を爲し之れが賣買を成立せしむる事を業とするものであるその中に步行客主と稱する者があるが、之れは旅人宿の方を本業としたもので、內地の木賃宿である。この客主の起源は不明であるが新羅時代以後支那及日本との交通開けて貿易が般盛となり從つて文運の發達に供し鮮人商人の往來も繁く商業は漸次發達するに至つた。爲めに酒幕と稱する酒肴屋の如きものを生じ酒幕の主人は情誼上旅客に對して、賣買の周旋を爲し、又は信用を調査する、或は代金の受拂をしてやつたが故に客商も之れに幾分の報酬を與へたと云ふ事が漸次慣習となつて、遂には之れを業とするに至つたものと推察せらるゝ。而して客主が其の取扱ふ貨物は概ね金銀、唐木、洋絲、苧布、皮類、木棉、元羅、紙、明紬、花莚、簾、扇、牛黃、鹿角、麝香等で穀物、鹽、干魚、煙草の如きものは專ら旅閣に於て取扱ふ事を常として居る。客主は賣買の仲立をして口錢を得て、自己の收

入とするのであるが、地方の來客より徴收するものを內口と稱へ、京城の商人より徴收するものを外口と云ふて居る。その外に一旦自己の家に入りたる貨物であるが相場が出合はずして他方へ移送する場合に徴收するものを過口と稱へた、また客主は副業として商品を擔保として貸金を爲し又商品賣却金を預りて、他に之れを運用して利殖し、後に返濟するやうな業務も取扱つた。

居間

居間と稱するものは賣買兩者の間に立つて諸般の周旋を爲して、一定の口錢を受くるを本業とし恰も內地の仲立人と同樣のもので、店主の店舗に出入し、其の依賴を受けて賣買者を紹介し、賣買成立の報酬として口錢を受くるものである。客主と異なる所は客主は委託者の爲めに賣買を紹介すると同時に、自ら取引の營業者となるに反し、居間は單に賣買業を紹介するのみである。

居間に內外の別があつて外居間と云ふのは自己の家から客主の家に通勤し、客商及貨物の來往を指示し、日々貨物の相場を報告したりして、一定の口錢を受けるものを云ふので、內居間は客主の使用人で客主の家に起臥して、前記の仕事に從事するものである。

監考

往古より朝鮮に在つての取引は、市場に於て行はるゝは前述の如くであるが、米穀類の如きは賣買者自ら之れを升量せず、必らず監考の升量を受け、其の手數料として一升に滿たざる端數を收受する慣習があつたが、市場規則の公布後殆んどその跡を絶つに至つた。

褓負商

褓負商とは褓商及び負商の二者を云ふので行商者の意義である。褓商は袱商とも云ふ。主として呉服、反物、小間物、雜貨類を背負うて三々伍々隊を爲して、市より市へ轉じて商業を營む旅商人で負商も大なる差異を認めず、陶器、漆器、草靴類を行商するものである。

典當舗

典當舗は恰も內地の質屋と同樣にして、現在にても到る所にある。一定の年限が過ぎて返金せざる時は質物を處分するか利息のみにても提供する時は延期をなす、多くは福德房や高利貸を兼營して居る。

典當舗は下層社會の金融機關ではあるけれども、質草を取るのであるから最下層者は尙ほ之れを利用する事は出來ない。利子は一圓未滿、十圓未滿、五十圓未滿、百圓未滿と夫々差別があつて金額の尠ない程利子の步合は高いのである。利息計算の方法は其の月內ならば一日借りても一箇月分、月が翌月に入れば例へ入質の翌日受け出しても二箇月分を支拂ふ事になつて居る。質草の種類は眞鍮製食器及溜江、指輪、釵、裝身具等が重なるものであつた。

福德房

福德房と云ふのは土地家屋の賣買、典當、貸借の媒介を業とし、一定の口錢を得る周旋業のことで京城、平壤では家儈と言ひ其の事務所を福德房と稱するのである。

尙ほ次に是れ等商業者の取引の方法を說明して置こう。

於書

是れ等商人の發行する手形は於音票と稱して、一種の一覽拂約束手形とも稱すべきもので其形式は一定の紙片の中央部に金額を記入し、其の右方には振出者の住所姓名や或は屋號を記入し、捺印し之れを半分に切つて一片を振出した者が所持して置くことになつて居る。其の形魚に似て居る處から之れを「魚券」又は「魚驗」とも云ふ。長さ三寸乃至七寸幅二三寸位あつて其の雛形を示すと左記の通りである。

手形の要件

一、金額　當文又は當錢と記入す文錢は葉錢を意味するも、實際の取引は白銅貨に依つた。

一、支拂期日　支拂期日は記入のあるのとないのとあり、あるものは期日拂、無いのは一覽拂である。期日拂は期日前に、支拂を請求する事が出來ないが、期日後は何日にても支拂を請求出來得るものである。期日は最長二箇月

一、振出人の住所　京城では町名を記入する事になつて居る。

一、振出人の記名捺印　普通姓名を記入するが單に姓のみ書くものが多い。

客主の手形を發行するは貨物を仕入れたる時及他人の爲め其の保證を爲す場合であつて、直取引と延取引の二種類がある。この延取引をする場合に於音を用ゆるのである。他人の爲めに發

於音票

行する場合に於て、現金なき時は客主に乞ふて手形を發行せしめ、之れを以て賣主に支拂ふのである。賣主は此の手形を客主に持參して其の支拂の證明を得るものであつて此の際互に對答が要る。

而して客主の取引は自己の計算に於てなすのであつて、華主に對しては債務者となり、荷受人に對しては債權者の地位に立つものであるが、直取引の場合には荷主より口錢として百分の一を徵收し、延取引の場合は普通百分の二を受け取る事になつて居る。而して買方よりは於音を受領する。

地方商人より貨物のみを送付して來た場合には昔は多く船便によつたもので送り狀を送る慣習になつて居る。之れを船都錄と稱する。

船　都　錄

京城府鐘路一丁目五十番地金進士宅

卜票正租七十石以京大斗十斗式準々推尋事

船價每石十兩式計給喜

保　送　人　江華郡　面　里

乙卯　月　日　林　詰　和㊞

高泰奉　敬烈　船　人　崔　尙　浩㊞

禹　士　東湖氏宅

客主及び旅閣の用ゆる帳簿は、官廳の樣に一年保存、二年保存又永久保存に分類せられ、樣式は大體一致して居るが左の如きものがある。

日記、銘心錄、去來帳簿、物出入冊、看色簿、會計冊であつて日記は金錢出納の日記帳であつて銘心錄は元帳に相當するもので、日記帳より謄寫し數頁毎に各人別口座を設けて出入を別段に認むる樣になつて居る。去來帳簿は京城の各商人間の取引關係を明瞭ならしむるものである。物出入冊は居間が見本を用ひずして持參する現物を記載するものである。看色簿は見本簿のことを言ひ會ものである。

水原牛市場

計冊は華客の物品を賣買し決算を了したるとき此の決算書を寫したもので客に與ふる會計狀を會計冊とに割印を施す又旅閣にも日記、船福記、長冊、草放冊、魚放冊、會計冊の種類がある。長冊は銘心錄と同じく船福記は荷送狀たる船都錄に依り荷揚したる穀物、魚、鹽等を記載する。草放冊は穀物の賣却を魚放冊は魚鹽の賣却に關する補助簿であつて、何れも舊式帳簿ではあるが相當整ひたる

市場

朝鮮に於ける商取引は、市場取引が重要なる部分を占むる處であることは前に記した次第であるが、元來市場なるものは一定の地域に於て或る定日に(舊曆三、八、二、七、の如く五日毎に開く)多數の需要者又は供給者が貨物の賣買交換を行ふ場所で、昔に於ては全くの物々交換に過ぎなかつたが貨幣制度の創設より漸次貨幣を以て賣買が行はるゝ樣になつたのである。而して市場は恰も內地の祭日の如き氣分を以て里民は其の日の來るを待ち、取引終了と共に酒幕に入り醉を買ふを唯一の樂しみとなして居る風がある。古來大邱、江景、平壤は朝鮮の三大市場と稱せられたのであるが、時代の推移と共に金泉、全州、光州等も大邱、平壤と並び稱せらるゝに至り、又交通機關の發達、地理の關係で位置が變つたり廢止又は新設せられたものもあるが、市場の數は一郡四五箇所より多きは十箇所內外に及び、鮮內到る所市場なき地方はなく現今に及んで居る。また雪の降る日は開設を見るも雨天は開市されない場合が多く其の取引方法も今尙ほ幼稚であるが、其の取引高にあつては頗る莫大なる金額を示し、都會地以外では日用必需品は市場に依つてのみ賣買が行はれ生活上又經濟上極めて喫緊なる機關である。

第三節　稧、社倉其他の公共的經濟施設

一　契

(イ)　契の起源

朝鮮には古來より契(又は稧)なる者があつたが、其の名稱は支那にも日本にもない一種獨特の組織である。先づ特別の組合ともいふが穩當であらう。是れが起源は頗る古く高麗朝の末世、戸布の負擔に應ずる爲め人民の組織したものに初まり、軍布契なる納稅團體として普及し近く日韓併合の時まで之れが行はれて來た。擔稅力乏しき人民が組合を作りて納稅に備へた如く、李朝時代に於ては生産力に薄弱なる商工業者が官廳へ納むる貢物を繼むる爲め、各種の契を組織したのが漸次發達したのであるが、要するに數人若くは數十人が相集つて互に多少の金品を醵出して、資本を叫合し經濟上の福利を增進し、社會公益の爲めに計る等其の範圍は極めて廣汎である。貯金、金錢の融通、地方の自治、同族の親和、冠婚葬祭等殆んどあらゆる社會生活に對して各其の効果を擧げて居る。李朝の末世に至つて官吏の苛斂誅求が行はれ人民の油を絞り、血を啜らなければ止まなかつた暴戾の政治に備ふる爲めに、人民の自治的活動が行はれたのは自然の結果であらう。又朝鮮の民度が發達しない當時にあつては特に相互扶助と協同一致が必要とせられ、加ふるに儒教の思想が普及して居た爲めに契の發達を助成した事は蓋し尠少ではなかつたと信ずる。

契の普及發達は共同力に依つて强者に對抗するものであり、相互扶助の美點を伴ひ其の受くる利益も決して尠なからざる處であるが、之れが爲めに却つて依賴心を增し、個人的活動を薄弱ならしむる弊害もある。又契の中には社會の善良美風と相容れないものもあり、年と共に其の害毒甚だしき者があるに至つた。

日韓併合後總督府に於ては地方廳をして契の改善に力を致し、內地の産業組合、報德社の如き制度をも加味し、指導奬勵して今日に及んだが其の主なるものは牛契等の類である。

(ロ) 契の種類

契の種類は實に多種多樣で其の目的方法の異なると共に、名稱も異なり、一定せざるも大體左記の如く區別する事が出來る。

(一) 納稅を主とする契

洞契又は面契として、契員は金錢又は米穀を一時或は年々醵出して、契役員の手に保管し、又貸付を爲して利益を得其金で納稅の資に充當するものである。而して此の稅金は概ね戸稅であつて他の地稅等を支拂ふ事はなかつたと云ふ。

當時暴吏が誅求を縱にし、戸籍の不完全なるに乘じて既に死去したる者にも課稅し、一家離散したる場合には之れを一族に及ぼし、一族逃亡した時は之れを隣人に及ぼし、苟も一洞內又は一面內に居住する者は到底脫れ得なかつたので、洞內の人民等は相互に金錢又は米穀を醵出して、共同負擔をするに至つたのである。而して尙ほ昔日に在りては郡守等の巡閱に當つて之れが送迎費も、多く此の洞契を利用したるものゝ如く、又特筆すべきは洞契又は面契で田畓を購入し、共同耕作を試み平等的に勞働に從事して其の負擔を支辨し、契員中不幸病に罹りし者には金錢又は物品を贈りて之れを補助したと云ふ。

(二) 冠婚葬祭を主とする契

冠婚葬祭は韓國時代殊に重大視したる者であつたが爲めに、之れが經費の捻出に當つて相互扶

助の組織を以て、契を作つた者が頗る多かつた。之れを細別すると葬與契、需契、葬契、爲親契、婚姻契、扶助契等である。之れ等は契員が共に一定の金錢又は米穀を一時に、又は年々に醵出して事故ある毎に契金の一部を附與するものである。

(三) 殖利を主とする契

契は何れも契員の利益を主とするものであるが、之れは特に利殖を企圖するもので一門同族の間に於て又は一般人間に在つて金錢を醵出し、之れを貸付運用して利植を圖り、其の得たる利益は多くの場合年々分配せず、積立て再び利殖し一定の額に至つて分配するのが通例とする處であるが、子孫の代まで利殖を續ける契もあつた。其の運用方法は現今の信用貸付で保證人二人を要す、又三人の場合もある、二人の場合は之れを雙保と稱し、三人の場合は之れを三保と云ふのである。

返濟の方法は種々あるけれ共日數契は日賦であり、月數契は月賦拂である。

(四) 共同生活を主とする契

生産用の農具等を共同に購入し、共同に使用したもので事業の種類に依りて之れも幾多の契に分類せらるゝ、例へば茅田契の如きは屋根を葺く茅を得んが爲め芦田を共同で購入し、共同所有とするものであつて、松契の如きは薪炭材を草田契は牧草を得るの類である。

(五) 共同購入を主としたる契

契員が共同して出資を爲し必要品を廉價に購入せんとする契であつて、今日の購買組合に近似してゐる。當時朝鮮は交通未だ開けず物資の交換自由でなかつたので或る地方では米を多く産するも或る地方では全く産出しないと云ふ處もあり、雜貨食料品亦同樣であつたので自然此の種の契が發達を來たしたものであらう。

實に契の種類程多いものはない、また此の外に賴母子無盡講に似た作百契と稱するものがあるこの作百契と云ふのは發起人數十人が各々一定の項(肱)主を募集し、毎月二回定額を支拂はしめ、其の半分を當籤者に與へ半分を積立て他の目的に使用するものである。元來作百契は小額の金錢を蒐集し、抽籤を以て當選者に一半を與へ、資金の充實を爲さしめ、餘半は之れを積立てゝ一定期間の經過後は當選者に一定の割增金を與へ、葬喪の補助其他の目的に供する者である。而して此の契は普通多くは一統から十六統迄に區分し、更に統を二十五項(肱)に細分し、全體を四百項となし、一回拂込金額を一圓とし毎月二回(十五日毎に)抽籤日に持參する事とする。其の一回の拂込額四百圓の中二百圓は當選者に與へ、其の中若干圓を引き、當日の費用に充て二百圓は積立てゝ之れを利殖し、一定期間經過後例へば第十回抽籤よりは二百圓第十回以後拂込みたる項金を加算して支辨し或は契員中不幸あらば一定の賻儀金を與ふるのである。而して一度當選したる者は再び後項金支拂の義務を負はず、又加入するを得ず、其の存立時期は契員一人になる迄にして、此の契は契長財務、監査等の役員に若干の報酬を與へる。

尙ほ之れより賭博に近い千人契萬人契と稱するものもあるに至つたが政府の禁ずる處となつた。學校經營の爲めにする學契、詩歌を吟ずる風流の詩契なるものもあつて枚擧に遑がない。

(八) 契の組織

契には契長なる者が必らずあつて其の下に副契長とか、有司、掌財、書記等の役員がある之れ等の役員は何れも概ね名譽職で契員中の名望家が契員中より選ばれたのである。契の財産は役員が之れを保管し、一般契員が之れを監視するの外監督機關はないのであるから、其の管理は往々無責任に流るゝ嫌があるが、契の管理者は契の負擔に歸すべき負債を爲す事は認められて居らなかつたのである。

二　社　倉

社倉は現今に於ける社會事業又は國家の救恤事業に類した施設の一種で、支那に在つては往古より其の制度が行はれ、朝鮮では新羅時代既に此の種の制度があつた。今を距る事五百餘年前李太祖卽位の元年に都評議司裴克廉、趙浚等の言を容れて義倉の賑恤を實施した。政務條項に一、義倉は本と窮乏者を賑恤する爲めに設け、每に農月に當り先づ窮民に給し、糧種は必らず斗量し秋成には只本數のみを納むべし、其の出納の數は每年季月三司に報告すべし、守令斗量を行はずして富强者に給せば其の罪を論ず。

とあつて無利子で貸出した事が分る。此に義倉と社倉と云ふ大體の區別を云へば、義倉の方は主として國家が民の困窮を救助する施設で中央政府の所屬であり、社倉は幾分自治的で郡又は面、社等の所屬で各其の區域內に於ける糶糴を掌る制度であつて、李朝にあつては初め義倉を置き、後に常平倉(道廳所屬)を設け後に社倉が出來たのであるが、社倉は空文ながら日韓併合直前まで繼續せられたものである。

朝鮮は往古より旱水害が多く、何れの時代を問はず、天下泰平で政治がよく行はれた際でも旱水害に對する施設は完全に出來て居らなかつた。爲めに豐凶の程度も大差があつて南鮮に災害があれば北鮮は豐年と云ふ場合が多く、又昨年は豐熟であつたが今年は凶年であると云ふ事が屢々あつた。そこで凶年には此の義倉なり、社倉の穀物を出給して、貧民を救助し、豐年の時に剩餘米を蓄積したのである。然し乍ら漸次時勢の推移に伴ひ剩餘を貯蓄するが如き事が不可能となつたので、此の穀物を基本財として凶年の際種子を有せざる者を救助する目的で罹災者には種子を貸付け、秋收穫の際之れに利息を付して回收する樣に變更されて來たのである。此の李朝時代の社倉なり、義倉の救恤組織は當時に於ける良制度で且つ進步したものとして推賞すべきものであつた。

然し如何に良制度であつても其運用良きを得ざるに於ては惡果を招來するは當然である、李朝に於て太祖より世宗に至る間は前述の如く時に豐凶の年がなきにしもあらずであつたが、義倉救恤の道が良く行はれて、加ふるに文運隆昌前後に比なく、又人物輩出し世は泰平を謳歌したのであつたが、此の頃より漸く黨爭の弊を生じ李珥(栗谷)の調停も其の効を見ず、鄉里石潭に歸つて朱子を祀り、修身、齊家、治國、平天下を目的とし社倉を作つて自治的に、相互扶助の制を開いた。其の後尹宣擧、宋時烈等も亦社倉を作つて窮民を救助し、楊州の牧使崔有海なども冗費を省いて、米一百石、租二百石、雜穀一百石豆五十石を得て仁祖七年に朱子社倉事目に依つて社倉を設け、李端夏も亦顯宗七

年秋朱子の社倉記を讀んで、之れに感じ同里の者と協議して私穀を集めて、倉を作り各醵出者の氏名を標し翌年夏之れを分給した處里民非常に喜びて「此の穀若し我が家に在らば知らず、識らず消費して此の餘有を見るなからむ」といつて賞讃した。依つて利息を收め元利相等しくなつて元穀を醵出者に還給し利息のみで里民を救濟することゝしたが漸次增殖して此の結果は良好であつた。後肅宗の六年吏曹參議朴世采も亦社倉の制度を行はうとして義倉、常平倉、社倉の沿革を述べ社倉の利益を說いたので政府は天災地變に苦しめられ荒備貯蓄の必要を痛切に感じ居た折柄なので、極力制度の復興を計り、賑恤廳をして專ら之れを行はしめた。政府に於て春種子を民間に貸付け、秋に至つて回收し其の利子は普通一石につき一斗五升を取る低利のものであるから社會救濟事業としては頗る善良なる制度で、庶民は皆其の制度を喜び合ふたのであるが、純祖の後半世となつて漸次政弊の發生と共に其の運用良しきを得ず、遂に衰頽するに至つたのである。

例を擧げて見ると儲穀の增加するにつれて從來完全に行はれて來た監督も其の嚴を失ひ、吏員も私腹を肥すに汲々とする惡風が增長して遂には官穀を自分の私穀として人民に貸付し、其の利子を以て私腹を滿す吏員が續出し大典通編及諸規定を設けて之れを戒しめたが如何ともなし難く、弊害百出し支出したる穀物は多數に計上し、實際は小數の者を救濟し其の差は着服なし、又還穀の方も自分等が貸付て置いて回收の見込みなき者は死亡者逃亡者として之れを記入し、官損とした者である。哲宗の時代に至つて此の種實際貸出せざる者に貸付したりと稱して元利を徵收する所謂「白給白徵」なる事實益甚だしくなり、又人民も事實種々虛構を作りて金錢及び穀類を借出し其の責任者は逃亡をすると云ふ有り樣で收給する能はざるに至つた。

尤も社倉の制度は往古よりの良制度として、研究せられ開國五百四年潤五月二十八日度支部令第三號を以て社還條例を發布し同年十月一日より實施した。其の條例は左記の通りである。而して日韓併合まで辛じて繼續したのであるが、遂に廢止せらるゝに至つた。

社還條例

八道ニ所在スル一切ノ還穀ヲ社還ト改稱シ、民ヲシテ羅轢セシメ耗ヲ除キ地方之ニ干涉セシメサル件ヲ本年三月十二日ニ總理大臣及ヒ本大臣之ヲ上奏シ裁可ヲ經テ玆ニ社還條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條　社還ハ從來還穀ヲ各面ニ分置シ、該面ノ公穀トナシ、窮節貧民ニ賑貸スルヲ主トス

第二條　社還ヲ置ク地ハ道里ノ遠近ヲ量リ輸納、輸出ヲ便ナラシメ、倉庫ヲ新設シ各面里ノ公議ニ從ツテ之ヲ定ム

第三條　社還ニ關スル事件ニシテ本條例ニ規定シ無キ者ハ該面里ノ公議ニ依リ處理セシム各面ニ於テ其ノ面內ニ德望素著ノ人五員ヲ選擧シ其ノ中最モ高者ヲ擇ミ任命ス

第四條　社倉ニ社首一員幹守倉一人ヲ公定シタル後地方官ヘ報告ス地方官ハ社首印章一顆ヲ與ヘテ憑據ニ便ナラシム倉庫ノ鎖書、鎖鑰ハ社首及守倉之ヲ分掌シ增減並擅便スルコトヲ得ス

第五條　社首及守倉ハ公議ヲ經テ相當ノ支給ヲ行フ

第六條　社穀ハ左開ノ方法ニ依リ出納ス

歉荒或不虞(水患、風損、旱災、蟲災、疾病ノ類)ノ歲ニ當リ貧民自力ヲ以テ支保シ難キ場合ニハ穀ヲ民ニ貸給シ或ハ年ヲ併シテ還納シ或ハ歲ヲ限リ內納ス凡テ面內公議ニ從ヒ措處シ平年ハ一般人民ノ所願ニ依リ春羅秋還シ以テ一切違フコト無カラシムヘシ

第七條　每石ニ米五升宛ヲ取剝シ社首及守倉ノ給料其他ノ雜費及鼠縮ニ充補セシム

第二章　金融組合制度創設前に於ける朝鮮の財政

第八條　該管郡守カ官吏ヲ別定シ各面ニ派遣シ社還管理ノ方法並出納ノ節制ヲ監査シ社首ヲシテ必要ノ報告ヲ調製セシムヘシ

第九條　社首ハ毎年社穀出納ヲ計算シ公議ヲ經タル後翌年三月ヲ限リ各面里人民ニ詳細報告ス

第十條　人民中ニテ社還處置ノ方法ニ對シ適當ノ意見アル時ハ郡守及ヒ觀察使ニ陳述スルコトヲ得

第十一條　社穀ノ交納並支散ハ必ス期日ヲ豫定シ交納ノ時ハ近ヨリ先ニシ遠ヲ後トス、支散ノ時ハ遠ヲ先ニシ近ヲ後ニシテ民ヲ便ナラシメ但限節及抑勒スルコトヲ得ス

第十二條　毎里ニ保證人一人ヲ置キ社還穀保存ノ方法ヲ保委シ萬一保内ニテ逃亡シタル者アル時ハ一里カ均排充足シ社首カ排保式並請求狀ヲ對照シ規定ノ通リ支散シ保證ニ不實若ハ情弊アル者ハ支給スルコトヲ得ス

第十三條　鄕居官員及士民或ハ自願出力シ本家ノ米穀ヲ登倉給貸シ或ハ自政府カ量出米穀ヲ積儲給貸スルモ妨ナシ

第十四條　毎年三月上旬ニ新陳未接ノ際ニ當リ支散シ十月下旬ニ納還ス授受時斛量ハ民ヲシテ自ラ行ハシメ濫取擅減ノ弊ヲ永杜シ排定ノ日字ハ社首ヲ保正ニ告示シ保正之ヲ人民ニ告示ス

第十五條　倉内屋宇什物ヲ守倉當ニ照管シ毀損及借出他用スルコトヲ禁シ萬一損失ノ時ハ守倉之ヲ辨償ス墻垣蓋瓦並倉庫修繕等ハ各面里ヲシテ輪回分擔セシム

第十六條　諸倉庫雜費實數ヲ消詳成冊シ地方官之ヲ度支部ニ報告スヘシ

第十七條　排保式

本里ノ人戸ヲ左ニ報告ス

年　月　日　某里　保正　氏名㊞

社首氏名　座下

甲戸　開計　氏名

乙戸　氏名

氏名

氏名

氏名

以下之ニ倣フ氏名ノ上ニ職業及元住移來ヲ詳記スヘシ

第十八條　請來狀

某里居(甲或乙)戸姓名社倉米ヲ貸受シ秋成ヲ待チ乾硬ノ糙米ヲ償納計料ス

萬一保内ニ逃戸アル場合ニハ保内人均排充足シ敢テ違誤セサルコトヲ保證ス

年　月　日　某里　保證氏名㊞

甲或乙戸　氏名㊞

社首氏名　座下

第十九條　此ノ條例ハ開國五百四年十月一日ヨリ施行ス

要するに社倉は社會救濟機關として昔日必要缺くべからざるものであつた、不幸中途にて其運用の局にある者が之を破壞したと云ふても敢て過言ではない。が、社倉の制度は現今の複雜なる社會にありても、更に必要とする處で、此の制度の復活は或る一部の人に依つて頻りに唱へらるゝ所である。

三　其他の公共的經濟施設

其の他の公共的經濟施設としては特記すべき者なく、典當舗は純然たる民間の金貸業者であり貧民救濟の機關として弘濟院ありたるも、經濟施設ではないから玆に記さゞることゝした。

第三章　金融組合制度の創設及組合發達の概況

第一節　組合の創設及其の制度機能の特色

一　組合の創設

李朝の末世より秕政漸く累を爲し、官吏の横暴、租稅の誅求、洵に寒心に堪えざるものがあつた。光武八年八月、日韓協約成立の結果、舊韓國政府は我が日本政府の推薦に係る財政顧問を聘し之が整理に著手することゝなつたのであるが諸機關の紛糾、錯雜として、恰も亂麻の如く殆んど手の下し樣がなかつた。

斯くして光武十年時の韓國政府は、財政顧問の言を容れて、地方農工業の開發並に金融の緩和を目的として、農工銀行の設立を企圖し、政府に於ては或は資金の貸下を行ひ、或は支配人の任命を行ふ等積極的に、之が保護監督を爲し、以て一般商民の金融に便ならしめたのであるが、當時に於ける農民は勤儉の美風地を拂ひ、怠惰風を成し、自暴自棄に陷り、其の情狀實に憐むべきものであつた。殊に下層階級の農民にあつては多く兩班と稱する專横なる地主の爲めに虐げられ、苛重なる租稅を負擔するが上に役價と稱し、考と言ひ、債と言ひ、或は駄價と稱する徵發に應じなければならぬ。萬一應せざるに於ては、苦痛の制裁を加えられたのであるから、之等の窮民は他日更に恐るべき災の來襲するを知らざるにあらざるも、一時凌ぎに低頭平身して、地主又は高利貸の前に糧食資金の

借入を哀願し、其の生計を爲して行かなければならなかつた。後日に期限の到來するも到底元利金の返濟は困難であることは明かなる次第である。遂には已れ所有の耕牛をも賣却するに至るのは之等階級の者の常態であつて、毫も怪むに足らなかつた。加ふるに朝鮮は治水の法全からず河水至る處に汎濫したる結果、農作物の被害甚だしく一度凶歳に遭遇したならば、小作人は言ふに及ばず自作の小農に至るまで、度重なる諸稅小作料納付の爲めに、所有の田畑を賣却し、家屋を售らなければならぬ狀態に陷る比々皆然りとする處であつた。然し乍ら彼等は決して農事の改良を欲するに非らず、耕作は粗笨亂雜に流るゝも敢て顧みる者がなかつた。例へ容易に良田たるべき地はあつても空しく之を放擲したと云ふことには、其の裏面に大官、小官の私腹を肥すの愚を知つて居つたからであらうと推察するの外はない。

此の時には既に濟民事業として、朝鮮に古來より行はれ來たつた社倉の制度も、空文のみであつて、低利資金を供給し、又は種子を無料貸付する等の道は何處にも求むることは出來なかつた。爰に於て目賀田顧問は農工銀行の設立のみを以ては農村の極めて低級なる階級に何等の効果なきを覺り、小農民の互助を精神とする金融機關を設置するを適策でありと爲し成案を得て、明治三十九年四月伊藤統監に之が創立に關する意見を開陳せられたのであるが、統監は大に贊同せられ、尙ほ朝鮮在來の契の精神を根基とする施設は、方今焦眉の急務なりと示諭せらるゝ所があつたので直に顧問は其の要項を韓國政府に諮つたのである。

一、各二、三郡に一個所の金融組合を設立すること。

二、組合の資產は出資に依るべきものであるが、之は望み難いのであるから、政府は各組合に無利息にて一萬圓を貸付し、其の必要なきに至らば返還せしむることにしたい。

三、貸付は對人信用貸付としたい。

四、貸付金は小額宛とし且つ短期としたい。

五、各組合に支配人の位置として內地人一人を置くことゝし、給料は當分政府より支給することゝしたい。

六、金融組合は朝鮮人に對する應急の施設なれば內地人に對しては、別に計劃する事と爲したい。

七、資金の使途は農業及び農業的土木水利の改良に止めたい。

八、各組合には農業技手を聯合して採用し、農事の指導改良の任に當らしめたい。

幸に韓國政府は以上財政顧問の提議に同意したるも、尙ほ愼重に調査するの必要を感じ、光武十一年(明治四十年)二月二十三日各地農工銀行支配人に對し、資金の出張貸付及び農業倉庫施設に關し左記の通牒を發し以て其の意見を徵することにした、其の通牒及び之に對する銀行支配人の回答を記載すれば左の通りである。

農工銀行出張貸付ト農業倉庫ノ件

各農工銀行支配人宛　　政府財政顧問

刻下韓國地方農民ノ經濟狀態ニ鑑ミ、其救濟策トシテ農工銀行出張貸付ト、農業倉庫ノ施設ヲ爲スハ以テ、農工銀行本然ノ責務ヲ盡スノ一方法トモ可相成候、依テ別紙提案及御協議候條其實行上

ノ措置ニ關シ、充分御調査ノ上御意見承知致度此段及照會候也

農工銀行出張貸付ト農業倉庫

韓國ノ現狀ニアリテハ、地方農民其ノ收穫アルヤ卽チ放賣シ、後日ノ計ヲ爲サス、又爲シ能ハサルモノ多シ、爲メニ彼等ノ食糧ハ後日彼等之ヲ購入セサルヲ得ス。其ノ放賣ヲ爲ス時ハ供給豐富ナルノ期ニシテ、價又廉ナリ、彼等ノ購入ヲ要スル時ハ、之ニ反ス、而シテ此ノ中ノ利益ヲ得ルモノハ決シテ正直ナル商賈ノミニハアラサルナリ。之ヲ以テ彼等農民經濟ノ救濟ヲ計ラントセバ秋收ノ期ニ於テ若クハ其ノ後ニ於テ一時ニ放賣ヲ餘儀ナクセシメザラントセバ其ノ收米(穀類)ニ對シテ金融ノ道ヲ得セシムルニ如カス。農工銀行ノ設立出張所ノ增置及倉庫ノ建設ハ明カニ之ヲ稗益スルコト大ナルベシト雖モ、更ニ進ンデ所謂農業倉庫ノ制ニ倣ヒ農工銀行員ノ出張貸付ヲ開クノ必要可有之、其方法ハ大要左ノ如ク致度候。

一、米穀其ノ他ノ穀類ノ產地又ハ集散地ニ倉庫ヲ借入シ、又ハ建設シ若クハ民有ノ儘使用スルコト

一、收穫又ハ其他ノ時ニ於テ農工銀行員ノ出張貸付ヲナスコト。

一、右農業倉庫貸出ニ就テハ其預證ヲ發シ、若クハ民有ノ倉庫ニ就テ其鎖鑰ハ、農工銀行ノ保管シ得ザル場合ハ顧問支部又ハ分署ニ於テ保管スルコト。

一、倉庫ノ監督ハ農工銀行ノ本支店出張所ニ於テ爲シ得ザル地ニ在リテハ、支部又ハ分署ニ依囑ス

庫出ノミニ付テハ支部又ハ分署ヲシテ扱ハシメ、便宜農工銀行ニ引繼グコト。

一、右ノ方法ハ農工銀行ノ本支店、出張所々在地以外ニ在リテハ當分財政顧問支部又ハ分署所在地ノミニ於テ行ハルベシ。

一、猶進ンデ信用組合又ハ穀倉組合ヲ組織セシムルコト

而シテ右通牒に對する各農工銀行支配人の回答は、大體左記の通りであつた。

一、從來朝鮮ニ行ハレテ居ツタ社倉ノ制度ヲ復活スル事

一、收穫穀物類ハ之レヲ倉庫ニ收容保管スル事

一、倉庫ハ可成郡衙附屬ノモノヲ使用セシムルコト

一、出張日ヲ定メ置キテ庫入ノ通知ニ從ヒ、出張貸付ヲナスコト

一、農業資金及生活費ヲ得セシムル爲メ、收穫ニ先チ收穫米ノ三分之一ヲ標準トシテ貸付クルコト

一、地方農民ヲシテ、組合ヲ組織セシメ貸付ノ事務及倉庫保管ヲナサシムルコト

一、銀行ハ組合ニ對シテ貸付ヲナシ、組合ハ其ノ收益ヨリ之ヲ償還スルコト

一、組合ハ組合トシテ一定ノ土地ヲ借リ受ケ、組合員ヲシテ之ヲ耕作セシムルコト

一、借受地ヲ將來組合ノ所有地トナスコト

一、葉錢ノ整理竝ニ新貨普及ヲモ兼ネシムル事

政府は右の通牒及回答に基き種々考慮劃策を爲したるに當時民力疲弊し、農業者の經濟思想たるや幼稚にして、生活の餘裕なく農工銀行ありと雖も其の利用の途を知らず、且つ金融の手段なきの實情に顧み、農工銀行の方法に依らず別途特殊の金融機關を設置するに如かずとなし、彼の獨逸

に於ける「ライファイゼン」並に「シルッチエー」氏等の村落或は庶民銀行制度に範を採り、朝鮮在來の契及當時の慣習民情を充分斟酌して茲に地方金融組合設立計劃案が初めて成りたつたのである

斯くして議熟し、同年五月十五日各財務官宛に左の通牒が發せられた。

地方金融組合ノ創設ニ關スル件

地方金融ノ整調ヲ圖ル爲メ、今回地方金融組合ヲ創設セシムルコトト、度支部大臣ヨリ各觀察使ニ對シ別紙ノ通合達可相成、猶右創立ニ關スル計劃要領、模範定款及命令案等モ送付セラルベク候

該組合ハ廣ク一般小農ヲ救濟スルヲ目的トスルモノナレバ、第一ニ其設立地點及其ノ區域ヲ決定スルコト最モ緊要ニ屬シ候。現在重要ナル都會ニハ既ニ農工銀行本支店出張所、倉庫ト手形組合等ノ設置有之、略ボ金融上ノ便宜ヲ與フルヲ得ルコトナレバ、今回ノ金融組合ハ之等金融機關ノ既設地ヲ避ケ、而シテ可成多數農民ニ直接便益ヲ與フル爲メニ、其區域ヲ適當ニシテ以テ、政府ノ目的ヲ達シ度候。貴官ハ能ク此意ヲ體シ、地方韓國官吏ト協議シ、先ヅ其管内ノ設立地點及區域ニ付本部ニ報告セラレタク、尤モ右組合設立ニ關シテハ別紙勅令及部令ヲ發布セラルベキ筈ニ候得共、右發布以前ト雖モ着々設立ノ準備ヲ進メラレ度此段通牒候也。

斯くしていくばくもなく地方金融組合設立計劃要領が示された。

(一)　地方金融組合設立計劃要領

第一條　設　立

一、組合ハ一郡又ハ數郡ヲ以テ一區域トシ、該區域内ニ住所ヲ有シ、農業ヲ營ム者ヲ以テ之レヲ組織スルコト

二、度支部大臣ハ所轄郡守、稅務官、財務官又ハ財務官補及民間委員若干名ヲ設立委員ニ任命スルコト、但民間委員ハ觀察使ノ推薦ニ依リ之レヲ命ス

三、設立委員ハ組合定款ヲ制定シ、度支部大臣ノ認可ヲ受クルコト

四、組合定款ハ別冊模範定款ニ依ラシムルコト

五、本條觀察使ノ職務ヲ行フニハ必ラス財務官ト協商ヲ要ス

六、組合ヲ稅務官所在地タル重要各郡全國ヲ通シテ五十箇所ニ之レヲ設立スルコト、但未ダ稅務官駐在ナキ地方ハ追テ其設置ヲ待テ組合ヲ設立スルコト

第二條　業　務

一、組合員ニ對シ農業上必要ナル金融ヲ與ヘルコト

二、穀物ヲ倉庫ニ保管シ、之レニ對シ貸付ヲナスコト

三、尙附隨業務トシテ種子、肥料、農具等ノ分配貸與及生産物ノ委託販賣等ヲナスコトアルヘキコト

第三條　役　員

一、組合長一名及評議員若干名ヲ置クコト

二、役員ハ凡テ組合員ノ選擧ニ依リ、度支部大臣之レヲ任命スルコト、但其任期ハ二箇年トス

三、組合ノ業務ハ度支部大臣ノ推薦スル事務員ヲシテ之レヲ執行セシムルコト

第四條　組合員ノ義務

一、組合員ハ組合ノ經費ニ充ツル爲メ毎年金二圓以内ヲ二期ニ分チ拂込ムコト

第五條　資　金

一、組合ノ共同資金ニ充ツル爲メ、政府ハ各組合ニ金一萬圓ヲ下附スルコト

二、必要ノ場合ハ組合ハ度支部大臣ノ認可ヲ經農工銀行ヨリ借入金ヲ爲スコト

三、組合ノ利益ハ組合ノ共同基本金ニ繰入レ積立ツルコト

四、組合ノ責任ハ組合財産ヲ限度トスヘキコト

第六條　總　會

一、組合財政及ヒ金錢ノ收支ハ精細ナル報告ヲ作リ、毎年一回之レヲ各組合員ニ通知スル事

二、毎年一回組合總會ヲ開キ報告ヲナスコト

第七條

一、財務官又ハ財務官補ハ組合ノ業務ヲ監督スルコト

第八條　倉　庫

一、郡衙附屬倉庫ヲ修理シ、又ハ民間借庫ヲ以テ之レニ充ツルコト

右の設立計劃要領第一條第四項に基きて制定せられたるものは地方金融組合模範定款である

(模範定款は第五編第四章に掲げたるにつき茲に省略す)

次に組合創立の曉共同資金下附に關する命令案は左の通りである

地方金融組合

第一條　政府ハ其組合ノ共同資金ニ充ツルタメ、金一萬圓ヲ其組合ニ下附ス

第二條　其組合ノ業務一切ハ本大臣ガ適當ト認ムルモノヲ其組合ノ理事ニ推薦スヘキニ依リ該員ニ協議ノ上執行スベシ

韓國內閣總理大臣李完用

第三章　金融組合制度の創設及組合發達の概況

第三條　左ノ場合ニ於テハ本大臣ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス

韓國農商工部大臣宋秉畯

韓國度支部大臣高永喜

第三章　金融組合制度の創設及組合發達の概況

一、組合長及評議員ヲ選擧シタルトキ

二、組合債ヲ起サントスルトキ

三、組合規約ヲ變更セントスルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テハ起債ノ方法及條件ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第四條　本大臣ハ監督官ヲ命シ其組合ノ業務ヲ監督スヘシ

監督官ハ其組合ノ業務ヲ調査シ、又ハ必要ノ報告ヲ徵スルモノトス

第五條　本大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ本命令ノ規定ヲ加除變更スルコトアルベシ

勅令第三十三號

地方金融組合規則

第一條　地方金融組合ヲ設立

議政府參政大臣勳二等李完用

度支部大臣勳二等高永喜

農商工部大臣宋秉畯

第六條　其ノ組合業務執行カ本令又ハ組合規則ニ違背シ其ノ情重シト認メタルトキハ本命令ヲ取消スコトアルヘシ

年　月　日　　度支部大臣

次で五月三十日勅令第三十三號を以て地方金融組合規則の發布を見たのであるが、該規則に關しては第五編第二章第一節に於て詳細に述べることゝして、地方金融組合設立に關する方法に就て度支部大臣より定めた通牒は

第一條　地方金融組合規則第十三條ニ依リ、地方金融組合ノ設立ニ關スル方法ヲ定ム

第二條　度支部大臣ハ設立委員ヲ任命シ地方金融組合ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

郡守、稅務官、財務官、財務官補及民間委員若干名ヲ地方金融組合設立委員トス、但シ民間委員ハ觀察使ノ推薦ニ依ル

第三條　設立委員ハ地方金融組合ノ定款ヲ作リ度支部大臣ノ認可ヲ受ケタル後ニ非ラサレバ組合員ノ募集ニ著手スルコトヲ得ス

第四條　地方金融組合員ノ募集ハ設立委員左ノ事項ヲ廣告シテ之ヲ爲スベシ

一、組合ノ目的及業務

二、設立區域

三、創立事務所々在地

四、募集ノ月日及其締切期日

五、設立委員ノ氏名

第五條　設立委員ハ組合員ノ募集ヲ締切リタル後速ニ創立總會ヲ召集シ創立ニ關スル事項ヲ報告シ且地方金融組合規則第六條ニ揭クル役員ノ選擧ヲ行ハシムヘシ

五月十五日更に地方金融組合の設立に關する主意を明瞭ならしめ、兼ねて其の運用に資せんが爲め其の細條説明を各財務官及び財務官補へ通達した。

地方金融組合ニ關スル細條説明

第一條　設立ノ趣旨

一、田舍特ニ農民ノ金融ヲ疎通シ其經濟狀態ヲ改善スルコト

二、本組合ハ兼ネテ農事ノ改良ニ稗補スヘキコト

三、右以外納稅ノ便宜貨幣ノ整理ヲ助成スヘキコト

第二條　設立區域及地點

一、組合ハ當分稅務官所在地ニ限リ之ヲ設置スルコト、但シ農工銀行本支店既設金融機關ヲ以テ足ルト認メ得ヘキ地方ハ可成之カ設置ヲ避クヘシ

二、組合ノ區域ハ土地ノ狀況ニ依リ必スシモ廣狹一樣ナラサルヘシ、要スルニ地勢慣習例ヘハ苗代又ハ用水ヲ共同ニ使用スルノ慣習アルカ如キ、交通機關ノ完否及組合業務執行ノ便否例ヘハ種苗、肥料ノ分配等ヲ斟酌シ適當ニ其ノ區域ヲ決定スヘキコト

三、組合員ノ數ハ當分之ヲ限定セサルニ依リ前項ノ區域內ニ住所ヲ有スル農業者ヲ勸誘シ可成多數ヲ組合員ニ加入セシムルコト

四、若シ將來組合員ノ數非常ニ增加シ一組合ヲ以テシテハ業務執行上不便ナリト認ムルトキハ組合ヲ分割スヘク、又交通機關ノ完備等ニ依リ二組合併存ノ要ナキニ至リタルトキ之ヲ併合スヘキコトアルヘキコト

第三條　組合員ノ資格

一、設立ノ趣旨ハ農民ノ經濟狀態ヲ救濟スルニアルカ故ニ組合ハ可成小農卽チ小作人ヲ以テ之ヲ組織スル方針ヲ採ルコト

二、地主ハ單ニ土地ノ所有者ナリト云フニ過キスシテ多クハ農業關係ナキ者ナルカ故ニ此等ハ可成加入ヲ避クルコト

三、小商人又ハ小工者ト雖モ適當ト認ムル者ハ場合ニ依リ加入セシムルコトヲ妨ケサルコト

四、但組合員ノ身元及信用ハ常ニ適當ノ選擇ヲ爲スヲ要ス操行修マラス平素鄕人ノ擯斥ヲ受クル者ノ如キ組合ノ信用ヲ毀損シ若クハ組合員タル義務ヲ履行スルニ堪ヘサル者ハ初メヨリ加入ヲ許容セサルコトニ注意スヘキコト

第四條　業務

一、地方金融組合規則第四條ニ揭クル業務ハ初メヨリ之ヲ營ム方針ヲ採ルコト

二、貸付其ノ他ノ便宜ハ組合員ニ限リ許與セラルヘキコト

三、場合ニ依リテハ回收確實ト認ムルモノニ限リ無擔保貸付ヲ爲スコトヲ妨ケサルコト

四、貸付金額ハ一人ニ付五十圓ヲ限度トシ可成小額宛ヲ多人數ニ融通スルノ方針ヲ採ルヘシ、若シ已ヲ得スシテ此ノ限度ヲ超過セントスル場合ニハ監督官ノ承認ヲ經ヘキコト

五、利率ハ地方ノ慣行ヲ參酌シ多少之ヨリ低率ニ定ムヘキコト

六、貸付期間ハ六箇月ヲ超過スルコトヲ得サルコト

七、貸付金ハ之ヲ不生産的ニ消費セサル樣努ムヘキコト

八、貸付金カ果シテ貸付ノ目的ニ使用セラルルヤ否ヤ嚴ニ注意監督スルノ要アルヘキコト

九、多額ノ貸付ヲ請求スル者アル場合ニハ之ヲ農工銀行ニ紹介スル等業務執行上常ニ農工銀行ト聯絡ヲ保ツコトニ注意スヘキコト

十、倉庫保管料及委託販賣、共同購入ノ手數料ハ一定ノ率ヲ定メ依賴者ヨリ徵收スルコトヲ得、但シ率ハ監督官ト協議ノ上決定スルコト之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第五條　會　計

一、組合費ノ額ハ二圓ヲ超過セサル範圍内ニ於テ評議員會之ヲ決スヘキコト之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

二、一旦拂込ミタル組合費ハ如何ナル場合ニモ之カ拂戻ヲ爲サザルコト

第六條　業務ノ執行及監督

一、組合ノ業務ハ理事ニ託シテ之ヲ執行スヘシ。但シ理事未配ノ場合ニハ財務官又ハ財務官補ニ於テ執行スルコト

二、理事ノ俸給ハ約五十圓乃至六十圓トシ組合員ノ負擔トスルコト

三、監督官ハ財務官又ハ財務官補ヲ以テ之ニ充ツルコト

即ち以上の如く、諸規則の發布を見地方財務官より其の管内に於ける設立豫定地點を報告せしめ、先づ財務署所在地の全道重要各郡五十箇所の創立を計畫し、明治四十年六月二十八日光州地方金融組合の設立の許可指令を爲し、同四十年十二月迄に設立の終了を見しは光州の外、水原、羅州、尙州、慶州、星州、密陽、晉州、平壤、安州の十組合であつた。

此等組合員に對しては業務資金として、金壹萬圓を下附すると共に組合業務執行内規を設けて以て組合の指導監督を爲すことゝなつた。翌四十一年七月十三日に至り、組合監理内規を制定した。

地方金融組合業務執行内規

第一章　總　則

第一條　地方企融組合規則第四條ニ揭クル便宜ハ組合員ニ對シテノミ之ヲ許與スヘキモノトス

第二條　利息、倉庫保管料、共同購入及委託販賣手數料ハ豫メ其ノ率ヲ一定シ、之ヲ依賴者ヨリ徵收スヘシ

但シ共同購入及委託販賣手數料ハ場合ニ依リ所管財務監督官ノ承認ヲ經テ之ヲ免除スルコトヲ得。

倉庫保管料及利息ハ可及的之ヲ低減シテ組合員ノ便益ヲ計ルヘシ

第二章　貸　付

第三條　廣ク資金ヲ撒布シテ衆多ノ便宜ヲ計ルヲ目的トスルヲ以テ、貸付ハ可成的小額宛ヲ多人數ニ融通スル方針ヲ採リ一回タルト數回タルトヲ問ハス、一人ニ對シ金五十圓ヲ限度トスヘシ

多額ノ貸付ヲ請求スルモノアルトキハ之ヲ農工銀行ニ紹介スル業務ニ農工銀行ト聯絡ヲ保ツコトヲ注意スヘシ

第四條　擔保ハ可成的動産特ニ組合員ノ生産物ヲ徵スル方針ヲ採リ、以テ委託販賣倉庫保管ノ各業務ト聯絡ヲ取ルヘシ

第三章　金融組合制度の創設及組合發達の概況

不動産擔保ヲ徴スル場合ニハ單ニ文記ヲ保管スルニ止ムルコトヲ得

組合ハ所管財務監督局長ノ承認ヲ經テ、未來ノ收穫物ヲ擔保トスル貸付ヲナスコトヲ得

第五條　貸付ハ不動産擔保ノ場合ニハ其ノ評價格ノ五割、動産擔保ノ場合ニハ、其評價格ノ八割ヲ以テ限度トスヘシ

第六條　擔保不動産ノ評價ハ實地ニ就キ其所在、等級、面積、收穫等ヲ調査シ、尚且附近實際賣買ノ價格ヲ參酌シテ決定スルコトヲ要ス

第七條　身分確實ニシテ且組合カ適當ト認ムル保證人ノ保證アル者ニ限リ無擔保貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條　利子ノ支拂期日ハ貸付ノ際ニ契約スヘシ

第九條　貸付期限ハ滿十箇月以内トス、但期限ニ至リ半額以上ヲ返還シ且利子ノ支拂ヲ怠ラサル者ニ對シテハ更ニ六箇月以内ノ延期ヲナスコトヲ得

第十條　貸付金ハ之ヲ不生産的ニ消費セシメサル樣其ノ使途ニ就キ嚴ニ監督スルコトヲ要ス

第三章　共同購入及委託販賣

第十一條　共同購入及委託販賣ノ効用ハ組合員ヲシテ之ヲ解セシムルコトニ努ムヘシ

第十二條　分配ヲ爲スヘキ共同購入品ノ種類及數量ハ依頼者ヲシテ豫メ之ヲ申出テシメ且其ノ購入費用ノ概算額ハ之ヲ前納セシムルコトヲ要ス

第十三條　共同購入ハ少度ニシテ購入品ノ數量ヲ多カラシメ、以テ購入品ノ廉價ナランコトヲ計ルヘシ

第十四條　貸與物品ヲ紛失又ハ毀損シタル組合員ニ對シテハ其ノ代價若クハ修繕料ヲ辨償セシムヘシ但シ借受人ニシテ惡意又ハ重大ナル過失ナキ場合ニハ特ニ其ノ全部若クハ一部ノ辨償ヲ免除スルコトヲ得

第十五條　委託販賣ニ就テハ需要供給ノ關係ヲ善ク考察シ可成的高價ノ時ヲ見計ヒ賣出ノ方針ヲ採ルヘシ

第十六條　委託販賣ヲ依頼セラレタルトキハ組合ハ依頼者ニ對シ、委託販賣預證ヲ交付スヘシ、但シ預證券ヲ發行シタル場合ニハ此ノ限リニアラス

第十七條　委託販賣依頼者ニ對シテ貸付金アルトキハ、其ノ販賣代金ノ内ヨリ貸代金ヲ控除シタル殘額ヲ之ニ還付スヘシ

第十八條　委託販賣代金ノ還付ハ預證券又ハ委託販賣預證ト之ヲ交換スヘシ

第四章　倉庫保管

第十九條　入庫品ニ對シテ組合ハ預證券ヲ發行スルコトヲ要ス

第二十條　地方金融組合規則第四條第一項穀類ノ外ニ地方狀況ニ依リ、紙鹽等適當ト認ムルモノハ之ヲ保管スルモ妨ケナシ。但シ鹽ニ就テハ鹽倉ヲ設置スヘシ

第二十一條　在庫品ヲ擔保トシテ貸付ヲナス場合ニハ、組合自ラ預證券ヲ所持スルコトヲ要ス

第二十二條　在庫品ノ販賣ニ就テハ倉庫附近ニ臨時市場ヲ開設シ可及的便宜ヲ計ルヘシ

第二十三條　擔保動産ハ必ス之ヲ倉庫ニ保管スヘシ若シ不得已債務者ヲシテ之ヲ保管セシムル場合ニハ該倉庫ノ鎖鑰ヲ所持スル等充分擔保ノ實ヲ完全ニスルコトヲ要ス

第五章　雜則

第二十四條　業務ニ關シ役員ヲ出張セシムル場合ニハ左ノ旅費ヲ支給ス但擔保不動産調査ノ爲出張ス

ル場合ニハ貸付請求者ヨリ旅費ノ全部又ハ一部ヲ徵スル事ヲ得

略旅費規程）

旅費ノ支給ニ關シテハ前項ノ規程ノ外ニ內國旅費支給規程ヲ準用ス

第二十五條　組合ハ別紙樣式ニ從ヒ左ノ帳簿ヲ設備シ之カ記入整理スルコトヲ要ス

一、元　帳
二、日記帳
三、貸付金元帳
四、貸物出納日記帳
五、貸物元帳
六、信用臺帳
七、什器臺帳
八、通信料受拂簿
九、組合員及役員名簿
十、共同購入申込控帳
十一、委託販賣申込控帳
十二、貸與物品控帳
十三、金銀出納簿

第二十六條　組合ハ別紙要式ニ從ヒ左ノ報告書ヲ所轄財務監督局長ニ提出スヘシ

一、貸付金旬報
二、在庫品月報
三、毎月實際報告表
四、毎期營業報告表

前項ノ報告書中一號ハ毎月十一日、二十一日、翌月一日ニ第二號第三號ハ翌月五日迄ニ第四號ハ次期ノ初メニ於テ之ヲ發送スヘシ、第三號第四號報告書ハ所轄財務監督局長經由ノ上度支部大臣ニ之ヲ提出スヘシ

略帳簿樣式）

地方金融組合監理內規

第一條　財務監督局長ハ地方金融組合ノ監理ニ關シ主ニ左ノ事項ニ注意スヘシ

一、組合ノ業務執行上法律命令、定款及內規等ニ違返シ又ハ公益ヲ害シ或ハ害セントスル事件ノ有無
二、業務執行ノ巧拙
三、組合業務ノ改善ヲ圖ル爲メ諸規定又ハ施設上改善ヲ要スル事項ノ有無
四、組合所在地ニ於ケル生產商業金融等總テ經濟狀態並組合ト他ノ金融機關トノ關係
五、組合役員ノ風紀

第二條　財務監督局長ハ地方金融組合ヨリ監理上必要ナル報告又ハ書類ヲ徵スルコトヲ得

第三條　財務監督局長ハ毎月一回及臨時必要アル時ハ其ノ都度地方金融組合ノ業務ヲ檢シ又ハ所屬官吏ヲシテ此ヲ行ハシムルコトヲ要ス

第四條　財務監督局長ハ重要ナル事項ニ對シテハ其ノ報行前豫メ地方金融組合ヲシテ其承認ヲ受ケシムヘシ

光州地方金融組合

前項承認事項ヲ定ムル時又ハ此ヲ變更セントスル時ハ其ノ旨ヲ本大臣ニ申告スヘシ

第五條　財務監督局長ハ毎月一回監理ノ成績ヲ本大臣(度支部大臣)ニ報告スヘシ但シ至急ヲ要シ又ハ變狀アリタルトキハ其ノ都度報告スヘシ

第六條　財務監督局長ハ所轄財務署官吏ヲシテ監理上必要ナル事務ヲ執行セシムルコトヲ得

第七條　財務監督局長ハ地方金融組合ヨリ本大臣(度支部大臣)ニ提出スヘキ重要ナル書類ヲ檢閲シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ副申スヘシ

以上

(明治四十三年八月韓國併合ノ結果上記業務執行内規及監理内規共ニ條文中度支部大臣トアルヲ朝鮮總督。財務監督局長トアルヲ地方長官ト改正セラル)

其の後明治四十二年中在來の組合費徴收制度を廢止し單に組合加入の際一回限り加入金を拂込ましむることゝし、尚ほ組合加入の際評議員一名以上の照會を要することゝせらるゝの外何等特記するに足るべき變改行はれずして、四十三年となり日韓併合の盛事に際會した。

今茲に光州地方金融組合の創立前後の模樣を記載し、當時の光景を描寫することゝしやう。

光州財政顧問支部に於ては、五月十三日附顧銀第三六〇號を以て度支部大臣の訓令及金融組合設立計畫要領並に定款書式等の送付を入手したので、五月二十日直に設立に着手して八月二十四日創立總會を開催するに決したるも千有餘名の會員全部を悉く招集するは容易でないことを察し各郡より五名内外の總代を選定して來會せしむることゝした。

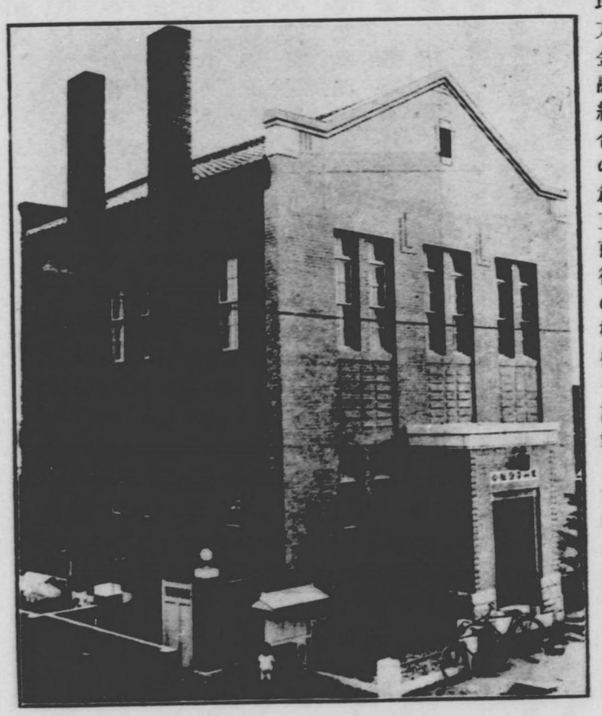

光山金融組合（元光州地方金融組合）

專ら藤瀬、水口の二理財務官補管内に出張し各郡守を經て組合員募集の公告を配布して勸誘をなしたるに其の結果頗る好成績で續々として加入の希望者到來したので八月十日其の募集を締切りたるに組合員數千名を若干超過した。茲に於

て會場となし、正堂の下に棧閣を架設し、其の席を數間廣め周圍には大幕を張り、門前には綠門を立て日韓の國旗を交叉し、堂上に卓子椅子を列ねて準備漸く整つた。時正に明治四十年八月二十四日の下午庶民金融機關として、後年半島の地に驚異すべき成績を擧揚するに至つた、金融組合の實に最初のスタートである總會開會の振鈴が響き渡つた。

各郡守及組合員が着席終るや、金觀察使は起つて別項の如き訓示的開會の辭を述べ、右畢つて財務官井上雅二氏は悠然椅子を離れて之れに代り、本組合創立に係る經過を報告し、尋で役員の投票選擧を行ふた。投票の結果

組合長　崔相鎭

評議員　鄭在龍　軍盆　金長浩　黑石　金永燮　瓦谷　文亨老

財務官井上雅二

茲に於て崔組合長立ちて就任の挨拶があり、井上財務官再び立ちて左の宣言を爲した。

光州地方金融組合ハ玆ニ成立セリ、依ツテ直チニ度支部大臣ニ報告シ資金一萬圓ノ下付ヲ請求シ、資金到着ヲ待チテ事務ヲ開始スベシ、終ニ臨ミ組合ノ創立ニ就テ一言ヲ贅セン、諸君モ既ニ知ラル、如ク、當組合ハ一般農民ノ財產ノ增殖ヲ資ケ利益幸福ヲ增進シ兼ネテ貨幣整理及農事ノ改善、靈業、煙草等產業ノ發達ヲ助成セシムル基礎ニシテ、之レガ利用ノ途極メテ廣ク可及的多數ノ人員ヲ網羅シテ、組合員タラシメ益々其ノ効力ヲ普及センコトヲ期ス。抑モ此資金貸付タルヤ上述ノ理由ニ外ナラザルヲ以テ、萬一其本旨ヲ誤解シ之ヲ酒食奢侈又ハ實用以外ノ費途ニ濫用シ、生業ヲ勤メザルモノヲ發見スレバ立トコロニ返債ヲ命ズベシ、又之ニ反シ熱心確實ト認ムル者ニハ特ニ無擔保ニテモ貸與スルコトアルベク、其金額ハ凡ソ一人四、五十圓ト定ム。又產業ノ目的確實ニシテ猶多額ノ資金ヲ要スル場合ハ、使宜農工銀行ヨリ出資セシムルガ如キ、便利ヲ與フベシ、且該組合ノ利率ハ普通ノ利率ニ比シ頗ル低キハ言ヲ俟タズ然レバ斯業ノ緒ニ就キ業務開始スル運ビニ至レバ、直チニ公告スベキヲ以テ宜シク來タリテ其恩惠ニ浴スベシ、想フニ自今二十日以內ニ於テ其實行ヲ見ルナラント思料ス

此日快晴にして、綠樹風清く來會する者百名に近く、衆皆な嬉々として謹聽し、午後六時過ぎ閉會した。因に當日會場に於ける金觀察使の開會の辭を記せば左の通りである。

開會ノ辭

政府ノ命令ニ依リ去ル五月以來苦心經營セル金融組合ハ遂ニ設立サレ、本日如此盛ナル總會ヲ見ルニ至リタルハ、實ニ欣喜ニ堪ヘザル所ナリ。近來政府ノ人民ニ對シ其恩德ヲ施スハ感服ニ堪ヘズ、卽チ其一二ヲ擧グレバ現ニ金融機關ヲ設ケ、民間經濟ノ便利ヲ圖リ、將又農工業ヲシテ發達セシムル爲メ、各道ニ農工銀行若クハ手形組合ノ既設事業アリテ之ヲ利用シ、頗ル良好ナル成績ヲ擧ゲツツアリ。然レ共其功用未ダ周到ナラズ、其恩澤ハ貧困ナル細民ニマデ普浴セザルヲ遺憾ナリトシ、爰ニ金融組合ヲ設立セラレタ所以ナリ。元來本組合ノ主眼ハ小農ヲ救濟シ、產業ヲ發達セシムルニ在リ、然レバ則チ組合員諸君ハ奮勵シテ政府ノ趣旨ヲ奉體シ、適當ナル利用ノ方法ヲ講ジ各自ノ財產ヲ鞏固ニシ農業ノ發達ヲ計リテ、大ニ福利增進ノ實ヲ擧ゲラレンコトヲ希望ス。

全羅南道觀察使　金　奎　昌

組合長の就任挨拶

本日金融組合總會ニ於テ其趣旨ノ詳細ハ稅務監及財務官ノ訓示ニ由リ十分拜聽シテ、實ニ政府ノ恩德ハ鄕黨細民ニ普及スルコト此ノ如キヲ知リ感激ニ堪ヘズ。小生無學輕識ナルニモ拘ハラズ組合員諸君ニ推撰セラレ、組合長ノ任ニ居ルハ敢テ當リ難キ所ナリト雖モ、事已ニ玆ニ至ル上ハ誠意奮勵シ、公共ノ爲メ任務ニ盡瘁シ上ハ政府德政ノ萬一ニ報答シ下ハ民間經濟ノ發展ヲ企畫センコトヲ期ス。

組合長　崔相鎭

組合長　崔相鎭

如斯組合の成立はできたのであるがこの業務をする者は朝鮮語を解するの外、廣く各般の知識を有する者でなくてはならぬと云ふ點と、また如何なる不便の地と雖も辭せず任に赴く勇氣ある青年を推薦する事が、最も適當であらうと云ふ處から、當時東洋方面に各種の事業に從事すべき人材を養成しつゝあつた、東洋協會(專門學校)の卒業生三十名を採用したに初まり、次で山口、長崎、神戸の高等商業學校よりも韓國に卒業生活動の地を求め來たつたによつて、之をも漸次採用するに至つたのであるが、當時の青年理事者は目賀田財政顧問の多大の付託に感激して、金融組合運動の興廢を擧げて一身に負ひ、孤村廢驛をさして夫々任に赴いたのであつた。

顧みれば明治四十年九月十九日の朝まだき度支部正廳の庭前に正列した第一期採用理事候補者三十名に時の財政顧問目賀田種太郎男と高度支部大臣から、韓國の狀態及び金融組合の重大なる任務と、理事者の覺悟に就きて淳々と約一時間に亙りて與へられたる一場の訓示は、奈何に感激性に富んだ白面の純眞な青年の耳朶に響いたことであらう。

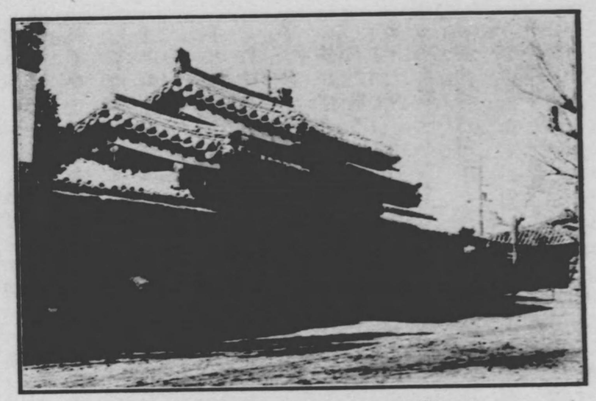

度支部正廳

當日に於ける目賀田財政顧問及高度支部大臣の訓示は左の如きものである。

目賀田顧問の訓示

諸君は今回當國に傭聘せられ、各地方に赴任せらるゝに付ては從來既でに本部員に與へたる訓令があるが、諸君はつとに心得居らるべきも念の爲め玆に朗讀をする。

政府財政顧問部員服務心得

第一條　政府財政顧問部員トシテ韓國財務ヲ指導スルノ趣旨ヲ忘ルヘカラス又獨リ自身ニ之ヲ忘ルヘカラザルノミナラズ一般公衆ヲシテ之ヲ覺ラシムヘシ

第二條　指導ハ必ラス懇切叮嚀ナラサルヘカラサルモ特ニ意ヲ產業ニ注カシムヘシ

第三條　法規慣習未タ完備セサルニ依リ指導ハ一ニ當局者其ノ人ノ技倆ニ待ツ所多キヲ覺ラサルヘカラス

第四條　帝國ト韓國ト國情相異ナルヲ察シテ專ラ事實ヲ體察シ徒ラニ言論ニ流ルヘカラス

第五條　法規ノ文字ニ拘泥セス善ク其ノ精神ヲ解釋シテ事ニ當ルコトヲ要ス

第六條　財政ト行政ノ兩方面ノ範圍ヲ考察シ職務ノ限界ヲ踰越スヘカラス

第七條　恩威共ニ施シテ尊崇敬慕ノ念ヲ起サシムヘシ

第八條　一言一行ノ微ヲ慎ミ徒ニ事端ヲ滋クスルノ虞ナキヲ期スヘシ

第九條　一般民衆ノ信用ヲ得ルコトヲ努ムヘシ

第十條　內外諸官憲ハ勿論一私人ニ對シテモ日常折衝ノ圓滿ナランコトヲ期スヘシ

第十一條　在留本邦人ニ對シテハ素ヨリ懇切ナラサルヘカラサルモ行政上苟モ偏頗ノ處置ナキヲ努ムヘシ

第十二條　部員相互ノ制裁ヲ嚴ニシ苟モ過誤怠慢ナキヲ期スヘシ

明治三十九年九月二十七日

政府財政顧問　目賀田種太郎

男爵　目賀田種太郎書

是れ卽ち昨年部員に與へたる訓令である。今諸君に告げんとする所のものも要するに其の範圍を出でない。今朗讀したる各條を翫味して其の精神を體用し、各自之を履行したならば本官の希望を達するに庶幾からう。當國の執務は種々複雜で此の訓令の如き各條皆其の目的とする意味を有し、文章上より見れば至極簡明であるが能く之を案すれば甚深なる意味を有してるのである。諸君の熟讀翫味を希望する所以である。無論各關係に從ひて多少運用に斟酌を要し、其の接する職務の關係からして酌量すべきものもあるが、其の大體の趣旨は此の外に出でないのである。例へば第七條の如き「恩威共ニ施シ尊崇敬慕ノ念ヲ起サシムヘシ」とある大意は同一であるが、執務上或る部分に於ては恩威共に直接に施すことが出來ないのであるが、要するに或る場合に處して己の爲す所に信用を置かしめ、是は是とし、非は非として、己の行爲の信用を强固にして、民衆をして疑ひなからしむる樣解釋しなければならぬ。是れ卽ち第九條に云ふ一般民衆の信用を得る基となるのである。要するに此の國の施政改善の一たる財政整理の任に當るには專一に公正を念としなくてはならぬ。凡百の事之れを推究したならば公正に歸するのである。其公正を失へば相接する者に對し信用を缺くに至るのである。其公正たるや事物に從つて枝葉の差異はあるけれども、要は大なる廣き目的を以て律するを標準となすのである。苟も行爲果して公正なれば卽ち親切に、親切なれば從つて信用を博するに至るのである。

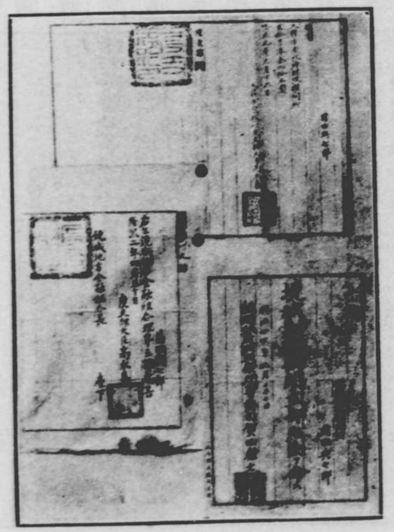

（財政顧問部時代）地方金融組合理事の辭令

酌して之れと相伴ふことを要する場合もある。今諸君は本部員として採用され、各地方に配置せらるゝが一面は本部員として他面は金融組合理事として、其の責に當らなければならぬ。地方金融組合は地方の金融を調和するを目的とし勅令を以て定められ、各樞要地方に小規模金融機關として設置せらるゝものである。

當國に於ては從來金融機關なく、金融の事務は勿論凡百の事に當るものは郡守であつたのである、此の如きは或る方面より見れば一の必要機關であらうが、他の方面から見ると公私混交頗る錯雜であつて時としては不正の結果を生ずるを免れないのである。故に先には地方行政を簡にし、統一を圖り徵稅官を獨立せしめて、之れを郡守の手より脫せしめ、從前郡守が或は米穀を預り、又は產物を販賣せるが如き事は皆之れを改正し、之れに代ふるに政府倉庫を起し、農工銀行を設け、今や地方金融組合を設くるに至つたのである。而して當國に於ては之等の機關は今猶創業の時代にある、諸君は細心熟慮して之れに當らなくてはならない、尤も創業は多くの興味ある事業であると共に、地方金融の圓滑なる結果を得る爲めに、諸君は趣味を以て當つたならば其の益する所多大であらう

（日韓併合前）地方金融組合理事の辭令

又茲に注意すべきは、吾人は勿論韓國財政處理の任に當るものであるから、韓國人の狀態を改良し必要に應じて之れを改善するに怠つて時に在留日本人の利益である、今や漸次地方に於ける交通及び金融機關の發展に伴ひ、吾人の希望に近つき來るは誠に喜ばしき所にして、今後益々地方民衆の信賴を博し、吾人の目的を貫徹せんことを希望するのである。

從前吾人の取り來りたる事務と將來の事務とは大に異なる所があるであらう、今後吾人は直接に韓國の財政に關係するに至らう、唯昨今不幸にして地方に種々の誤解を生じ、地方人民中惡意ある誘惑をなし或は不穩の擧動を爲す者がある、此の如きは當局に於て夫々緩急宜しきに從ひ鎭撫せらるゝも、最も危險の迫るものに付ては赴任後打合すべく、平穩なる地方にては直に吾人の希望を實行すべく總べての手段を盡され度い。要するに地方にある以上は自ら持すること堅固にして、德義上健康上能く身を守り其の職に當ることを希望する、而して本部員は勿論日韓官憲其の他の寮員に對し親切に接觸しなければならぬ。今一つ注意すべきは諸君が東洋協會の關係として特に招聘せられたるは韓國語の力あるによるのであるが、輕近のこゝに來て未だ充分習得の暇がなかつたであらうと思ふも、益其の修養に努めなくてはならぬ、韓語によつて直接事務を處するは通譯を以てするより間違の虞れ少なく、又時間を省略するの益があるのである。又韓國の事情に通ぜざるべからざるは勿論であるが、之と同時に其の弊風に感染せざる樣充分注意しなくてはならぬ。此の弊風を避け此の國の事情に通ずる事は諸君に希望し又吾人も常に心掛けて居る所である。

高度支部大臣の訓示

只今顧問閣下より諸君に對し、訓令及口頭を以て詳細なる御訓諭ありたれば、自分は別に言ふことはないけれども一言します。

諸君の學力知識に就ては別に自分の言ふ可き所なく、當國に於ては觀察使、郡守等往々識見に乏しき者

あり、愚昧なる人民が多い、諸君は其の職務に當る日は之等の官民に對して充分に説明せらるべく、人民は説明を聞くも理解に苦しむ所多かるべきも、之を面倒こせず十度二十度も説明せられんことを希望する又諸君は人民自然に發達するを待たず、自ら進んで之が指導啓發の任に當り、一日も速に金融の疏通を計り、顧問閣下及自分等が熱心なる希望を滿足せしめられんことを望むのである。

×

斯くて第一回理事候補者として採用せられたる前記三十名は、京城滯在中より毎日簿記の練習こ朝鮮語の研究に餘念なく、貸借の關係から收支計算の稽古に全力を注いで、其の日の至るを待つて居たのであるが漸次に地方に出發の命を受け、組合の年は、唯燃ゆるが如き熱誠こ、純眞なる精神を懐にして、寒村僻地に向つて只管前途の光明こ、將來の希望に一言の不平を洩す者なく欣然たるさま眉宇の間に溢れて居た。組合創設の難行、開拓者の艱苦、是を當時に比して今日眞に隔世の感ありこ云ひ得やう。

思ふに半島の開發、當時韓國土着の住民をして指導啓發に任じたものは各種の機關があつたであらう

金融組合錢放記

新設に從事すべく非常なる勇氣を以て夫々任地に着いたのである。當時は至る所盜賊横行し、被害の報頻々こして顧る不安の念に堪へなかつた。加ふるに交通機關不備にして峻坂を越え山又山の難道を通過し、單に旅行の苦のみを以てしても一通りではなかつた。斯くの如くにして是等紅唇の青

が、遂に金融組合は他の何ものよりも多く、彼等に接し彼等の味方こなり、或は好伴侶こなり、親しき友人こなり、遂には組合員が自ら來つて萬般の一家の私事さへも理事に相談するが如き信頼を得たこ云ふことは、朝鮮統治史上穩れたる事實こして、特筆牢記するに充分の價値があるこ確信する次第である。

創立當時の地方行政機關こしては、觀察道、財政顧問支部、顧問分廳、郡衙、警察、稅務署及面があつて上級官廳の命令は面長及び里長に依つて人民に傳達せらるゝのであるが、面事務所の如きも昔に於ては面長は自己の私宅を以て之に充て、公私混同して劃然たる區別がなかつたのみならず、人物も又多くは文字を解せざるものが居つたのであるから、公文の解釋すら充分でなく、責任觀念のあるなく金融組合の設立に際し、組合員募集に助力を乞ふても大なる効果は望めなかつた。何時でも理事自ら各面里に出張して、其の都度一々門を叩いて直接説明を試みねばならなかつたのである。

往年に於ける業務區域は、概ね五郡乃至七、八郡で區域内には山岳重疊し、沼澤至る所に氾濫し交通不便なることは前述した如くであるが、其の上隆熙二、三年の交に於ては、暴徒の猖獗一層甚だしくなり内地人こ見れば直に發砲するこ云ふ危險さで、組合の設立委員になつた理事者の如何に辛慘を嘗めたかこ云ふことは言語に絶して居たのである。

然し乍ら其頃の理事者は何れも年齢に於て僅に、二十二三歳から二十四五歳の青年であつたから、恰も出征將軍の樣な意氣を以て千萬人こ雖も吾往かむ二の觀があつた。暴徒の存在等は眼中になく惡人を説得して善人こならしめ、味方にしやうこ云ふ位の勇氣の所有者であつた。

如斯にして若人等は胡歌喇斯に耳を樂ましめ、絶大なる困厄を嘗めて十里二十里、破驛孤村を編歴し組合設立に精進した。白日の下あらゆる迫害すべての危難に身を曝しつゝ偉大なる信念に能く終局の勝

利を收め得た宗教家そのものゝやうに、磅礴たる氣魄を理想の彼方へ傾倒して組合運動の獅子吼を試みたのであつたが、それは民衆に何等の理解と同情を得るによしもなかつた。地方民は政府は金を供して人民の懐を搾り上げるのである、土地を取らんが爲めに金融組合を設立するのだ、と云ふやうに誤解して誰一人耳を傾ける者はなかつたのである。

そこで理事者は組合なるものは官廳ではない、皆樣の幸福增進の爲めに、皆樣が契を作るのであります其のお世話をするに過ぎませぬ、と云ふ事を淳々として反覆說明し、遂に今日一人の組合員を得、明日亦一人の加入者が生れ、漸くして一つの組合を作り上げると云ふ有樣であつた。

今左に當時の理事の一人であつた奥田種彦氏の談話を揭げて其の狀況を窺ふ事にしたい。

私が明治四十年十月二日全羅南道光州に赴任致しました時は、創立總會も濟んで居り業務を開始するばかりになつて居たのです、管内の視察旁々出張貸付を爲すならば、組合員も組合の如何なるものと云ふことを知ることが出來やうと思ひ、補助貸と紙幣を以て光州から十九里ある求禮に行きました、當時通貨は葉錢のみと云ふ位でした。殊に併合前のことで日本貨幣を歡迎しない時でした、求禮は智異山の麓で其の時分には未だ交通不便の地で内地人を見たことが無いものが少なくない位でしたから、貸付に銀貨を渡しますと受取らぬのです、それではと紙幣を渡しますと之れはなんだ紙ではないかと云ふのです、其れから紙幣に付きて一通りの說明をすると、然らば銀貨は銀だからその方が良いと云ふのです、丁度其の時物識の一人が來合せ紙幣の方が便利だと申すと此度は紙幣と換へて呉れと云ふのです、經濟思想の餘りに幼稚であつたのに驚きました。

改良水稻書及の爲め一組合員に早神力種を配布すると危險がつて承知しませんから、減收の場合には相當に賠償することを約束して作らせました、充實期に至り早神力種は草丈が低く芒が短く早物で穗を垂れてるのに、隣田の在來種は未だ穗が立つて居るので著しく見劣して不作の樣に見えたのです、其れで毎日嘆かれるのには當惑しましたが、收入後豫想以上の增收で無芒で品質優良の爲め非常に喜んで居ました、只當時は殆ど有芒在來種ばかりであるから無芒種には雀が集まる爲め其の驅除に苦んでゐました、亦他の一組合員は其の筋から配布された早神力種を小作しましたが、收穫前に至り立穗の儘地主との立合で、收穫豫想量及び小作料の鑑定をすると、前記の樣な狀況ですから小作人たる組合員は收穫の勘ないのを悲觀し、地主の指定量に付き不服であつたので地主も、不得已例年よりも減收と見積り小作料を著しく減じたのです、後で小作人が收穫して見るに意外にも例年より著しい增收だつたから、内々大に悅んで居たのを見ました。

四十一年の秋組合内で組合員の農產物品評會を催しましたが、此の種のことは當時初めてでしたから容易に出品物が集まらぬには困りました、勸誘の結果一千點ばかりを得ましたが、出品するに付き初めてのことであるし亦種々の風說や疑を起したらしいので、殊更らに劣等品ばかり出品したのには少なからず當惑しました。

四十年の暮から四十二年まで暴徒が熾んに出沒し被害慘澹を極め、光州附近が暴徒の巢窟でした、租稅する調定額の六、七割しか納まらぬ時で、殊に土地所有權は不確實であり、亦其の上に四十一年は不作の爲めに貸付金の回收に付きて一方ならず心配致しました、其の年の五月二日池田農業技手と書記と三人で同方面に行かれる財務の方と同行して出張した時、白晝暴徒に狙擊され漸く虎口を脫したこともありまして、組合の主旨の普及は極めて困難で、何時平調に復するかを案じてゐました、萬事がこんな樣で意外の

ことばかりでした。然るに今日では貨幣の流通は如何なる邊鄙にても圓滑で、葉錢も極めて僅に存在するのみとなり、畜は殆んど有芒種を見ざる程に改良種が普及され品評會も到る處に開かれ各般の進歩著しく、當時の面影を殘さない位に發展しました。」

組合黎明時代に於ける實況は大體以上の如くであるが、熟ら思ふに凡そ高きをのぞみ、黄白に靡かむとするは止み難き人の情である。然るに居るところの職は微なりと雖も之を樂しみ、一椀の粟に飢を凌ぎ、一杯の水に渴を醫し以て青春の精魂を弱者の爲めに傾け盡して、欣々たりし當時の理事者の心中を推し測りてうたゝ追懐の情に堪へない。

二　組合制度機能の特色

組合制度に關しては、後章改めて記述する處あるべきも、茲には專ら機能の特色に付き之を說き旁制度上の機能に論究したいと思ふ。

金融組合は朝鮮に於ける中產以下の者に對し、金融上の便利を與へ、其の經濟の發達を圖るの組織である事は言を俟たざる所であるが、組合業務の健全なる發達は、斷じて普通銀行業の如く、利益を擧げて株主に高額の配當をなすを以て、能事足れりとすべきではない。從つて組合員に對する關係は、決して得意顧客の關係ではなくして、一門一族の離るべからざる肉親の間柄であるとも言ひ得るのである。未だ金融組合を一つの銀行と思惟してゐる者も尠なくない。金融機關には相違ないが相扶共助を生命とする協同組合であつて、銀行とは頗る類似はしてゐるが其機能は全く異なつてゐる。銀行は區域及び株主の資格に別段の制限がない。故に咸鏡北道の人でも全羅南道の人でも金さえ出せば株主たる事が出來る。金融組合は區域と組合員の資格を制定してゐるので、區域外の人や資格のない者は、組合員たる事が出來ない。銀行は金の集まりであるが、金融組合は人の集まりである。銀行は大概上流階級の金融機關であるが、金融組合は中產階級以下を主として金融の便宜を得せしむる。銀行はなるべく資金を有利に運轉して一錢でも純益金の多からむ事を望み、株主に多額の配當を爲さんことを企圖してゐるが、金融組合はなるべく低利に資金を貸付て、貯金はなるべく高率に預つて、組合自體の利益を獲得せんことよりも、組合員の福利增進を主たる目的としてゐる。配當金の如きも年七分以下に制限し、剩餘金はなるべく積立金に充當して、其積立金が相當の巨額に達したる場合は、之れを組合員の福利增進の用途に振り當てるのである。

銀行は株式の多寡に依つて權利に差異が生ずるも、金融組合は持口の多少に拘はらず權利は總て平等である。更に組合員の立場より銀行と組合の機能に於て、重大なる相違ある點を示せば、組合員が貯金をするに當り其の利率が銀行と組合が同率なる時は、其の何れに赴くも損得がないかの如く一見思はるゝも、銀行にては單に約束の利息を拂はるゝに過ぎない、組合の方は預り金の利率より幾分高き利息を以て之を組合員に貸付するが、組合の經費を控除した剩餘金は組合員共同の資產たる積立金となり、又配當金に變ずる、之れと反對に借りたる場合を考へて見れば、銀行から年一割で借金すると、其の支拂の利息は何時迄たつても戻ることはないのである。然るに金融組合の方から借りたなら、其の一割の中から所要經費を差し引いて生じた剩餘金は、積立金なり、配當金

なりになるのであるから結局一割の利息は、七分か八分で借入たと云ふ計算になるのである銀行は株主が利益を占有するけれども、組合は組合員を離れて組合なるものが存在しないのであるから、組合員は自身が債務者でもあり又債權者である。換言すれば組合存在の意義は組合員の利益幸福增進の事業を離れてはないのである。又制度上から其の機能を論ずるならば銀行は朝鮮總督の監督と銀行內部の監査役の監査あるのみであるが、金融組合は朝鮮總督及道知事の嚴正なる監督があつて自治的には一道に聯合會の調査指導と、組合監事の監査があつて貸付金の如き特別に限度の制限を受けてゐるが如きは銀行と甚だしく異なる處である。

以上は主として銀行と金融組合の異なれる諸點を列擧したのであるが、これより內地の信用組合との差異を述べることゝしやう。固より金融組合は內地の信用組合にも、はた獨逸のライフアイゼン系村落銀行と殆んど同根と云つても差支ない程度に相似てゐる。然し乍ら靜かに其の內容の細部を査閱したならば、そこに重大なる相違があるのを發見するであらう。

其の主なる事項を揭ぐれば次の如きものである。

一、信用組合の理事は總會に依つて選任せらるゝものであるが、金融組合は官選である。

一、信用組合は販賣、購買、利用等の事業組合と兼營する向もあるが、金融組合は然らず。

一、金融組合は組合員に對する貸付は法令を以て制限して、信用組合の如く役員の決議のみに委せない。

一、信用組合は市街地に於けるものゝみ組合員外の各種預金の取扱を爲すが金融組合は貯蓄の性質を帶びたるものは全部之を取扱爲し得るの外公共團體並に產業組合の定期預金及公共團體及產業組合の當座預金を取扱得る。

一、信用組合は有限無限又は保證責任なるも、金融組合は有限に局限して出資額を限度とする。

一、總會選任の組合長及朝鮮總督任命の理事は共同して組合を代表し常務に就ては理事單獨に代表し又業務執行は組合長及理事各自之を爲す。

一、內地信用組合では新加入者又は增口申込者より加入金を徵收するも、金融組合にては然らず

一、內地信用組合にては組合員の加入承諾を理事の專行に委ねてゐるも、金融組合に於ては評議員會の決議としてゐる。

一、金融組合は一道每に聯合會を組織し之と專屬取引を爲して居るが內地信用組合は然らず。

一、金融組合では組合から選任した數名の評議員があつて評議員會を組織し主要なる業務の決議とか組合員加入の諾否、信用程度の決定を爲すも內地信用組合に於ては信用評定委員會又は理事會があつて職能を異にする。

之を要するに朝鮮の金融組合の特色は經營者の人選に注意を拂ふ點に存する。內地及び歐洲の組合に於ては理事者は勿論一村一鄕の名望家が選任せらるゝのであるが、我が金融組合の實務上の首腦者たる理事は多くは專門學校以上又は大學程度出身の者を擧げて、一定期間の修養をなさしめた後、朝鮮總督の任命に依りて就任することになつてゐる。斯くの如きは自治の變則たるやの感あれども、組合制度の如きは實に朝鮮に於ては新しき制度であつて、未だ組合員は自助的精

神を缺くもの多く、且つ其の才能にありて智識に於て、眞に一鄕の先達となりて、組合のリーダーたる適材尠き現在の狀況に於ては、蓋し適當な制度であつて、又一特色と稱すべきである。

近時內地產業組合に於ても如斯言をなす者あるを聞いてゐる「產業組合は時代の寵兒として歡迎せられ社會の要求に適合し、大に發達すべき運命を持つてゐながら、能く其の本能を發揮し得られない所以のものは、全く獻身的事に從ふ役員其の人を得ざるに因る」と固より內地產業組合の發達は朝鮮と同一の論にあらずして、優良組合として表彰を受けたるもの無數あり、格段の徑庭があるけれども、時に事業が豫期の如く進捗せず、內紛を釀した組合の二三あるは一面に於て組合の中心人物たる理事者が選擧制なるが爲めに、餘り立派過ぎる體の人が理事者に推薦せられたり、又は人格財產の點にありて缺點はないが保守退嬰をことゝしてゐるが如き人が適ま理事者にあつたが故であらう。仍て理事者には商事會社の例に倣ひ年度末剩餘金の中より相當の報酬を出すのが宜しい、尠くとも剩餘金の十分の二以上は支出せねばなるまいと識者に依つて唱へられてゐる

然るに朝鮮の金融組合は當初より此の點に着眼し、又前記の如く朝鮮特種の事情に鑑み、理事任命制を採り、且つ有給としたのは故ありと言はなければならぬ。

殊に金融組合に於ては、內地の產業組合の如く一人の理事者に購買、販賣、信用等諸種の複雜なる兼業の責任者たるを許さず、專ら事業と金融とに截然たる區別を立てゝ居る危險分散の方法を考慮したることゝ、全鮮金融組合が金融組合聯合會を通じて密接なる連絡を保持して、提携して行くといふ點に至つては、實に歐米先進國に比しても遜色を見ざる所であるとせざるを得ない。

更らに朝鮮に於ける金融組合が有限責任にして、組合員は何人たるを論せず出資金額を限度として責任を負擔することは內地信用組合が有限なるもあり、保證なるもあつて、區々に分れてゐるに比して大なる相違あるを感ずるものである。

此に其の利害得失を論ずるのは、本旨ではないが簡單に有限責任を以て有利と斷定する所以を說明しやう。

一、朝鮮は儒敎の國であつて、家族制度の發達してゐるが故に、何等緣故なき他人の爲めに連帶責任を負擔すべく馴致されてゐない。

一、朝鮮住民の智識の程度低級にして、共同心、公共心の缺乏するに原因するも要するに國民性が連帶責任に適しない。

一、金融組合は組合員各自が一律平等主義を以て原則とし其の精神として居る、然るに無限責任となさんか組合員は各財產を以て標準とするが故に持分平等なりとするも、各組合員の財產に懸隔ある以上は、組合に對する觀念の平等を失するに至るであらう。

一、無限責任は組合員が自己の財產の全部を提供するの意なるを以て、資產家は加入を好まず從つて出資金の充溢を妨ぐる嫌がある。

其の他種々の理由に依つて有限責任は無限責任に比して利益であることが斷定せられ得るに於て、金融組合は最初より無限責任を排除したのであるが、獨逸等に於ても當初は組合の創始者ライファイゼン氏も無限責任主義であつたが、千八百八十年頃より漸次有限責任を認め來たり、千八

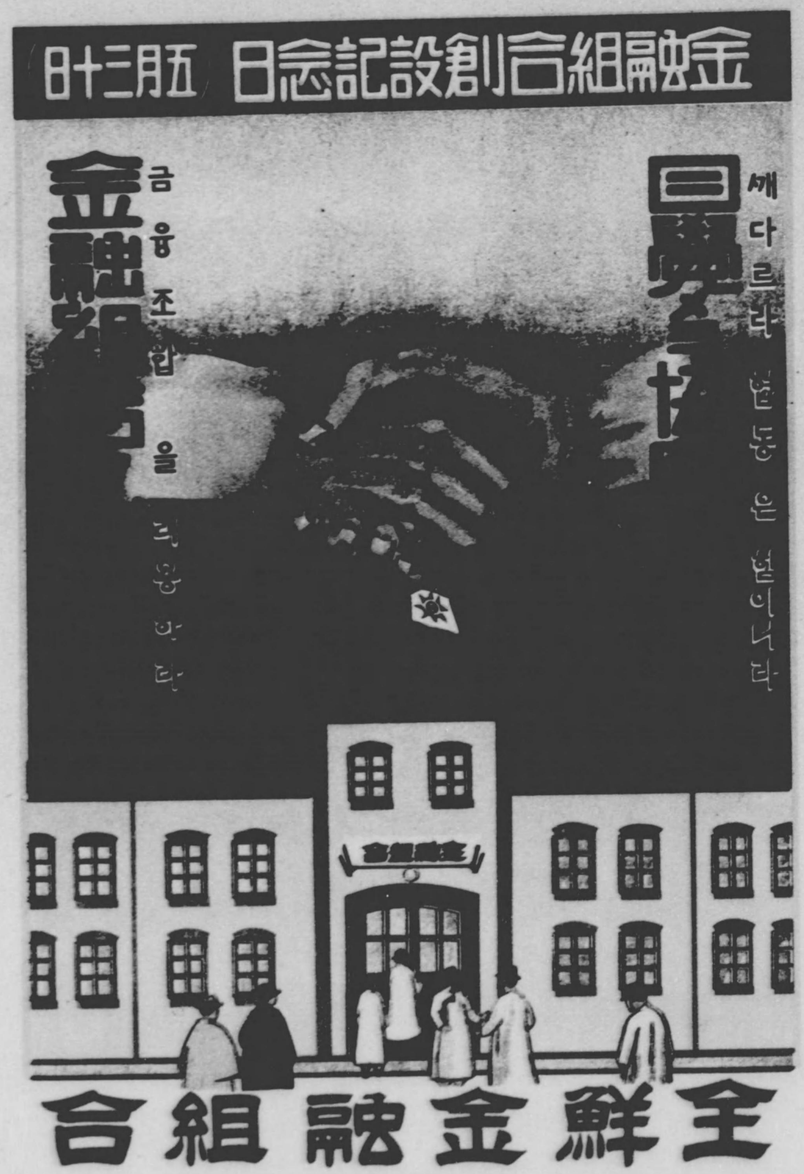

五月三十日は金融組合の記念日である。それは明治四十年五月三十日に初めて地方金融組合規則が發布せられたに因むものである。此の日を期して本會の共同主義に基く組織の調整に當つて昭和四年に於ける記念日と同日である。

百八十一年バッセル市の産業組合大會で有限責任を認むる決議をなしたと記憶してゐる。要するに金融組合の特色は上記の通りであるが、其の根本觀念に於て金融組合は銀行其の他の金融機關と異なれるものである事を高唱したい。

實に金融組合は單純なる金融機關ではなくして、一の社會政策とも稱すべき防貧機關であり、其の旗幟を鮮明にして相互扶助を基調とした社會の實現に努力すべく生れたものである。此の與へられた天職を除外して、金融組合の生命はないと信ずる。組合は一面組合員の自助に依りて育成せられ得るものと言はなければならぬ。かれた潴水池である、組合員は其の潴水池に依りて育成せられ得るものと言はなければならぬ。其の盈滿せる潴水は政府下附金と云ふ天惠の雨露も一部を占めてはゐるけれども、多くは組合員の粒々辛苦の結晶である、この充滿せる潴水池の一滴と雖も猥りに之れを放出することを許さない、潺々とした晝夜を分たず常に清冽なる資金の細流は組合員の資産、性行、勤勉、分度と云ふ信用に按配せられて消化するの微妙なる機能を遂行せられなければならぬ。

然し乍ら茲に一言しなければならぬことは、組合の協同主義は、慈善主義に誤り易いと云ふ一事である。其の理想は動もすれば撒水式慈善事業に流れ、眞の自助共榮の精神を放擲して、濫りに天惠の厚きに倚賴し、國家の補助を冀ひ幾多自助心なき組合員を蝟集して沒落破産の運命に導く嫌あることである。組合政策は決して慈善ではない、組合政策と慈善主義とは根本に於て相違あることを知らなければならぬ。橋畔の乞食に金錢を惠み、野犬に食を與ふるの類は眞の金融組合の機能ではない、協同主義の破壞者であり、之れが爲めに懶惰の弊風大に興りて止まる所がないであ

らう。

勿論金融組合は救貧の域より防貧の機能を發揮するに努めなければならぬ、防貧の道は共同自助に歸するのである。人として共同心なく自助の念乏しきものは劣者に陷るのは當然であつて、之に反してこの精神熾烈なるものは活氣に富み、自己の勤勉を以て自己の運命を開拓する故、自然に強者となるは明かなる次第である。

共同は弱者の結束を固め、信用を作るの道であり、自助は之れを使用するの器となり、合して中產階級以下の經濟を發達せしむる唯一の手段であつたにも拘はらず、その道長く衰へたりしは此の我等の社會をして、現代社會を呪咀するの態度から穩健持久の域に至らしめ、よりよき社會より住よき社會、より幸福なる社會に行かうとする人々にとつて、乘るべき船がない感があつた。然るに併合直前より將來の社會世相を洞察し夙に金融組合を創設して、庶民階級の生產經濟上に、一の光明を與へたことは實に喜ばしき限りと言はなければならぬ。

前述の如く金融組合は何處までも協同主義であつて慈善主義ではない、組合の機能は頗るデリケートであり、神聖雄大であるが又其の道程は千仞の溪谷に沿ふて通ぜられてゐるといふことは、造次顚沛も忘れてはならない所であらう。

第二節　金融組合の普及及發達

金融組合が朝鮮にありて、獨特の形體と組織とを有し、庶民金融機關の實蹟をあげ以て、今日の隆

盛を示すに至れるは固より當局の遺漏なき監督に依ること勿論であるけれども、組合及聯合會當事者の偉大なる努力と又地方有志家が實

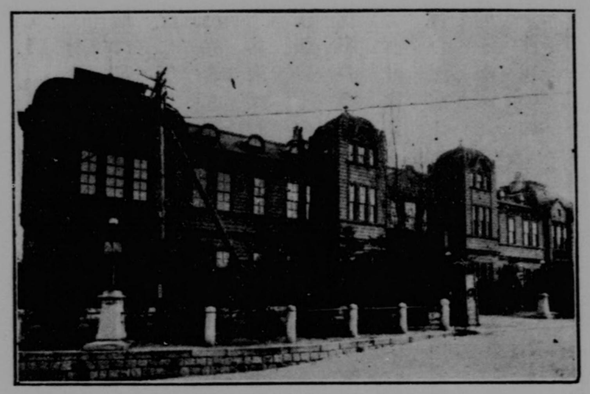

朝鮮總督府舊廳舍（元統監府）

際此の制度を理解し、適切なる援助を爲すに吝さかでなかつたと云ふことに負ふ所尠くないと信する。更に重要視すべきは朝鮮

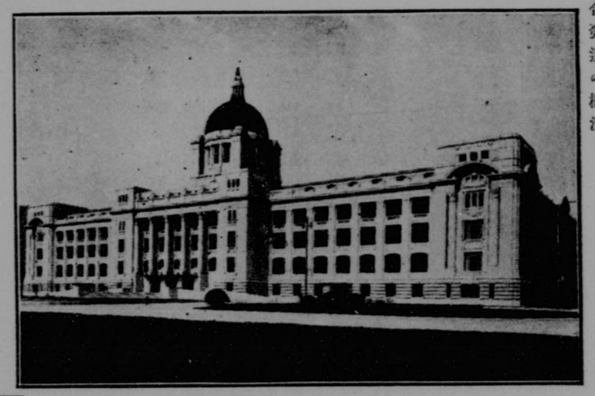

朝鮮總督府新廳舍

の總ての事情が金融組合と云ふやうな機關の存在を適合せしめたと云ふことも、大なる原因であらねばならぬ、故を以て光武十一年以來（明治四十年）當局が組合を各地に年々增設するに至つたが大正三年組合令の發布後にあつては漸く組合の利用が充分民衆に紹介せられ、名實

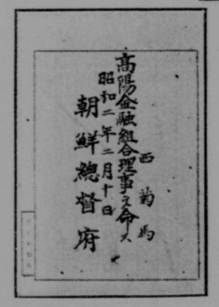

高等の金融組合理事ニ命ス
昭和二年二月十日　朝鮮總督府

金融組合理事の辭令

共に其の効果を了知せられた。特に大正七年同組合令改正後にありては組合設立地點の決定前に當りて地方民の郡廳に道廳に自發的請願をなすに至つたと云ふことは、昔日組合員を得ること難く、誤解疑惑を抱いて設立に苦心を重ねた當時に比して其の普及發達上、實に隔世の感ありと言ひ得やう。

今左に、組合設立の年度別表を掲げて參考に供せん。

大正十四年	浩白主	賠償	館岩淵	昭和二年	一〇
昭和元年	内東浦	遠軍大	地	昭和二年	二七
昭和二年	浜文藏	原弟	燒	昭和二年	二六
	旺	側行二	場		

金融組合設立年度別表

道別＼年度別	組合數	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年
京畿道	村落 四六 都市 一一 合計 五七	開華 城城	甬 陽	金利江麗安 浦川華州城	麻抱汶永 登 田川山浦	松楊高長藥 浪湖 坡州浦院砂	加楊 平平	謹龍 川仁	平
忠清北道	村落 二六 都市 二 合計 二八	上 黨	稽 山	堤餘報忠 川城恩州	鎭 川	清沃 鳳川	槐 山	丹	
忠清南道	村落 三五 都市 四 合計 四〇	洪錦鴻 州城山	彩瑞天 雲山安	禮舒牙懷 山川山德	保燕成 寧岐歡	連 山	沔青 川陽	韓 山	泰
全羅北道	村落 三七 都市 四 合計 一四	完 山	南 原	高金鎭錦沃古成 敵堤安山清阜悅	任茂泰淳 實朱仁昌		長茂扶 水長安	益高 山山	龍
全羅南道	村落 五六 都市 七 合計 六三	光錦靈昇濟 州州巖南山		海高求靈長 南興禮光興	珍綾麗務潭 島州川安陽	咸賓 平城	谷長康 城城津	同 福	光
慶尙北道	村落 五七 都市 五 合計 六二	商星慶 州州山	達安 城東	榮迎永金義 州日川陵城	醴盈 泉德	清玄軍開 松風威慶道	奉長善 化醫山	倭慶 館山	高
慶尙南道	村落 五八一 都市 五 合計 九八	密晉昌 原陽陽	蔚 山	靈金陝居河固 山海川昌東城	山梁 清山	東虎巨 萊安濟	宜成 寧陽	南酒 海川	頭
黃海道	村落 四五 都市 四 合計 八三	松瑞 興禾	碧安 城岳	黃鹽延 安寧州	殷 栗	儒新金 川溪川	長鳳 鐵山	谷甕 山津	邃漏
平安南道	村落 三六 都市 三 合計 三九	大安德 川州同	了江 波西	順 川	龍 岡	肅江寧陽 川東遠德	永中 柔和	佟順 川安	孟
平安北道	村落 三七 都市 三 合計 四〇	龍 灣	楚江 山界	宣 州川	寧昌 邊城	渭滿慈中碧 原浦城江楚	厚龍熙 昌川川	博 川	綻泰
江原道	村落 三八 都市 三 合計 一四	江原 州陵	鐵 原	金春迎伊 川川州化	蔚襄 珍陽		洪寧 越川	三金 城陽	平杆楊大
成鏡南道	村落 三〇 都市 三 合計 三二		成永北端德 源川興青城	文洪甲利安 原邊山原川	長 津		高定 原平	三 水	新鑽
成鏡北道	村落 二一 都市 二 合計 二五		吉鏡 州城	明 川	元 城	慶鍾 原城	茂雄 山基	穩 城	鰲富
合計	村落 五一五 都市 六 合計 六〇	一六	二三	五二	二九	三〇	三〇	二〇	

備考

一、本表ハ昭和二年度末現在ヲ以テ標準トセリ
二、本表中太字ハ凡テ都市組合ヲ表スモノトス
三、明治四十五年ハ大正元年トシ大正十五年ハ昭和元年トセリ
四、金融組合ハ大正二年度ニ至ル
五、舊事業年度タル明治四十年

別表

大正二年度ニ至ル迄ハ歴年ヲ以テ事業年度トナシ居リシモ此表ハ全部現在ノ事業年度（會計年度）ニ依リテ作製セシモノナリタル明治四十年度ニ於テ創設セラレタルモノハ水原（華城）羅州（錦南）光州（光山）倚州（商山）晋州（晋陽）平壤（大同）慶州、星州、密陽、安州ノ十組合ナリ

大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
仁川	平澤	高陽		烏山	京一金豐發水仁京 城 畓 都路川原安德谷山安	竹東安永京京京 城城城 豆 南光化 大學化 山門城門平場伸川山	瀛島	金朱 村安	梨陽 新 龍 山浦谷	安温 九 京畿面大門 化養水	分 京城東大門 院			碧白長 蹄 盤岩嶺
山	丹陽	米院	芙江	清無黃 州極潤	松外筏 羅木光住法潘松 州浦州巖聖南汀邑稻	青伊牧 山院溪	大召院	清安	孟梧 同倉		永春	內廣延 惠 秀院豐	鶴山	
山泰	龍潭	光陽	扶餘	廣川	公江大並論海維 州景田川山美鳩	古唐熊仙 德津川寧	烏定 歌 蹟山	儒城	全義	花 校 山		大興	林利 川仁	高道
山山	龍潭	臨陵		雲峰	鄭金井新參 泰 山州邑仁禮	禮葵鶴黃 量樹山登	茁浦	新安城	興德	楚萬金院 城頃池坪		館長 村溪	助秋 村富	十鹿望 目 市渭雲
福	光陽	莞島	南平	新寧	金大知禮安咸寧 泉邱禮安唐昌海	東歸河和倉 倉川陽陰泉	濠長龍 項川宮	慈豐 仁四	陶化豐甘 州寧基浦	大講花春清 邱陵 面 都島園陽河	大義 新興	玉乾 山川	四石 街 里谷	駟臨 海何
館山	高靈	英安 陽溪		三嘉	義慶馬晉機巢丹昌 山山 第第 二一山州狩東城寧	龜鶴 昆進安漆 巒陽永義原	龜鶴 浦海	三蓋千 山島 第 三山浦	內 浪 津西	班草 背新方 鶴 海 魚 第 一屯反津城溪	河郡文 清北山	加南 祚倉	辰大守 橋渚山	勿武茂 禁安林
海川	頭龍			彥陽	昌	艮	川	清城	三大 登平	沙新 星 曉幕	院廣 陽梁	岐陽	船 橋 浦里	眞勝 池湖 洞里
山津	遂淵 安川	白川	翠野	市濱里	泰海南興新新豐 二 水 浦州川院坪院川	文 石 隅丹頭波化	栗里	康著 餅灘	沙新 星 曉幕	長 倉 梨濕東 木繩浦連		黑陵 橋里	水 橋	天紅石 汗 浦橋峴臺
川安	孟山		成川		成立祥新平平 南 鶴 湖北南原倉石從	北漢 倉川 和人	九龍	三	三內 浪 津西	背新方班草 海 魚 第 一屯反津城溪	文郡 清北山	南加 祚倉	守 橋渚山	茂 禁安林
陟川	大楊杆平 和口城康	華淮 川陽	麟橫 蹄城	雲朔 山州	球南枇郭 州場市峴山	新車大嶺 義葦 州館館美	前川	清城	北楊 市 定	清和 亭義 原	院廣 陽梁	岐陽	琉 橋 浦里	雲 楡 洞田
鐵泰	山川	龜城		成川	郭									
川	平	淮	橫	朔	南枇郭	大嶺								
城陟	楊杆	城康	城	州	球	車								
水	大	華	麟	雲	新	新								
豐新	和口	淮	蹄	朔	立	車								
城	平	城	城	州	成	大								
鷲富 山寧	大楊杆 和口城康	華淮 川陽	麟橫 蹄城	雲朔 山州	球南枇郭 州場市峴山	新車大嶺 義葦 州館館美	前川	清城	北楊 市 定	清和 亭義 原	院廣 陽梁	岐陽	琉 橋 浦里	雲 楡 洞田
山興	和口城康	川陽	蹄城	山州	球南枇郭 州場市峴山	義葦 州館館美	川	城	市	亭義 原	陽梁	陽	橋 浦里	田
花臺			鳳興		籍善									
魚大津					高平文 海城暮	注酒安 津泉峽	昌道	平春 川昌	西新加 湖技	三岐	獻谷	東州長 楊		
清行臨 津晉漢	咸元新五新 上老 鬼山里里浦				球南枇郭 州場市峴山	新車大嶺 義葦 州館館美	退湖	下碣	朱乙	延阿 社間	錦川			
富新 阿居山	新新惠 高山 山昌鳳				三倉北漢 和人倉川	安酒注 文 峽泉津	昌道	平春 川昌	西新加 湖技	三岐	獻谷	東州長 楊		
會城羅 津津南	退湖				九龍	前川	琉 橋 浦里	清城	三大 登平	沙新 星 曉幕	院廣 陽梁	岐陽	地境	旺場
	下碣				軍隅	清城	北楊 市	定清和 亭義 原	獻谷	東州長 楊			大屯華 內東浦	溪支鐵 原第 二石 州
					三大 登平	沙新 星 曉幕	院廣 陽梁	岐陽	地境	旺場				

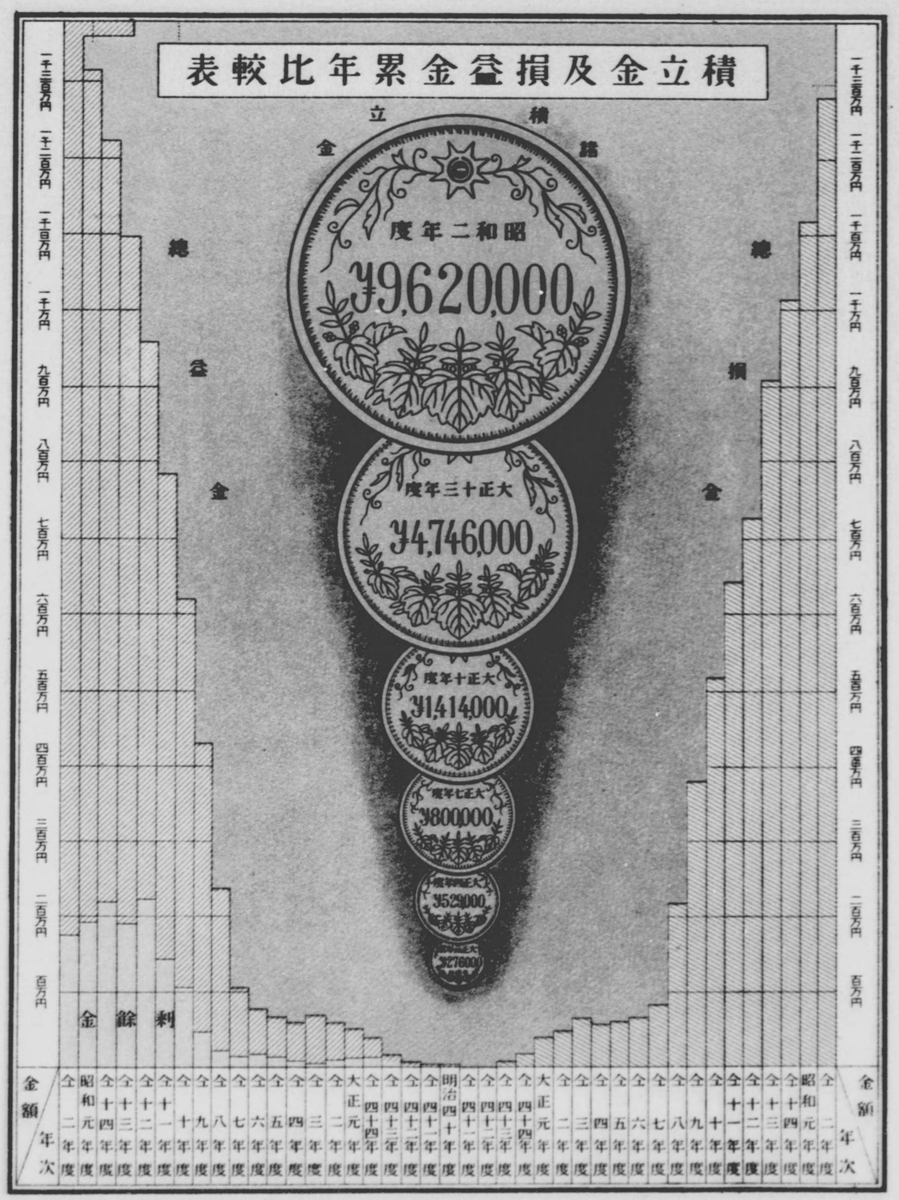
積立金及損益金累年比較表
積立金繰越
昭和二年度
¥9,620,000
大正十三年度
¥4,746,000
大正十年度
¥1,414,000
大正七年度
¥800,000
大正四年度
¥529,000
大正元年度
¥276,000
總損益金
總益金
剩餘金
一千三百万円
一千二百万円
一千百万円
一千万円
九百万円
八百万円
七百万円
六百万円
五百万円
四百万円
三百万円
二百万円
百万円
金額
年次
全二年度
昭和元年度
全十四年度
全十三年度
全十二年度
全十一年度
全十年度
全九年度
全八年度
全七年度
全六年度
全五年度
全四年度
全三年度
全二年度
大正元年度
全四十四年度
全四十三年度
全四十二年度
全四十一年度
明治四十年度
全四十一年度
全四十二年度
全四十三年度
全四十四年度
大正元年度
全二年度
全三年度
全四年度
全五年度
全六年度
全七年度
全八年度
全九年度
全十年度
全十一年度
全十二年度
全十三年度
全十四年度
昭和元年度
全二年度

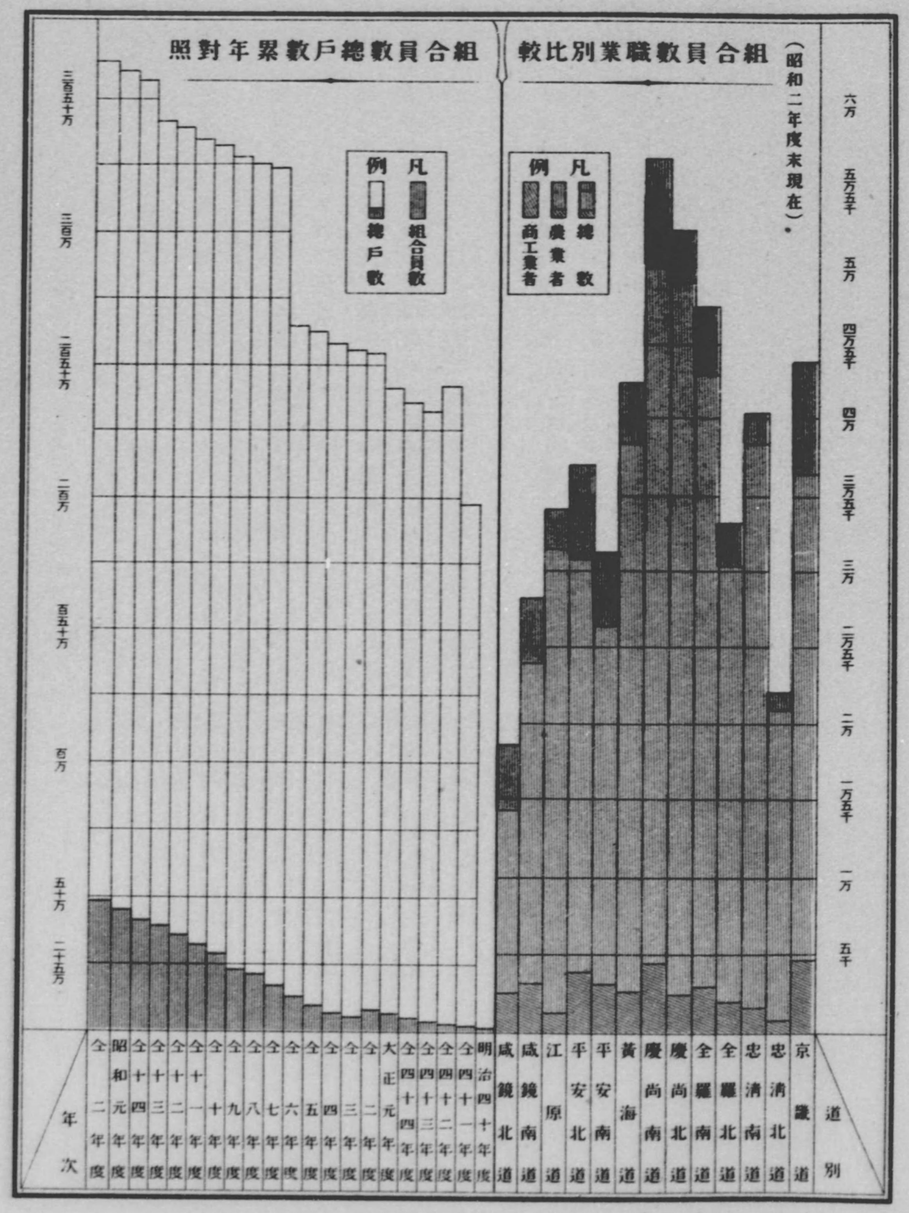
組合員數總戶數累年對照
凡例
組合員數
總戶數
三百五十万
三百万
二百五十万
二百万
百五十万
百万
五十万
二十五万
組合員數職業別比較
（昭和二年度末現在）
凡例
總數
農業者
商工業者
六万
五万五千
五万
四万五千
四万
三万五千
三万
二万五千
二万
一万五千
一万
五千
年次
全二年度
昭和元年度
全十四年度
全十三年度
全十二年度
全十一年度
全十年度
全九年度
全八年度
全七年度
全六年度
全五年度
全四年度
全三年度
全二年度
大正元年度
全四十四年度
全四十三年度
全四十二年度
全四十一年度
明治四十年度
道別
咸鏡北道
咸鏡南道
江原道
平安北道
平安南道
黃海道
慶尚南道
慶尚北道
全羅南道
全羅北道
忠清南道
忠清北道
京畿道

設立年度別組合名は表示の如くではあるが創立初年に於て實際營業を開始したる組合は僅かに十組合に過ぎなかつた。而して昭和三年三月末日に於ては村落組合五百十五都市組合六十を數ふるに至つた。

組合員數は明治四十年度末に於て五千六百十六人を算せしに、大正元年度末には六萬七千七百九十八人となり、大正五年度末には九萬四千六百八十人に增加し、大正十年度末には村落に於て二十六萬八千八百八十九人となり、都市に於て一萬六千九百七十二人、合計二十八萬五千八百六十一人といふ增加を示し、更に大正十四年度末に於て、村落三十八萬八千百二十九人、都市二萬二千七百五十二人、合計四十一萬八百八十一人となつた。更に昭和三年三月三十一日現在で、村落四十六萬四千五百六十五人、都市二萬五千二百八十八人、合計四十八萬九千八百五十三人となつた。而して此等組合員は一家の戶主たるを以て組合員の戶數も亦同一と言ひ得べく、斯くて朝鮮の金融組合員戶數は朝鮮總戶數の一割三分五厘を占むるに至つた。

次に組合員の職業に就て見るに、昭和三年三月末に於ては左表の統計を得てゐる。大體に於て農業者大多數を占め、漸次商工業者及賃銀生活者を加ふるに至つた。

道別	組合數	組合員數	農業者	商工業者	其の他	區域內總戶數	組合員數ノ總戶數ニ對スル割合
京畿	五七	四三、八九一	三六、七八五	四、六六二	二、四四四	三八、二四三、四	一・一四
忠北	二六	三二、一一六	二、〇四四	七四七	三五	一六、一一三	一・四〇

道別	組合數	組合員數	農業者	商工業者	其の他	區內總戶數	組合員數ノ總戶數ニ對スル割合
忠南	四〇	四〇、四八六	三六、四四四	一、三〇〇	五四四	三〇、〇三五	一・八〇
全北	四一	三三、三四四	三〇、六二二	一、九〇五	八〇七	二六、四四八	一・二六
全南	六三	四七、六五五	四三、三三四	二、九三二	一、五九〇	四二、三二九	一・二五
慶北	六二	五二、六〇〇	四八、九八六	二、四四八	一、二五四	四八、七一三	一・二三
慶南	五九	五七、〇二〇	五〇、二一七	四、五六七	一、三六二	三九、七〇六	一・四〇
黃海	四八	四三、五〇〇	三八、七一七	三、八四一	一、三三二	二六、二八一	一・六〇
平南	五九	三一、六二二	二六、五五二	三、一〇二	一、九六六	二四、三八九	一・二九
平北	四〇	三七、一二八	三一、一二七	四、〇八四	一、八六八	二五、〇六三	一・四七
江原	四二	二四、一七一	二一、九一九	一、五二七	九五五	一六、九八六	一・四〇
咸南	三二	二八、一〇一	二四、〇〇八	三、二四九	七四四	二二、七一四	一・五五
咸北	三五	八、七七七	二四、五四四	二、八三九	一、八四四	一一、〇六五	一・六九
計	五五五	四八、九八五	四六、〇五三	三八、二二三	一七、四七七	三八、二四〇、七七七	一・五五

年度別	組合數	組合員數	總戶數	總組合員數ノ總戶數ニ對スル割合	年度別	組合數	組合員數	總戶數	總組合員數ノ總戶數ニ對スル割合
明治四十年度	一〇	五八一八	?	一	同四十一年度	九七	三〇、一七七	二四、三四五、〇	一・二五
同四十一年度	三	一八、二一八	一、四二八、八〇	〇、八三	同四十二年度	一一〇	三八、〇五二	二四、三四八、二四	一・六七
同四十二年度	九七	三〇、一七七	二四、三四五、〇	一・二五	同四十三年度	一一〇	三八、〇五二	二四、三四八、二四	一・六七
同四十三年度	一一〇	三八、〇五二	二四、三四八、二四	一・六七	同四十四年度	一二五	三八、六三三	二四、三四八、二四	一・六七
同四十四年度	一二五	三八、六三三	二四、三四八、二四	一・六七	同四十五年度	一二八	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同四十五年度	一二八	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同四十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同四十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同四十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同四十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同四十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同四十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同四十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同四十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同五十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同五十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同六十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同六十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同七十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同七十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同八十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同八十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同九十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同九十九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一〇九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一〇九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一一九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一一九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一二九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一二九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一三九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一三九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一四九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一四九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一五九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一五九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一六九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一六九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一七九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一七九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一八九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一八九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同一九九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同一九九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇〇年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇一年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇二年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇三年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇四年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇五年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇六年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇七年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇八年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二〇九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七
同二〇九年度	一二九	三九、三四一	二四、三四八、二四	一・六七	同二

而して組合員を全道の面積一萬四千三百十二方里に對比する時は一組合平均二十五方里にして、之れを行政單位なる府面數二千五百十五に對比する時は四個面强乃至五個面一組合の分布となるの狀況を示してゐる。而して業務上の發達に關しては、部分的には之れを後章に於て詳說すべきも、其の進展の概況を表示すれば左の通りである。

年度別業務概況

（單位圓）

年度別	拂込濟出資金	諸積立金	借入金	預り金	貸付金	預ケ金	△損失金
明治四十年度	………	………	………	………	一六二五	—	△ 五六
同　四十一年度	………	三三	………	………	三三五五	一六〇〇六	一七六〇
同　四十二年度	………	一七五四	………	………	四八七一六〇	三九一四三	四一三五
同　四十三年度	………	六一九一	………	………	七七九六四	四八一〇三五	一〇一〇
同　四十四年度	………	一六六七三	………	………	一一八一六七	五四一六三	一一七三
大正元年度	………	二七七四〇	二〇〇〇	………	一七〇一五一	六八六三七	一一一三
同　二年度	………	三九六三〇〇	三三四六	………	二〇六〇一四	四七三六〇	九三九一
同　三年度	七四七六	四九一〇六一	五九七三一	六一〇四	二一四七三六	五八四一〇一	四七九七
同　四年度	一七六八九	五一九七五九	五八四六〇	一九七九六〇	二一三七六八	一一三三五六	六四八一
同　五年度	三〇九七二四	五八三六四四	三一三一九	五三一一三七	二八八六五九	一一一九〇五九	一五七六
同　六年度	四四四四三	六八一〇五五	一〇一六四	五七一一五	三七一七一八	八八九五四	一五一〇
同　七年度	六四〇五	八一〇〇	一五一三九	一四一一七	一一四六一五	九六四八	一四一一七
同　八年度	一五七一	一一一〇六五	一三一三七四一	六九九九七	一一一〇〇五	一七七三一	六六
同　九年度	二五六四五二	一一〇〇七四五	一九〇八九七七	一〇一九九九	三一六一一四四	三五〇一一六	四八一四四
同　十年度	三四八〇五四四	一一四四八一六	二一九五六七	一六四七八一	三九七一九三一	七八一一九	一〇一〇九九
同　十一年度	四一〇一一七	二一一〇四九一	二八七四三六	二一六六九八一	五一一四五五二	九一〇八六	一一四一一七
同　十二年度	四八一七五二	三三五六四四	二九八一〇一三	二九一一一四四	五一一一五七四	一六一一六六	二一一五六四
同　十三年度	五三一一四五	四四七一〇三	三〇一五四一一七	三七七一一三一	六八一〇三九一	二一八六四一	一一四七三
同　十四年度	五五九九八	六一一一一六	三〇一六三一〇七	四六一一六七七	六六一五六〇六	二一七一五六	一一一四四四
昭和元年度	六五一〇一六	八一四四〇七	三八一七一四一	五四五〇四六	七五一一六五九	三九九一九九	一一九一〇六
同　二年度	七〇四六五	九六一〇九九	三六一八一一五	六六一四一六	八五一七七八三	三一三四九	一一四六一五

諸種の統計の示す如く、光武十一年（明治四十年）創立當時の年にあつては、組合數僅かに指を屈するに過ぎず、主要業務たる貸付金の如きも一萬六千二百六十七圓であつたものが大正三年及大正七年兩度の組合令改正に依り、急遽の發達を遂げ、昭和二年度末に在りては、八千五百十七萬七千八百六十三圓と云ふ膨脹を示し、預り金も亦六千三百六十一萬四千百二十八圓を算するに至つた。

之れを往時に就て考ふるに、大正七年組合令發布前に在りては、組合業務は農業施設を兼營したるが爲めに、或は農業技手を置き模範田を作り、米種の改良を圖り、諸種子、農具、器械又は種苗等の共同購入、棉花、蠶繭其の他の委託販賣等に、多大の努力を拂ひたるものであるが、漸次行政官廳の勸業施

設が完備するに從つて、金融組合は其の本然の使命たる金融のみに主力を集中する事となりたるものであつて、實に金融組合が當時朝鮮の開拓殊に勸業方面に、重要なる働きを爲したかと云ふ事は何人も之れを認むるものであると確信するのである。

創立時代に於ける當局の組合設立の方針は、農工銀行又は其の支店の所在地等は之れを避けたるの結果、郡廳所在地を中心として順次設立せられたのである、隆熙三年二月一日理監發第五九號度支部次官達財務監督局長宛の通牒に左の如き注意がある。

地方金融組合增設ニ關スル注意ノ件

本年度ニ於テ地方金融組合ヲ約五十個所增設ノコトニ相成リ候ニ就テハ、光武十一年度支部令第十六號地方金融組合設立ニ關スル件、第四條第二號設立區域ヲ定ムルニハ特ニ左開ノ點ニ注意相成候樣致度茲ニ及通達候也

一、設立區域ハ一郡又ハ二郡トシ、組合員數ヲ三百名以內トスルコト。

一、設立區域ハ行政區劃ヲ標準トセズシテ經濟交通ヲ基礎トスルコト。

右に依つて之れを見ると、當時は組合員數を三百名內外の數に限定したやうであつた、是れは如何なる理由であるかと云ふと、組合の創設時代の事として其の趣旨民衆に了解する者尠なく、加入者多きに過ぐる時は、組合の基礎の薄弱を來し少額なる組合資金を以ては、組合業務の經營に困難を生ずる恐れあるを顧慮したる結果であつたであらう。卽ち量よりも質を採り、以て充分之れを指導訓練して、相扶自助の民たらしめ度いと豫期したるに外ならない。故を以て當時の理事者は組合員の精神的訓練及組合趣旨の普及と云ふ事には、特別の努力を爲した。落寞たる可憐なる生計を營める組合員を救濟して、皇國の餘澤に浴せしむる爲め、朝に出ては道を說き夕に組合に歸りて金錢の出納に任ずるが如き、日常の行事であつた。「身を殺して農民の心に生きよ」と云ふ言葉は、眞に當時の組合理事者の叫びであつた。

また設立地點の行政區劃を標準とせず交通經濟の中心たるべしとあるは、適當なる當時の事由としなければならなかつた。然るに其の後組合增設頻々たるに及んで、監督上の必要より寧ろ行政區劃に重きを置くやうになつたと思はるる點がないではない、卽ち大正五年七月三日理第九七五號度支部長官通牒忠淸南道長官宛に

地方金融組合ノ業務區域ハ最少行政區劃タル面ヲ單位トシテ決定スベキモノニテ、一面ヲ二箇以上ノ組合ニ隸屬セシムルコトハ之レヲ認メザル方針ナリ。

とある。然るに其の後時勢の推移に連れ、單に行政區劃のみを以て、組合區域を決定することは尠なからず困難の場合あるが故に、大正十二年四月四日財務局長よりの各道(京畿道を除く)知事宛の通牒に、

村落金融組合區域ニ關スル件

首題ノ件ニ付左記甲號京畿道知事ノ照會ニ對シテ乙號ノ通リ回答致シ置キ候條御了知相成度候也。

乙　號

大正十二年三月十六日付理第一〇一號ヲ以テ御照會ニ係ル首題ノ件概括的ニハ可否決定難致候ヘ共、經濟上及交通上甚敷不便アル場合ハ、里洞ニ依ツテ區域ヲ定メシムルモ差支無之御申越ノ組合ニ付テハ區域變更手續取計ハシメラレ異存無之候也

甲號

村落組合ノ區域ハ從來大正五年七月三日理第九七五號忠清南道長官宛通牒ニ依リ最小ノ行政區劃タル面ヲ單位トシテ定メ來タリシモ同一面ト雖、其ノ一部カ所屬組合ニ遠ザカリ、且山岳河川等ノ爲メ全然所屬組合所在地ト經濟關係ナク、却ツテ隣接組合所在地ト密接ナル關係アルモノ在リテ、此等ノ組合ニ於テハ雙方共熱心ニ里ヲ單位トシテ區域ヲ改定センコトヲ希望致シ居リ候處、斯カル特種ノ向ニ對シ面ヲ分割シテ區域ヲ定メシムルコトハ、實際ニ於テ何等不都合ナキノミナラズ、雙方組合業務發展上將タ又組合員福利增進上極メテ適切事ト被思料候ニ付差向左記ノ通夫々區域變更手續取運ハシメ度存候處申請ノ上ハ御詮議可相成見込ナルヤ何分ノ儀至急御回示相成度及照會候也

左記略

次に尙ほ大正十二年六月一日理第五一八號財務局長より各道知事宛左記の通り達せられた。

村落金融組合ニ於ケル里洞ヲ單位トシテ行フ區域ノ設定變更ニ關スル御照會書又ハ組合ノ提出スル定款變更認可申請書等ヘハ自今面ノ分割ヲ便利トスル狀況ヲ知ルニ足ルヘキ見取圖(地勢交通機關、道路市場及組合事務所ノ位置、主要地間ノ里程等ヲ表示スルコト)ヲ添附スルコトニ御取計相成度候也、

右通牒の如く、現今に於ては行政區劃を主として已むを得ず行政區劃に依り難き場合に限り交通經濟の關係を以て、組合の區域を定め設立せらるゝことゝなり、甚だしき不便を認めざるに至つた。それはさて置き政府に於ては大正三年六月組合令改正を行ひたる結果第一着手として組合員の精選を行はしめ、組合基礎の健實を企圖したが組合員の組合に對する觀念徹底せずして、出資を厭ひ脫退を爲す者相ついで起り、爲めに大正二年度末に於て、組合員數八萬五百七十三人なりしもの大正三年度末に至り組合數增加せしに拘はらず、却つて五萬九千七百二十二人に減少した、於此組合に於ては極力中產階級にして組合の中堅となるべき者、出資義務の履行に堪え得べき者を組合員に抱擁し一面組合出資の制度の宣傳に努めたる結果、組合員の增加を來たし漸次、業務の繁忙を呈するに至つた。而して金融以外の附帶事業として倉庫利用の道を開き、之を媒介貸付として組合員以外の者にも其の利益を均霑せしめ、收容貨物の增加を圖ると共に地方金融の疏通に一段の力を致した。

斯かる形勢の下に貨幣の整理、補助貨の散布等に、不斷の努力を拂ひたるを以て効果漸く顯はれ又勸業施設も地方官廳の機關充實と共に可成之を廢止する方針をとつて、主要業務の進展上積極的態度に出ることが出來る樣になつた。庶莫組合の數に於ても、實質にあつても長足なる發達を來たしたのは、大正七年組合令改正後である、時恰も歐洲戰亂の影響に依る好景氣時代で、商工業界の發展急激であつて、資金の需要多大となり、市場の遊金は忽ちに消化せられ、農村亦景氣振興し米

價昂騰して活氣を呈せし際であつたので、組合事業は都鄙を通じて隆々たる氣運に向つた。政府は村落組合にあつては大體年取引高一萬圓以上の市場を中心として、左表の通り豫定計劃を進捗し都市村落一齊に增設を奬勵した。

金融組合設立計劃

道別	府郡別	面數	既設組合數	將來設立スベキ金融組合			組合數計
				市街地	農村	計	
京畿	三	二四八	二四	六	三	九	五三
忠北	一〇	二四四	一三	一	一五	一六	二九
忠南	一四	一五五	一〇	三	一六	一九	四九
全北	一五	一八八	二	二	一五	一七	二六
全南	一三	二七三	一四	三	二一	二四	三八
慶北	二四	二七三	一六	二	一九	二一	四七
慶南	二一	二五九	一三	四	二三	二六	三六
黃海	一七	二三六	一〇	一	一四	一五	二五
平南	一六	一六九	一七	三	一四	一七	三四
平北	一〇	一九四	二一	二	一九	二一	四二
江原	二	一六	一三		一五	一五	三七
咸南	一七	一四三	一七	二	一九	二一	三八
咸北	三	一七	一	一	三	四	五
計	一三	二五一七	一三〇	三	一三三	一三六	二六三

府及市街地に設立せらるべき金融組合

道名	地點	組合數
京畿道	京城府（三）仁川、水原、松都	六
忠清北道	清州	一
忠清南道	公州、太田、江景	三
全羅北道	群山、全州	二
全羅南道	木浦、羅州、光州	三
慶尙北道	大邱、金泉	二
慶尙南道	釜山（二）馬山、晉州	四
黃海道	海州	一
平安南道	平壤（二）鎭南浦	三
平安北道	新義州、義州	三
江原道		二
咸鏡南道	元山、咸興	二
咸鏡北道	清津	一
合計		三〇